

令和 2 年第 4 回定例会

河津町議会会議録

令和 2 年 12 月 10 日 開会

令和 2 年 12 月 11 日 閉会

河津町議会

令和二年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和二年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

令和2年河津町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月10日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	6
○一般質問	13
仲里司君	14
大川良樹君	32
渡邊昌昭君	49
渡邊弘君	64
○散会の宣告	80
○署名議員	83

第2号（12月11日）

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	86
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	87
○一般質問	87
塩田正治君	88
遠藤嘉規君	104
桑原猛君	123
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	164
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○選挙第6号	172
○選挙第7号	173
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
○委員会の閉会中の所掌事務調査の件	180
○閉会の宣告	181
○署名議員	183
○議案等審議結果一覧	185

第 1 日

12月10日（木曜日）

令和2年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年12月10日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 飯田吉光 書記 大川知寛

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（上村和正君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） これより令和2年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上村和正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

8番、土屋貴議員、9番、渡邊弘議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（上村和正君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、12月3日の議会運営委員会をお願いしご検討を願った結果、本日より12月14日までの5日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は、諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

11日は、一般質問3名、人事案件、条例案件、指定金融機関の指定、町道認定変更、規約関係及び補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、14日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より14日までの5日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（上村和正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第4回定例会諸般の報告。

令和2年12月10日。

第4回定例会が開催されるに当たり、令和2年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

9月16日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が静岡市で開催され、出席しました。

10月9日、賀茂郡町議会議長会臨時総会及び議長会議が当町で開催され、出席しました。

10月20日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

10月6日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

10月30日、令和2年第1回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

同日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

同日、議員月例会を開催し、天城山の鹿の食害や遊歩道の状況を確認するため、天城自然ガイドクラブの土屋光示氏の案内の下、現地視察を実施しました。

11月19日、議員月例会を開催し、来年度の予算方針、第5次総合計画の概要について町担当部局から説明を受けました。

11月24日、令和2年第2回町議会臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

11月30日、議会全員協議会を開催し、第4回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

9月29日、令和2年8月分の出納検査結果報告書を受領しました。

10月26日、令和2年9月分の出納検査結果報告書を受領しました。

11月30日、令和2年10月分の出納検査結果報告書を受領しました。

監査の結果報告。

9月29日、公金の収納または支払い事務に関する監査の結果報告書を受領しました。

定期監査結果報告。

11月24日、令和2年度の定期監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

12月3日、議会運営委員会が開催され、令和2年第4回町議会定例会の日程等、協議を行いました。

議会広報編集委員会。

9月29日、10月8日、13日、第3回町議会定例会の広報紙作成作業を行いました。

12月3日、第4回町議会定例会の内容につき、広報紙作成の打合せを行いました。

常任委員会関係議員活動。

9月29日、第1回河津町公共施設整備計画推進委員会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

10月15日、国民健康保険運営協議会委員研修が静岡市で開催され、国保委員が出席しました。

10月19日、第1常任委員会を開催し、今後の方針について協議しました。

10月23日、第2常任委員会を開催し、今後の方針について協議しました。

11月4日、河津町総合開発審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

11月11日、第2回東部社会教育関係者等研修会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

11月20日、賀茂郡社協役員研修が開催され、第1常任委員長が出席しました。

12月8日、第2回河津町公共施設整備計画推進委員会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

同日、第3回社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について。

10月7日、東河環境センター議会第2回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

10月27日、伊豆斎場組合議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

9月18日、「秋の全国交通安全運動街頭広報」が西小学校上国道414号沿いで行われ、議員とともに出席しました。

10月27日、河津駅前広場管理運営委員会が開催され、第2常任委員長とともに出席しました。

11月2日、地方議会議長連絡協議会意見交換会が沼津市で開催され、出席しました。

11月3日、河津町表彰式が行われ、議員とともに出席しました。

11月5日、河津町戦没者招魂祭が開催され、出席しました。

12月4日、第21回しずおか市町対抗駅伝競走大会壮行会が役場玄関前で行われ、出席しました。

12月5日、第21回しずおか市町対抗駅伝競走大会が静岡市で行われ、応援してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（上村和正君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） それでは行政報告をいたします。

本定例会が開催されるに当たり、9月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、県内でもクラスターが多発し、静岡県ふじのくに警戒レベルもレベル4、感染蔓延期中期となり、県内の一部ではレベル5相当ともなり、依然として感染防止のための警戒を継続していかなければなりません。

東京などの首都圏や大都市でも第3波と言われる感染拡大傾向の中、国では、経済対策でのG o T oキャンペーンが一部地域で中断しながらも、その他の多くの地域では継続して行われており、河津町内でも県外ナンバーの車や観光客の姿も見られ、波及効果もあるように聞いております。

また、来年の第31回河津桜まつりの開催に向けて、目に見える形で、町民、来訪者、営業者の安心安全を確保した河津桜まつりを実行委員会で対策及び準備を進めておりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新年恒例事業となっております元旦マラソン大会、消防団出初め式、新春賀詞交歓会は中止とさせていただき、成人式については予定どおり開催しますのでお願いいたします。

令和3年度予算編成方針について申し上げます。

当町の財政見込みは、歳入では自主財源である住民税等の税収に増額要因は見当たらず、人口減少等による地方交付税の減額等により、一層厳しい状況が見込まれています。一方、歳出面では、社会保障関係経費などの義務的経費の増額、投資的経費においても労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など、歳出増が見込まれています。

このような中で迎える令和3年度は、現在策定中の河津町第5次総合計画の初年度であり、「オール河津のまちづくり」を目指し、新たな10年間を見据えた予算編成が求められております。

現下の厳しい経済情勢を念頭に健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、行政改革を促進し、財政運営のさらなる健全化に取り組んでまいります。

令和3年度の予算編成に際しては、以上のことを前提に、「子育てしやすい環境」、「心豊かな人を育てる町づくり」、「安心安全に暮らせる町づくり」、「活力と魅力あふれる町づくり」を重点テーマとし、限られた財源を最大限有効に活用すべく、各事業の有効性を見極めた上で、選択と集中の視点から重点的に財源を配分すると指示したところであります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図る

とともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減、事業の合理化に努めるよう指示をいたしました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

町有地の売却について申し上げます。

購入希望者を公募しておりました町有地については、笹原及び下佐ヶ野町有地でそれぞれ購入希望があり、笹原町有地を11月4日、下佐ヶ野町有地を12月2日付で売買契約を締結いたしました。また、笹原町有地は2区画が残っておりますので、今後も購入希望者を募っていきます。

地域防災訓練について申し上げます。

12月6日の「地域防災の日」に合わせ、各地区自主防災会が主体となり地域防災訓練が実施されました。コロナ禍における状況でしたが、それぞれ予防対策を実施した中で訓練を行いました。

訓練内容につきましては、各地区の自主防災会が地元消防団等の協力を得て津波避難訓練や防災資機材の点検などを行ったほか、筏場地区におきましては、静岡県の職員を講師に招き土砂災害についての防災出前講座を実施し、笹原地区及び上佐ヶ野地区では、陸上自衛隊駒門駐屯地及び静岡県看護協会の協力を得て、それぞれ応急救護訓練を実施いたしました。

また、静岡県、自衛隊、消防等の関係機関に協力いただき、災害応急対策の検証、習熟を図ることを目的に、風水害を想定した災害対策本部運営訓練を実施しました。

消防団改革について申し上げます。

近年、若年層の減少、団員の高齢化などにより消防団員確保が難しくなっている中、さきに河津町消防団より定員削減計画の提案がありました。火災だけでなく災害対応についても重要性は増しており、持続可能な消防力を確保しながら定員削減や団運営の見直しが求められています。

町としても消防団の実情は承知しており、なおかつ町民に関わる重要な事項であることから、既に行政連絡委員会への説明を行い、来年4月1日施行に向けて、本定例会に消防団改革に関する条例改正案を上程しておりますので、ご審議をお願いいたします。

町表彰式について申し上げます。

11月3日、役場議場において河津町表彰式を行いました。式典では、町の発展に寄与された1名に功労表彰を授与し、長年にわたり地道な活動により貢献いただきました2団体に感

謝状を贈呈させていただき、これまでの功績をたたえました。表彰式では、今年初めて、受賞者の活動の状況など功績を展示して好評を得たところです。今後も継続していきたいと考えています。

町コミュニティセンター耐震対策事業について申し上げます。

11月24日開催の第2回町議会臨時会で承認、可決をいただき耐震対策工事に着手しましたので、利用者及び近隣住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。また、工事期間中の町民コミュニティ活動の代替施設として、河津バガテル公園旧レストラン棟を用意しておりますので、ご不便をおかけしますがご利用をお願いします。

河津寄って軽トラ市とテント市について申し上げます。

河津町産業経済活性化連絡協議会では、12月13日に「河津寄って軽トラ市とテント市」を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のためテイクアウトを前提にし、2月開催予定の第31回河津桜まつりの新型コロナウイルス感染防止対策の実証試験も行います。ご来場の皆様も新型コロナウイルス感染防止対策を取っていただき、ご参加くださいますようお願いいたします。

第5次河津町総合計画策定事業について申し上げます。

令和3年度から10か年計画として策定する本計画案に対して、12月から、町民に向け広く、意見、情報、改善案などを求めるパブリックコメントを行っております。町のホームページ及び役場町民生活課、企画調整課、図書館での縦覧を実施していますので、ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

令和2年国勢調査について申し上げます。

10月1日を基準日として5年に一度実施される国勢調査については、例年、対面を中心に調査を行ってまいりましたが、今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネット及び郵送方式による回答をお願いさせていただきました。現在、調査票の審査等を実施しております。町民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

町税収納状況について申し上げます。

町税収納状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予等のため、10月現在、町税全体の収納率は57.5%で前年比2.4ポイントの減、国民健康保険税の収納率は47.7%で前年比3.9ポイントの減となっております。

賀茂地方税債権整理回収協議会による10月末までの滞納整理の状況ですが、本年度は、前年度の財産調査等の結果に基づき、差押えに向けたさらなる個別調査を762件実施し、預金、

生命保険、不動産等の財産差押えを50件実施しております。また、滞納者全員に催告通知をしており、1回目を8月、2回目を11月に送付いたしました。今後は3月に通知を予定しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は、11月と12月を滞納整理強化月間と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでいます。今後も、納期内納付の推進を図るとともに滞納額縮減に努めてまいります。

子育て支援施設建設事業について申し上げます。

子育て支援施設建設に伴い、先行して整備を進めます代替役場職員駐車場につきましては、役場庁舎北東側隣接地を取得し、現在、職員代替駐車場実施設計を行っております。令和3年1月に工事着工するため、本定例会に関係経費補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

また、子育て支援施設建設実施設計業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により発注を留保していたため、所要の期間の確保のため令和3年5月の完成見込みとなり、本定例会に履行期間延長による繰越明許費を補正予算に計上しましたので、併せてご審議をお願いいたします。

こどもインフルエンザ予防接種助成事業について申し上げます。

子供のインフルエンザ予防接種は、任意接種とされていることから、町ではこれまで助成を行っておりませんでした。9月11日に、厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策本部より、今年の冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて通知がありました。

今年度は、インフルエンザ発症により、医療機関の混乱や感染症の重症化、学校等での集団感染の発生が危惧されるため、新型コロナウイルス感染症だけでなく、インフルエンザ感染症への対策も必要となります。このようなことから、今年度に限り、生後6か月から高校3年生までの子供を対象としたインフルエンザ予防接種について、10月1日から、接種1回当たり2,000円を上限に費用の助成を行っております。

高齢者移動支援セミナー事業について申し上げます。

超高齢化社会が進む中、高齢者の移動手段の確保が生活上の課題として掲げられております。町では、県の協力を得て高齢者移動支援セミナーを開催し、課題の集約や制度理解、安全運転の向上、支援策の検討などを行い、町に合った移動サービスの創出を目指して研修会を行ってまいります。多くの町民の皆様の参加をいただき、町独自の移動サービスの確立に

ご支援いただきますようお願い申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道に関連する各整備促進期成同盟会により、10月13日に国土交通省中部地方整備局へ、同22日に国土交通省、財務省へ要望活動を行いました。

(仮称)河津インターチェンジにつきましては、橋梁の上部工が本格的に始まり、インターチェンジの形が見えてきました。小鍋地区からのトンネル掘削工事も始まり(仮称)逆川インターチェンジ側も着々と工事が進められております。近隣の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

観光振興関連事業について申し上げます。

秋シーズンの観光振興として河津町観光協会への事業補助を行いました河津秋まつり事業は、新型コロナウイルス感染症を考慮し、11月23日の伊豆の踊子文学碑献花式典のほか、各地区で規模を縮小しながらも特色のあるイベントを連携して開催し、町内への誘客を図りました。

宿泊施設等支援事業は、宿泊者の誘客のため、9月19日より町内に宿泊シアンケートにご回答いただいた方の中から、抽せんで4,650名の方に河津町の特産品をお送りする事業です。当初は12月27日までご宿泊いただいた方が対象でしたが、1月末まで期間を延長する予定です。9月から10月の第1期分として865名に、11月の第2期分として1,081名に、順次、特産品を送付しております。

学校教育施設関連事業について申し上げます。

河津町立小学校統合準備委員会について申し上げます。委員会では、本年度4回の委員会を開催するとともに詳細な協議を進めるため部会を設け、多くの方々の意見を伺いながら協議を進めております。

社会教育事業について申し上げます。

第4回「伊豆の踊子」読書感想文コンクールについては、小説「伊豆の踊子」を多くの人に知ってもらうこと、読書の習慣を高めるため、7月1日から10月30日までの間、中学、高校、一般の部門で作品の募集を行いました。応募数は、一般の部5名、高校生の部3名、中学生の部57名でした。表彰式は、11月23日の伊豆の踊子文学碑献花式典において開催し、最優秀賞2名、優秀賞1名、佳作8名、努力賞2団体に表彰状を授与いたしました。今後も引き続き、読書感想文コンクールを開催し、文化振興を図っていきたくと考えております。

第21回静岡県市町対抗駅伝競走大会については、12月5日、静岡市を会場に12区間42.195

キロコースで行われ、県内全市町選手団が出場いたしました。河津町選手団は、募集により集まった候補選手28名が8月から約4か月間の練習を続け、代表選手12人が大会に出場し練習の成果を発揮しました。結果は、町の部で12チーム中第7位に入賞し、また、人口1万5,000人以下の町の部1位に贈られる「ふるさと賞」も受賞いたしました。「ふるさと賞」の受賞は4年連続となります。選手、監督、コーチをはじめ、関係者の皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の応援に厚くお礼申し上げます。

入札結果について申し上げます。

9月8日に実施した町営バス購入は、黒田自動車駅前工場が落札し、342万8,997円で契約し、12月3日に納車をいたしました。

9月16日に実施した下河津漁港見高地区海岸（高潮対策）護岸かさ上げ測量設計地質調査業務委託は、株式会社フジヤマ沼津営業所が落札し、1,650万円で契約しました。

9月24日に実施した新型コロナウイルス感染症対策事業、河津町立河津中学校・南小学校体育館換気設備設計業務委託は209万円で、同じく河津町立西小学校体育館換気設備設計業務委託は101万2,000円で、同じく河津町立東小学校体育館換気設備設計業務委託は101万2,000円で、それぞれ一級建築士事務所野田建築設計事務所が落札し契約しました。また、同様の対策事業で、河津町立小中学校空調設備設置工事設計業務委託は、株式会社ユー設計集団いなば建築設計室が落札し、258万5,000円で契約しました。

10月15日に実施した同様の感染対策事業、河津バガテル公園旧レストラン棟換気空調設備機器購入は、すずき電機が落札し、270万1,380円で契約しました。同様の対策事業として、ウェブ会議用ノートパソコン購入は、株式会社スワベ商会下田支店が落札し、171万6,000円で契約をいたしました。同様に、可動式会議システム機器購入は、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社と1,254万円で随意契約を締結しました。

10月20日に実施した同様の対策事業、エアテント購入は、旭産業株式会社沼津営業所が落札し、193万8,244円で契約しました。河津町立小中学校児童生徒用パソコン購入は、西日本電信電話株式会社静岡支店と3,949万円で随意契約を締結しました。

10月21日に実施した道路メンテナンス事業、町道縄地堅岩松葉線（下條橋）橋梁補修工事は、東海建設株式会社が落札し、1,075万8,000円で契約、道路メンテナンス事業、町道川津筏場大堰久保田線（桃木沢橋）橋梁補修工事は、斉藤土木株式会社が落札し、286万円で契約しました。

11月9日に実施した河津町コミュニティセンター耐震対策工事は、東海建設株式会社が落

札し、1億2,798万5,000円で契約しました。

11月18日に実施した松くい虫等防除事業業務委託（予防剤注入）は、株式会社松田屋が落札し、111万5,400円で契約、令和2年災査定第9号 町道見高2号線災害復旧工事は、山内組が落札し、435万6,000円で契約、令和2年災査定第10号 町道縄地線災害復旧工事は、東海建設株式会社が落札し、693万円で契約しました。

12月8日に実施した河津町立小中学校情報通信機器用電源キャビネット設置工事は、株式会社宮崎商会が510万円で、河津町立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事は、シーキューブ株式会社静岡支店が798万円で落札しました。

報告は以上のとおりでございます。

今年も残り少なくなりました。コロナウイルス感染症対策など、1年間、町民の皆様方の協力を得て行政運営ができたものと考えております。感謝申し上げます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の動向も厳しい状況が予想される中、今まで以上に踏み込んだ「行政と住民の役割と責任」を基本として、町民の皆様とともに次の世代に引き継ぐことができる町を目指し行政を進める所存でございますので、今後とも皆様方のご支援、ご協力をお願いいたします。

私からの行政報告は以上でございます。

○議長（上村和正君） これで町長の行政報告を終わります。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

7番、仲里司議員、1番、大川良樹議員、3番、渡邊昌昭議員、9番、渡邊弘議員、6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員。

◇ 仲 里 司 君

○議長（上村和正君） それでは、7番、仲里司議員の一般質問を許します。

7番、仲里司議員。

〔7番 仲 里司君登壇〕

○7番（仲 里司君） 改めまして、皆さんおはようございます。

令和2年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。

その前に、今回どころか現在はやりの国内の新型コロナの感染者数ですけれども、昨日は感染最多の2,810人、そして重傷者は19人増えまして555人、国内の累計感染者数はクルーズ船を含めまして17万49人、死者は2,500人となっております。そのような中で、我が河津町には依然、感染者は発生しておりません。先ほど町長が申しましたように、安心安全のまちづくりを進めていただきたいと思います。

それでは質問に移りたいと思います。

私の今回の質問は、1点目、町長の政治姿勢について、2点目、第31回河津桜まつりについて、3点目、空き家バンクについて、以上3点であります。

それでは、まず第1点目としまして、町長の政治姿勢について伺いたいと思います。

公約の成果について、そして行財政改革の取組についても伺います。

町長に就任された平成29年12月の第4回定例会におきまして、所信表明の中で町長は7つの公約を掲げられました。大項目としまして順番にいきますと、1、子育て関連施設は早急に予定地等の具体的検討を進める。2、小学校の統合問題については積極的に取り組む。3、

防災対策については減災対策を中心に進める。4つ目としまして、河津バガテル公園の再生について検討を進める。5、第1次産業と第3次産業との連携事業に取り組む。6、幼稚園・保育園の将来的な運営形態について検討を進める。7、効率的な行政運営や開かれた行政を進めるために行財政改革に取り組む。

以上の7点を掲げられ町政運営に関わり、3年がたちました。任期は残り1年というところでありますけれども、実行されたもの、また、未着手のものもあろうかと思われませんが、行政報告で報告されたものもありましたけれども、改めて町長に、公約した7つの点の成果について伺いたいと思います。

昨今の財政状況を見ますと、新型コロナウイルスの影響で町内の経済は冷え込み、町民は大変厳しい生活を強いられております。当然ながら、町としましても税収入の落ち込みも懸念され、行財政運営に大きな影響を与えるのではないかと考えます。公約の中で7番目の行財政改革について、効率的な財政運営、また事業見直しに費用対効果の再検討などを進めるとされたわけで、実行に移された点、また、それを具体的に回答いただければと思います。

続きまして、2点目に、「オール河津のまちづくり」をどのように取り組んだのか伺います。

この点についても、町長選挙におきまして、さらには就任当初の所信表明において、情報公開と町民参加のまちづくりを掲げたわけですが、町長の目指した新たなまちづくりをどのように進められたのか、また取り組まれた成果として、町民のまちづくりに関する責任や参加意識が高まったと感じられておるのか伺います。

以上、質問いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、仲議員の質問の内容ですが、町長の政治姿勢について、1点目は公約の成果について、行政改革の取組について、あるいは2点目に「オール河津」のことについてということで答弁いたします。

まず、公約の成果について、行政改革の取組についてでございますけれども、私の選挙時の公約は仲議員がお尋ねのように7つございます。具体的な内容についてはご質問の内容のとおりでございますが、その成果について申し上げます。

まずは、公約を実行するに当たり、新たなまちづくりの展開を、情報公開と町民参加のまちづくりによる「オール河津のまちづくり」を目指して取り組んでまいりました。全体的な公約の成果については、この3年間ではまだまだ実現に至っていないものも多いわけござ

いますが、取組については、その都度、議会の議員さんや町民の皆様にお知らせしておりますので、あえて詳しくは申し上げませんが、具体的な取組や成果について申し上げます。

1つ目でございますが、子育て関連施設の建設につきましては、早急に予定地等の具体的な検討を進めるとの公約でございます。

既にご存じのように、子ども・子育て会議への諮問による検討から始まりまして、答申を受けた中で用地も決まり、基本設計も終わり、現在は、来年度の建設着手に向けて実施設計が進んでおります。また、子育て世代の避難場所としての機能も併せて活用してまいります。

次に、小学校統合問題につきましては、積極的に取り組むという公約でございます。

こちら、前段の検討組織であります学校教育環境整備委員会、さらに小学校統合準備委員会から、教育長からの諮問による答申を受けております。現在は、ご存じのように、令和5年度に統合し、現在の南小学校を仮校舎として当面利用し、将来的には、河津中学校周辺に新校舎を建設して小中一貫校を目指すというものであります。また、統合準備委員会では部会を設けまして、通学方法や援助、校章や校歌など、統合に関わる事項について継続して検討いただいております。

次に、防災対策につきましては、減災対策を中心に進めるとの公約でございます。

既に町民の皆様には、「知る」「備える」「行動する」を念頭にファイル式の防災ガイドブックを作成し、配付を行いました。そのほかにも、地震、津波、水害などの各種災害に対する訓練や自主防などへの資機材の配付、避難路の整備や路面標示、家具の転倒防止補助金制度の創設などを行っております。

ハード面では、津波に対する沿岸地域の防潮堤事業も見高地区から始めていますし、学校などの広域避難所の電源対策なども行い、将来的には、防災本部である役場周辺が手狭であることから、峰地区に本部のサテライト機能を持つ防災公園も計画し、用地の取得段階であります。

次に、河津バガテル公園につきましては、再生の検討を進めるとの公約でございます。

平成30年10月に、外部の大学講師や地域の代表3人による再生検討委員会を設けていろいろな議論をしていただきました。方向性としては、民間による園の運営を基本として、指定管理者の公募による運営を目指してまいりました。しかし、最終的には公募は不調に終わりました。今年度から新たな資金確保を図り、新たな方針について、再度、委員会において検討いただいているところであります。今後、方針が示された中で取り組んでいきたいと考えております。

次に、第1次産業と第3次産業との連携事業に取り組むとの公約でございます。

河津桜のブランドを生かした河津桜切り枝商品化研究会を平成31年3月に立ち上げ、商品化に向けて、県などの協力を得て取り組んでおります。試験出荷やテスト販売、苗や圃場整備の補助制度なども立ち上げまして、併せて、遊休農地や耕作放棄地の解消策にも取り組んでおります。既に大鍋地区では出荷用の棚方式の植栽も行われまして、また逆川地区でも、本年度、植栽が予定されております。また、バガテル公園では食用バラの試験栽培も行いまして、民間の事業者とともに協働で消費拡大に取り組んでおります。

次に、幼稚園・保育園の将来的な運営形態について検討を進めるという公約でございます。

これは、将来的な運営の検討で、保育園については、民間事業者でありますので、現状では具体的な運営形態の話合い等は行われておりません。しかし、子ども・子育て会議の中では議論がされております。

現状として、町としては当面の課題として、幼稚園の中で少しでも保護者の実情に対応するため、4歳児、5歳児の預かり保育の時間延長ですとか、3歳児の預かり保育の開始などを行ってまいりました。今後も、公約実現に向けて、具体的には、民間の保育所の理解を得て認定こども園など考えていきたいと思っております。

次に、具体的な行政改革への取組についてのご質問でございます。

とにかく財政上の問題が大きいかと思います。特に自主財源が厳しい当町にとって、いかに補助金を含めた事業を行っていくか、また、最少の予算で最大の効果を得るような計画的に事業を進めるかが大事であります。これまでの事業の中で、町にとって重要であり必要不可欠な事業については、できるだけ国などの補助や起債の有利な事業に取組を行ってきております。また、主要事業につきましては、3か年の総合計画のローリング調書作成に、沿った内容を精査し、さらに、私なりに今後実施が考えられる事業の制度設計調査のヒアリングも毎年行いまして、計画的に進める仕組みもつくってまいりました。

補助事業につきましても、予算ヒアリングで内容を精査し、特に職員に対しては、考え方によって補助事業に取り組めるものがあるので、お金がないときは知恵を出して、できるだけ町民の要望に応えるように努力をしております。さらに、主要事業については、できるだけ費用対効果を考え、町の負担が少なく済むよう国や県の情報に注視し、場合によっては各方面に要望や陳情もお願いするよう努めてまいりました。

役場内部の執行体制も、事業内容や新規事業の取組なども考え、少ない人員の中でも効率よい配置などを念頭に置いて異動等も行っております。

以上であります。これまでの公約以外の仕事も含めてまだまだ実現に至っていない事業も多いのですが、当面のコロナ対策など重要課題に取り組みながら、これからも公約実現など町民の負託に応えられるよう努力をしまいたいと考えます。

次に、2つ目のお尋ねの「オール河津のまちづくり」にどのように取り組んだかという質問でございます。

まず、「オール河津のまちづくり」を目指すためには、情報公開と町民参加のまちづくりが前提でございます。そのためには、まず行政情報を公開することで町民に正しい情報を伝え、その情報を基に考えていただき、そして意見を取り込みながら行政運営を進めることが大事でありまして、町民参加の原点であると考えております。そのためには、あらゆる機会や手段、媒体を使って情報の発信に努めてまいりました。

最初に取り組んだのは、ご存じのように、河津町の情報提供推進要綱の作成によりまして、町の重要施策について情報提供推進への取組姿勢を制度化いたしました。この要綱の方針を受けて、具体的には町政懇談会の開催、重要課題の町民説明会、子ども議会、広報かわづの紙面による行政情報の充実、農協有線テレビによる取材や毎月の定例記者会見における行政報告などの放映を行い、また、重要な事項については、町民参加の審議会あるいは検討委員会を設けて情報提供や意見などを伺い、実施してまいりました。

議会に対しても、これまで議会の一般質問の中継をはじめ、さらに議事録のホームページ上での公開などもお願いし、その実現に至っております。また、町の進める重要事項の内容や進捗状況など、その都度、議員説明会を開催していただき、町民と同様に理解いただけるように努め、これまで9回の議員説明会を開催させていただきました。

お尋ねの「オール河津のまちづくり」推進を掲げたのは、これからの河津町の運営は、町民全体が一体となって推し進めていくことが重要でありまして、特に人口が少ない小規模な町にとって、一丸となってまちづくりを進めていかなければ明るい未来は考えられません。そのために、前段の情報公開と町民参加のまちづくりを、前提を踏まえることが大事でありまして、これまで私が進めてきた進め方やスタイルで「オール河津のまちづくり」が果たされていると思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） 町長の公約の案件について、成果を今、発表してもらったわけですが、けれども、「オール河津」の取組という中で、町民全体とか町ぐるみでということも分かりま

すけれども、「オール河津」というのは、このニュアンスがどのようなことで、全ての方が「オール河津」ですよということは分かりますけれども、その使っている意味が、単純な「オール河津」だけじゃないような気がするんですけれども、まあ分かりました。

そのまま、じゃ続けますけれども、町長がこうして公約の案件について1番から7番、また2番目の行政改革、財政改革について発表を受けました。しかしながら、公約の4番目にありますバガテル公園の再生についての考えですけれども、先ほども町長、既に言っていますが、平成30年度に再生検討委員会が設けられてから議論され、運営母体を公募し、しかしながら不調に終わり、何の再生もなく現在に至っているのではないのでしょうか。再生に関して全く姿が見えてこないわけでありますけれども、町民との会話の中で、私たちが話す中ですけれども、おーい、バガテル公園の話がよく出るけれども、バガテル公園にどれだけの金、使っているのかな、どのような方向に持っていくのかなという質問をよく受けます。しかし、最も町民が関心を示しているのは町長の公約への取組ではないのでしょうか。

今、新たな方針ということで町長いろいろと述べていただきましたけれども、その意気込みは前以上に感じたわけですから、ではちょっと僕、聞きますけれども、バガテル公園の運営について、この5年間での入園者並びに町からの支出がどのように推移しているのか、町民に分かりやすく数字を示していただきたいと思います。平成29年度にはマイナス何千何百万の収支という形で結構です。これは担当課に伺いたいと思いますけれども、お願いします。

そのまま続けて、次に行財政改革についての再質問ですけれども、町では、11月2日に令和3年度当初予算編成方針を各課に通達し、議会としても説明を受けました。その中で、基本的留意事項として既存事業の見直しが掲げられておりました。まさに、既存事業のスクラップアンドビルドによる見直しを図ることは重要なことだと考えます。行財政改革について、委員会の公開などの情報公開、さらには、庁内の機構改革を進めた旨の回答をいただいております。一つずつ進んでいるのかなという感じもしていますけれども、国においては、河野太郎行政改革担当大臣が、予算執行の無駄を外部有識者がチェックする秋の行政事業レビューの公開点検作業に関し、8府省、13テーマを対象にすると発表されました。無駄削減に加え、政策の在り方を議論するとも述べています。

そこで、町長に伺いますが、町長が掲げる住民参加のまちづくりを進める上で、町民を外部有識者として採用し、行財政において重要政策をチェックする組織を設ける考えはありますか、伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、バガテル公園の関係あるいは行財政改革についてのご質問だと思いますので、お答えします。

バガテル公園につきましては、先ほども申しましたが、7つの公約の一つということで、この3年間で、私も手順を踏んで地道に進めてきたつもりでございます。仲議員が先ほどおっしゃったように、人それぞれ評価は違うと思いますが、よくやっているなという評価も受けたこともありますし、中にはそういう方もおられるのかな、人それぞれだなと、そう思いますけれども、これまで私は、手順を踏んでそれなりに進んできたのかなと思っております。

議員がお尋ねの再生につきましては、当公園は2001年に開園し、当時は「花の町河津」を象徴する施設としてオープンしました。既にこの公園も19年、20年近くたっております。また、公園の運営組織につきましても、当初は町と株式会社で運営して、その後、第三セクターが運営して、今は、2015年4月より町直営の施設として運営をしております。そういう変遷がございます。

私も、町長となりまして、何とか以前のようなにぎわいのある施設として再生したいという思いから公約に掲げて、特に2年前から、先ほど言った大学の講師など専門家の人や町民などによる検討委員会を設けまして検討してまいりました。これまで、前のようなグレードを保ちながら文化の薫る公園を目指しまして、併せて、再生に向けて検討委員会の意見を踏まえて取り組んでおります。取組については、これまでも議員をはじめ町民の皆さんにも説明して取り組んできましたし、議員の皆様にもご理解いただいて、今回の新たな取組についても、予算措置についてもご理解いただいたものと思っております。

再度のお答えとなりますが、今年度から民間の力を借りて新たな資金確保を図り、新たな方針について、再度、委員会において検討をいただいているところであります。今後、方針を示された中でさらに進めていきたいと思っております。

先ほど議員お尋ねの収支につきましては、後ほど担当課長より答弁させます。

次に、行財政改革についてお答えいたします。

特に評価について、議員が、外部有識者による行財政において重要施策のチェック組織を設けたらとのご質問だと思います。

現状では、先ほど答弁で申し上げましたが、総合計画のローリングですとか独自の私の制度設計、ヒアリング、予算執行上の査定など、主要事業については、できるだけ費用対効果を考えまして町の負担が少なく済むように、国や県の情報に注視し、場合によっては各方

面に要望や陳情もお願いするように努めてまいりました。現状では行財政改革の意識を持って取り組んでおり、特に外部によるチェック組織は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、仲議員から5年間の入園者並びに町からの収支を伺いたいということですので、そちらのほうについてお答えさせていただきたいと思います。

年度、入園者、収支、差額の順に申し上げます。平成27年度4万3,192人、マイナス3,232万6,000円、平成28年度4万4,003人、マイナス3,413万5,000円、平成29年度4万4,171人、マイナス3,819万4,000円、平成30年度4万2,639人、マイナス5,996万9,000円、令和元年度3万7,444人、マイナス6,168万1,000円、このような数字となっております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） バガテル公園について、実際に平成30年4万2,639人、5,996万9,000円の赤字ということでありましたけれども、こうして約6,000万円のマイナス収支で、町民の納めた税金を含む町の予算から6,000万円ものお金を支払っているわけでありますね。今年度は、さらにマイナスが増えるのではないかという予測も出ております。

そこで、町長はバガテル公園の再生を強く述べられていますが、町長として、バガテル公園のマイナスの要因というのはどこにあると考えておりますか。また、再度、再生委員会を設けたようですが、町長は、もう先ほど答えてくれてあるかもしれませんけれども、何を諮問されたのか、また、担当課としまして何を指示されたのか、2点伺っておきたいと思えます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） それではただいまの質問にお答えします。

まずは、公園のマイナス要因についての考え方でございますが、また、再生の検討委員会の諮問についての件でお尋ねだと思っております。

経営のマイナス要因につきましては、前の議会の中で議員の答弁にも答えておりますが、採算ベースとなる入園者数とか客単価の減少によるもので、現状では、入園者か客単価かどちらかが倍増しなければ解消できないというふうに考えております。

再生委員会の諮問については、継続しておりますので、これまでのとおり、バガテル公園

再生に向けて調査・検討をいただくということでございます。現状は取組途中ですが、これまで町の直営になりまして5年間たったわけですけれども、その中で、立て直しができない中で公園のグレードも落ちまして、かえってイメージを悪くしている場面も見られました。私は、そういう現状を見まして、何とか民間の力を借りて再生に取り組み、昨年の公募事業の中で、民間との相対での交渉で現在の事業者の提案を受けまして、先ほどから申しているように現在進めている、そんな状況でございます。

また、町としましても、民間事業者に頼るだけではなくて、公園のイメージアップやグレードアップをいたしまして、集客を増やす試みにも並行して取り組んでおります。おかげさまで、コロナ禍の中で大変厳しい状況でございますが、この秋には、新日本フィルハーモニー弦楽四重奏の演奏ですとか町の「てらまち会」によるプロジェクションマッピングなど各種のイベントを通して、町民をはじめ、昨年以上に多くの入園者があり成果も実感しておりますし、先日の新聞等でも報道されたとおりでございます。

また、再生検討委員会である外部の専門家からも、公園が今まで以上によくなっているとの言葉もいただいております。今月も秋バラまつりが終了したわけでございますが、継続して各種イベントを開催し、町民の皆様が親しまれる公園を目指し、集客に取り組んでいきたいと考えております。

現在進めている民間事業者の力を借りながら、力を生かしながら、また再生事業検討委員などの意見も聞きながら、町としてできる限り可能性を検討しながら進めたいと思います。私も、議員からのお言葉のように、骨身を削る思いで一生懸命取り組んでいきたいと思しますので、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 仲議員のほうで担当課として何を指示されたのかということがありましたので、そちらのほうちょっとお答えしたいと思います。

当初、再生検討委員会のほうでは、自力再生の可能性、民間資本による再生、その他の可能性等、広く検討してもらいたいということで開催をしております。検討委員会の中では、自力再生は断念して民間資本による再生ということで指定管理者の公募を行いましたけれども、周知のとおり不調に終わったところでございます。しかし、再生検討委員会では、公募が不調に終わった要因の一つに資金不足が指摘されているということから、まずはその資金をふるさと納税によって確保し、民間資本導入の再募集、またはその他の可能性を模索しよ

うという方向で今進めているところでございます。これは町長の答弁にもあったとおりでございます。

10月に任期が満了しましたものですから、まだその再生検討も道半ばというところで、再度、同じ委員の方に委嘱をしたということで理解しております。その中で、バガテル公園の現状を把握していただき、非常によい印象であると評価をしてもいただきました。しかし、現状は、コロナウイルスの影響もあり、かえって状況が厳しくなっているところでもあります。町長の答弁にもありましたように、自力再生は断念したところですが、そうはいってもおられませんので、いろいろなイベント等を開催しつつ、その中でも少しでも集客の望める対策を講じるように指示があって、進めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 仲里司議員。

○7番（仲里司君） 町長並びに担当課長からいろいろな政治姿勢について回答をいただきました。ここに持ってきましたけれども、先ほど町長が発表してくれました秋バラまつり入園者倍増、G o T o 効果、団体減も個人は増えたと、新規イベント好転も後押しということでバガテルの評価をいただきまして、私もこれを見た中で、この頃バガテル公園すごいことやっているなとつくづく思いまして、あそこでまたトウクトウクも走ったりしていましたので、そういう意味で、様々なイベントを今まで以上にやってもらったら再生できるのではないかなと思っております。

私は、町長が言うように、そのままじり貧でおしまいにするのではなく、バガテル公園を何としても今まで以上に盛り上げるんだよということで、これからも骨身を削って実行されることを期待したいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

2点目は、第31回河津桜まつりについて行いたいと思います。

この話はよく出ることなんですけれども、祭りは、第1回の開催から伊豆半島を代表する祭りに成長しております。現在では、早春の伊豆半島を代表するイベントである河津桜まつりですが、開催された当初は1か月間でわずか3,000人でした。その後、来場者は急速に増加し、第9回には100万人を超え、継続して100万人を超える来場者があったわけです。しかしながら、平成23年の東日本大震災によりまして、これを契機に減少し、近年は50万人前後で推移しております。昨年度は、新型コロナウイルスによる大変厳しい結果となりました。本年は、期間中に50万人の来場を想定しているそうでございます。また、経済波及効果につ

いてはよく述べられますけれども、河津町で27億、伊豆半島全体で212億円、伊豆半島の一大観光イベントに成長しているわけですね。

第31回河津桜まつり実行委員会が開催されまして、運営委員会の協議結果を基に、開催可否の判断、新型コロナウイルス感染症対策、予算案について話し合いが持たれ、開催の方針を固めております。11月27日に第3回の実行委員会が開催されてから詳細が決まっておりますけれども、その中で町長のお考えを伺いたいと思います。実際にコロナ禍のことで様々な項目が重なる部分があるかと思いますが、河津桜に向けてのコロナ禍での桜まつりをどのように町長考えているのか伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま仲議員の第31回河津桜まつりについて、特にコロナ禍の河津桜まつりの開催についてのお尋ねですので、お答えしたいと思います。

現状を見ますと、やはり新型コロナウイルスの影響を受けまして、来年2月に予定しております第31回河津桜まつりの開催については、感染者状況ですとか経済状況を含めていろいろ検討してまいりました。特に開催の可否につきましては、感染症対策を講じながら現状では開催する方向で考えております。併せて、具体的に対策をどのようにするかということで、検討を産業団体で構成する実行委員会で、先ほど仲議員がおっしゃったように、既に3回実行委員会を開催しまして具体的にその対策を進めております。

コロナ禍の中で予定されている第31回河津桜まつりの新型コロナウイルス対策の基本の考え方を示したいと思います。と考えております。

今回の河津桜まつりも、例年のように町内外から多くの人を訪れる予想がされますので、町の全ての人の感染防止対策を優先した期間中の特別なルールをつくります。これは、河津桜を見に来る人、町内で生活をする人、全ての人の命を守る、みんなの安全を図るためのとても重要なルールだと考えております。

まず、来訪者には、来る前にお願いすること、桜を見に来たときにお願いすることがあります。そして、生活する人、これは営業をする人、住んでいる人も生活する人と考えておりますが、安全対策を講じること、また日常生活での対策、期間中の特別対策、全体的な会場対策などをお願いします。この特別なルール、お願いは、命に関わるルールですので、重要さを認識していただけるようにお願いします。

これらの対策によりまして、町にいる人、来訪者や町民などを含めまして、全員が安全安心と思えることが大事で、結果的に、河津桜まつりの見学や周辺を観光して楽しむことがで

きまして、また、安心して生活できるものと思っております。

これまで3回の実行委員会で決定しました要点について幾つか申し上げます。

1つ目の開催日の関係でございますが、本年は開花が早かったこともありまして、期間短縮ですとか前倒しの意見もございましたが、従来どおり、2月10日から3月10日までの開催と決まりました。

2つ目の河津桜まつりの開催の可否判断につきましては次の内容となりました。協議の基準というのを幾つか挙げており、3つほどございます。1つは、静岡県に国の緊急事態宣言が発令されたとき、2つ目は、県の「ふじのくに警戒レベル」のうちレベル5、特別警戒が発令されたとき、3つ目、町内及び近隣市町で深刻な感染拡大が起こった場合、以上のような状況が起こった場合には、直ちに河津桜まつり実行委員会を開催し、可否の判断を協議し、決定するということが1つ目でございます。

それから、実行委員会の中で駐車料金のことも話がされまして、実行委員会の駐車料金の値上げを行います。河津桜まつりの適正な管理運営の継続のために、また、今年は町から特別な助成もありますが、新型コロナウイルスの感染防止対策経費が見込まれることから、実行委員会の駐車料金の値上げを決めさせていただきました。関係者のご理解のほどをよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） 実際に桜まつりの最中に感染者が発生した際にどのように対応するかということで冊子の中に詳細が載っていますけれども、明確化ということで、具体的に何をどうするという項目が確認できなかったんですけれども、そしてもう1点が、飛沫の飛散防止の大声での叫び声等の自粛で、店内の試飲とか試食、どのような形で自粛を求めるのかという項目を、実際に取扱書に詳細が載ってございましたけれども、この2点、保健所に電話するとか、防護服をつけるとか、飛沫の関係のビニール袋をどうするかとか、そのような項目で、具体的に感染者が発生したときには町としてどのような対応というのは決まっていますか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） 今まで第3回の実行委員会の中で基本的にはいろんなことが決まっております。今月中には具体的にいろんなことが決まってくると思います。まだまだ検討中のこともございますし、今月13日には軽トラ市で実証実験をやろうということで、検温者のシ

ールだとかそんなことも実験でやって、そこで改善点をまた見つけようと思っております。

具体的には担当課長のほうで把握していると思いますので、現在までの状況については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、現時点での対策内容についてお答えいたします。

まず、来訪者には、原則、健康チェックを受けていただきます。サーモグラフィ機能搭載のセルフ検温器で検温すると正常な方には健康チェック済みシールが発行されるため、目立つところに貼っていただくことにより健康確認が見える化します。このセルフ検温器については、河津駅、桜まつり本部、健康チェックブース等に設置をする予定です。また、町内はもとより近隣市町の宿泊施設などにも協力をお願いして、桜まつり来訪者の健康チェックを行ってもらうことを検討しております。協力していただける宿泊施設には、健康チェック済みシールの配付を予定しております。

次に、健康チェックブースの設置についてですが、会場内に2か所設置し、健康チェックを行い、健康チェック済みシールと啓発カードの配付、マスク未着用者にはマスクの販売も行う予定です。

次に、見回りスタッフを配置します。会場内を巡回し、密にならないよう注意喚起をし、健康チェックが未実施の来訪者がいた場合には検温等を行います。

次に、混雑状況の情報発信についてですが、会場内に設置してあるライブカメラの情報と原木周辺など会場内の混雑状況をホームページ上で発信することにより、混雑時の来場に配慮していただく予定です。また、その情報を近隣の道の駅などで情報発信することも検討しております。併せて、混雑時には、実行委員会駐車場の受入れ中止の検討もしております。

次に、出店者対策についてですが、出店の際、確約書を提出していただき、感染防止対策を実施していただきます。店先には感染防止策を実施している内容を明示していただきます。

次に、ごみ対策についてですが、来訪者へバイオマスプラスチック製のビニール袋を配付し、鼻水、唾液などが付着したちり紙、マスク等の持ち帰りを促します。

次に、トリムコースについては、可能な限り一方通行について検討しております。また、さくらの足湯処、豊泉の足湯処、河津三郎の足湯処については、密接を避けるため閉鎖する予定であります。

次に、美しい伊豆創造センターと連携した広域での事前広報・宣伝の中で特別ルールの周知を行い、来訪者に感染予防対策をお知らせする予定であります。また、伊豆における観光

型Ma a S実証実験実行委員会と連携して、「I z u k o」混雑度検索システムによる河津駅の混雑情報の発信も検討しております。

以上のような内容について今後さらに詳細を詰めて感染予防策に取り組んでいくわけですが、先ほど仲議員が質問されたように、実際に感染者が出た場合の搬送ということが盛り込んでありますが、今の段階では、具体的にどういう手順でというふうなことは、検討段階ということでご了承願いたいと思います。

また、町長の行政報告にもありましたが、今月13日に開催される河津寄って軽トラ市の中で健康チェックブースを設置して、健康チェック態勢の試験実施も行う予定であります。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） それぞれことで様々なことを計画されているわけですが、感染予防としていろいろなことが改革されていますが、2点ほど確認したいんですけれども、仮設トイレというのが数か所あるかと思えますけれども、その感染予防に関しての消毒等とかはどなたがやるようになっていますか。

また、見回るスタッフを配置するとありあましたけれども、見回りスタッフの配置、非接触型温度計ということで、これ初めて聞く言葉なんですけれども、どのようなことでこれを実施するのか。

それと、河津特別ルールというのができていまして、これはあくまで案かもしれませんが、ソーシャルディスタンスを確保できるように来場者整理員を配置するとありますけれども、これは見回りスタッフとはまた別にその方々を準備するということですか。

以上、この3点をお願いします。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） トイレの清掃を誰が行うか、見回りスタッフと、非接触式検温器は、今、議場に入られるときも皆さんやられていますよね。あれです。人員の関係については、今、募集をかけている最中ですので、どの程度集まるか、ここが一番重要だと思っております。実際に清掃等をやっていただける方も、感染リスクがありますのでなかなか人が集まらないというようなことも考えられますので、先ほども申したとおり、現時点ではその辺の詳細も詰めているということでご承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 補足をいたします。

幾つかこれから検討をすることもあるわけです。先ほど課長が言ったように、スタッフの確保というのは大変危惧されることもあります。できるだけ協力いただければなと思っております。その中で、どうしても人的なものがないとできないことがあります。

もう一つは、まだ検討中なんですけれども、危機管理として、感染者とか疑いの人が出た場合はどうするのかということがあります。これについても、町も関係するものです、町の職員も含めてどういう形でやっていくのか。実際、マニュアルは本部マニュアルをつくってございますけれども、その中で具体的にどうしていくかというところを今後、詰めていく必要があるかなと思っておりますけれども、これについてはまだ今後の課題となっております。

それから、トイレ等も、当初の話の中では、仮設トイレ等の管理はシルバーさんなんか一緒にやっていたものですから、大概、桜まつりのときには。その方をお願いしようかなという意見もございますけれども、まだ最終的には決まっておられません。トイレ管理と一緒に消毒も、時間とか決めて消毒してもらおうようなことも考えてはおります。まだスタッフの関係もはっきりしませんので、一応考えております。当然、見回りスタッフについても募集中ということで対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲 里司君） このコロナに対して大変な労力を要しているわけですがけれども、それだけ必要なことをかけておかないと感染防止にはなかなかつながらないのかなと思いますけれども、感染者を出さないということで、この人を集めることは大変ですよということですが、それでも河津桜まつりをやろうということですので、こうしてやるからには事故は起こさない、河津町から感染者は出さないと、そういうことでこの様々な取組をさらに煮詰めてもらいたいと思います。実際に実行委員会から、相談のあった方々も、祭りをやろうということで皆さん全力で取り組んでいると思いますけれども、町長申しますように、絶対に河津から感染者を出さない、そのつもりで河津桜まつりに全力で取り組んでもらいたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

3点目に、空き家バンクについて伺います。

過疎地域において都市部からの人の移住定住の動きが活発化している、言葉がちよっと分かりにくいかもしれませんが、田園回帰という流れがあると言われております。総務

省が平成28年度に行った「『田園回帰』に関する調査研究」によりますと、過疎地域における人口移動について、若い世代で地方への移住の動きが見られ、内閣府による「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」ですと、約4割の人が移住を希望する旨の意向が示されています。

一方、現在、全国的に自治体を中心とした空き家・空き地バンクの取組が広がりつつあります。平成25年には820万戸あった空き家の総数は、10年後には約1,400万戸まで増加するという推計が出ております。このコロナ禍の中で、我が町の空き家バンクの活用の現状はどうなっているのか伺います。ここは、前回のときに詳細が発表されておりますけれども、現状がどのようになっているのか再度伺いたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、空き家バンクについて、空き家バンクの活用の状況のお尋ねです。

空き家バンクの活用につきましては、事務局のNPO法人への地域おこし協力隊員の配置ですとか、不動産事務所の協力を得まして、現在、推進している状況でございます。

現状については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、仲議員の空き家バンクの活用の現状について答弁させていただきたいと思います。

空き家バンクの活用状況についてですが、登録状況は、11月末現在で通算で43件、うち成約件数は32件、今年度4月から11月までは登録件数4件、成約件数は6件というような状況になっております。

また、お試し移住体験施設、なごみの里かわづというものが移住定住の事業の中で整備されておりますので、そちらのほうの利用状況も併せて説明させていただきます。こちらは、11月末現在、本年度ですが、8組23名の利用ということになってございます。コロナ下において、やはりこちらのほうに来ていただくというのも、疎まれるところがあるものですから、低調な利用というふうな形になっているところでございます。

今後、町内での人口の減少が進みますと空き家の増加も懸念されるところでありますので、所有者の意向に沿った空き家の有効な活用と、コロナ下での移住定住に合わせ、新型コロナウイルスの感染が拡大している現状においては、対面式ではなくて、ウェブ方式等での相談会等を取組をしていながら根気強く行って、人口増加に結びつけていきたいと、この

ように考えているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） 空き家バンクについて、実際に関わっている方々と話をしてみたり実際に現地に赴いたりしたこともありますが、その中で実際に来た方が諦められたことがあったんですけども、この方々にまた話をしてみると、もう少し助成とか何かがないのかなという項目があったんですけども、新たな施策として、移住定住者への支援事業として空き家活用支援補助制度の事業化を検討するというのを前回の答弁でいただいております。

これの中で、これをすぐやるよというわけには、3か月でできるわけではありませんけれども、でも、なごみの里へ行ってその話をしますと、他の市町にはこういう優遇制度があるよ、河津町に引っ越してきたけれども、補助制度がよその市町のほうがいいから、そっちへ引っ越そうかな、そんな話をしていたときに次の話が出てきたんですけども、実際にこのように検討していただいてこれを実行していただけたならば、河津町へ移住してくるとこんないい制度があるよということで移住も考えられるのではないのでしょうか。

次に、重要な件です、空き家バンクの登録物件を取得または賃貸する利用者、移住者に対して改修費用や取得費、家賃の一部を補助すると、このようにあります。このような中で、空き家バンクの農地の取扱いはどのようになっているのでしょうか。「農地付き空き家」の手引きによりますと、「田園回帰等の移住促進に向けて 空き家や農地を地域資源として活用」する、これまで農地の権利移転、売買、贈与、賃貸等には耕作する下限面積が5,000平米となっていますが、ある市では、平成30年4月より、空き家バンクに登録された空き家と農地を同時に取得する場合に限って、下限面積を1平方メートルまで引き下げました。売買が難しい空き家に隣接する農地の下限面積を引き下げることによって、新規就農希望者の移住定住の促進、遊休農地の解消につなげることが目的とされております。空き家バンクに登録された空き家に隣接する農地の権利移転の要件が緩和されたわけでありまして。移住定住の促進に河津町でも推進されたいかがでしょうか。また、現在、農地付き空き家バンク登録はあるのでしょうか、伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸重宏君） ただいまの仲議員の質問の中で、補助制度の関係、もう一つは農地付きの空き家バンクの登録の関係、2点あったと思います。

前回の議会で多分、質問にお答えした中で、制度を検討しているということがあったかと

思いますけれども、今は検討中ということで、やはり移住定住を進める中で助成制度を町としても考えていきたいなと思っております。そういうことで、今、制度設計中でございます。

それから、農地付きの移住定住あるいは空き家バンクの関係でございますけれども、この取扱いについては農地法の関係などもあるものですから、それぞれ担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 私のほうから農地法についてお答えさせていただきます。

農地を取得するには農地法第3条の許可が必要であり、許可の要件の一つとして下限面積要件がございます。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、このような要件が設けられています。

農地法では50アールが下限面積ですが、農業委員会が別段の面積を定めて公示した場合はその面積が下限面積になります。河津町の場合は20アール、2,000平米となっております。

空き家バンクの取組を通じて農地付き空き家の提供を行い、移住希望者を呼び込んでいる自治体も増えているようですが、農地の権利取得には農業委員会の許可が必要であり、そういった自治体では、許可要件のうち下限面積要件について、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に別段の面積を設定する取組などが行われています。

現在、当町の農業委員会としては、空き家に付随する農地の下限面積の緩和をしておりませんが、緩和することにより空き家バンクの登録が増え、新規就農の促進や遊休農地の解消につながるようであれば検討していきたいと考えております。ただし、下限面積要件は農地法第3条の許可要件の一つであり、その他の要件は通常の審査と変わりませんので、就農希望者がどのような農業経営を行っていくのかを農業委員会において慎重に審議することになります。

以上です。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 現在の農地付き空き家バンクの登録はあるのかという質問にお答えしたいと思います。

ただいま産業振興課長が答弁しましたように、農地法上の制限がありますので、現時点では農地付き空き家バンクの登録はございません。また、問合せについても数件あっただけで、その内容につきましては、家庭菜園ができるスペースがあるかどうかと、そういった程度の内容であったと承知しております。

以上です。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員。

○7番（仲里司君） そういう形で、移住される方々にこういう補助があるよということであれば、移住者も増えるように取り組んでいただきたいと思いますけれども、実際に賀茂地域において既にそれをやられている地域があるそうです。実際に移住してきた方々に話を伺って、その方々が河津はいいなということであるように、これからも進めていけたらなと思っております。

これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（上村和正君） 7番、仲里司議員の一般質問は終わりました。

1時まで休憩します。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大川良樹君

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問を許します。

1番、大川良樹議員。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

令和2年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。1件目、予防医療の取組について、2件目、町内経済対策の取組について、3件目、第31回河津桜まつり実施について、以上3件でございます。町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

早速ですが、1件目、予防医療の取組についてお伺いします。

このたびの議員改選人事により、私も第1常任委員長という重責を仰せつかり、10月15日に初めて、静岡のほうに国民健康保険運営協議会委員会の研修へ参加をさせていただきました。その中で、県の国民健康保険課長さんより、国保事業の厳しい運営状況の説明を受けました。

その説明は、国の医療制度や保険診療の流れ、医療費の自己負担割合について、国民健康保険、後期高齢者医療制度の違い、加入者として、国保は75歳未満の自営業者や無職の人など、後期高齢者は75歳以上の全ての人もしくは一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の人、運営主体としては、国保は県、加入者の窓口は市町、後期高齢者は県、後期高齢者医療広域連合が運営し、同じく加入者窓口は市町、保険料については、県内一律の料率による加入者ごとの納付になっているなど、仕組み、状況説明を受けました。

そこでお伺いします。

①国保は世帯ごとに納付、各市町異なる賦課方式、料率ということで、当町においては国保算定に当たりどのような賦課方式で、どのような算定方法で算定されているのか。

②算出方法で、県下35市町の国保税の資料を見ると、平等割は世帯ごとに必ず負担、均等割はそれに対し人数を加算、所得割、資産割、個人ごとに所得や資産があれば所得割、資産割を加算するということが4つの方式があり、当町はこの4方式を全て採用しているようですが、ほかの賀茂圏域1市4町は、この資産割を廃止し3方式で算出を行っているようです。この先、当町においても同様な算出方式が考えられないのか。

以上2点、お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは大川議員の質問にお答えします。

予防医療の取組について、国保税の算定はについてお尋ねだと思います。

国民健康保険制度につきましては、ただいま議員がお尋ねのように、平成30年度より、国保事業の安定的な財政運営あるいは広域化及び効率化の推進を図る目的で、静岡県が国保財政運営の中心的な役割を担うことになりまして、これまでの町単独の設置ではなくなりまして、仕組みも変わってきております。

令和元年度の河津町の加入世帯は1,366世帯、被保険者数は2,208人であります。町では特別会計で運用されております。

お尋ねの賦課方式あるいは算定基準等については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） それでは、賦課方式、算定方法等についてお答えします。

河津町では、河津町国民健康保険税条例により国民健康保険税を賦課しております。河津町国民健康保険税条例では、所得割、資産割、均等割、平等割といった、先ほど議員のおっしゃった、4つの要素により税額を算出する4方式と呼ばれる賦課方式を採用しております。重複しますが、それぞれの内容は、所得割は前年の所得に比例してかかるもの、資産割は被保険者が町内に持つ土地・家屋にかかる固定資産税額により算出するもの、均等割は被保険者それぞれにかかるもの、平等割は世帯にかかるものとなっております。

割合と金額について、県の示す標準保険料率を参考に、河津町国民健康保険運営協議会にお諮りした上で条例に定めております。

また、算定方法ですが、被保険者の医療給付に充てる医療分と、後期高齢者保険支援金として算出する後期高齢者支援分、それから、40歳以上65歳未満の被保険者が負担する介護保険納付金分、この3種類を先ほどの4方式を用いて被保険者ごとに算出した上で、世帯員分を合計した額を年間の保険税額として世帯主に課税しております。

また、均等割額と平等割額については、前年の世帯の総所得額が基準より少ない場合は軽減を受けられるといった制度があります。

そのほか、非自発的に職を失った場合には、所得額を100分の30とみなして税額を算出するといった特例がございます。また、年税額には限度額が設けられており、それぞれ、医療分が61万円、後期高齢者支援分が19万円、介護給付金分が16万円となっております。

それから、賦課方式の今後の変更予定ですが、平成30年度に県が国民健康保険事業の運営主体に加わりまして、国保運営方針の中で県内の賦課方式の統一が目標として示されたことにより、河津町でも、県の方針に沿って資産割を廃止する方向で検討がなされております。具体的には、令和4年度課税分からの廃止を想定しまして、段階的に資産割率を下げるために、既に令和元年度の課税分から率をそれまでの2分の1としてあるところです。

今後は、県の標準保険料率を参考に所得割等の税率も見直し、令和4年度の課税分から資産割を廃止する方向で国保運営協議会へお諮りし、議会の議決を経て決定するといった流れで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） やはり私はちょっと気になったのが、先ほども申し上げましたが、1市4町は資産割を既に廃止している。先ほど課長のほうから答弁いただいてように、県のほ

うは統一目標で進めていきたいということで、令和4年度から一応、資産割を廃止にしてい
くということで、その準備段階として、今、資産割も以前に比べると半分ぐらいになってい
ますよということで、段階を追っているということで理解できました。

先ほど町長、課長も申したとおり、国保の運営は、平成30年4月より都道府県単位化とい
う制度変更の下、昭和36年より57年間、市町村が運営していたものが、制度変更により、各
都道府県主体の下、県とそれぞれの市町の役割分担が明確化されました。県は、国民健康保
険運営方針の策定、県国民健康保険事業特別会計を設置し、財政運営の責任主体として、国
保運営方針に基づき事務の効率化、標準化、広域化を推進、市町ごとに標準保険料率を算定、
公表、給付に必要な市町に対し支払い、その点検、また必要な助言や支援を行う。各市町
は、国保事業費納付金を県に納付、地域住民と身近な関係の中、被保険者証等の発行やその
資格を管理、標準保険料率を参考に保険料率を決定、個々の事情に応じた窓口負担の減免な
ど、被保険者の特性に応じた細かい保険事業を実施等、それぞれの役割が明確化されました。

今回の研修の中で参加した私たち議員の目をくぎづけにし、みんなで顔を見合わせたのは、
当町の1人当たり医療費が県下ナンバーワン、県内で一番高い。そのとき頂いた資料による
と、平成30年度、当町の1人当たりの医療費41万2,502円に対し、静岡県1人当たりの医療
費、県平均は35万8,887円、ちなみに一番少ない伊東市は31万7,932円ということでした。

そこでお伺いします。

①医療費が県内一番高いというのは、一概に言えないと思うのですが、町、町民にとって
いいことなのでしょうか悪いことなのでしょうか、また、その要因というのは町はどのよう
に捉えているのか。

②県と市町の役割分担がはっきりと明確された中、町の役割、運営の変化は。

③予防医療の取組として特定健診の結果などが町民の予防医療基準になると思うが、町民
の特定健診受診率の状況、また、受診向上の啓蒙等の取組は。

④その結果を踏まえた予防医療の取組は。

以上4点をお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは大川議員の質問にお答えしたいと思います。

まずは、県内1位の1人当たりの医療費の要因の関係です。それについてお答えします。

1人当たりの国民健康保険の医療費については、議員がお尋ねのとおり、平成30年度に河
津町は1人当たり41万2,502円で、賀茂地区内では南伊豆や松崎、西伊豆町が、県より平均

が高いわけですが、それよりもさらに4万円ほど高くなっております。

議員お尋ねの件でございますが、統計数字ですのでいろいろなケースが考えられると思います。例えばの話ですが、患者の数が多いか、あるいは疾患に対して高額な費用がかかっているなど、要因はいろいろあるかと思えます。一概によいとも悪いとも言えませんが、費用がかかっても病気が改善されればよいことでもありますし、医療環境といえますか、診療所や病院体制が整っていてかかりやすい環境があるのかもしれませんが、この点でも、早めにかかることは重症化を防ぐこととなりますので、費用のこともありますが、できるだけ健康に気をつけていただき、医療機関での診療回数を減らす努力の工夫が必要であると思っております。

それから、次の質問の30年度の制度変更、あるいは町の役割、運営の変化、次の質問の特定健診の診査の受診状況について、もう一つの質問の予防医療の取組については、お尋ねの件につきましては担当課長よりそれぞれ答弁させます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 私のほうから、平成30年制度改正によります町の役割、運営の変化、あと、特定健診受診状況と予防医療の取組について答弁させていただきます。

まず、平成30年の制度変更により町の役割、運営の変化はというお尋ねですが、議員の言われたとおり、平成30年度から国民健康保険制度の改正が行われまして、静岡県も保険者となり、主に財政運営等を担っております。市町は、保険税の賦課徴収、県へ納付金の納付、資格管理、保険給付の決定。支給を行っております。

一番大きい点は、脆弱でありました町の特別会計財政が、静岡県全体の保険者の財政を担うということによりまして安定した収入を得られることによりまして、特別会計の運営がスムーズに行われているということになるかと思えます。

次の特定健康診査の受診状況でございます。

特定健康診査の受診状況ですが、令和元年度は、集団によります健康診査を14日間、実施してございます。対象者1,844人に対しまして486人が受診をされ、26.4%の受診率です。人間ドックの受診も推奨しておりまして、1回1万円の助成を行ってございます。100人が受診をされております。また、かかりつけ医において、特定健康診査項目を受診してもらってその情報を提供をしていただく制度も行っておりまして、その制度によります受診者が62人でございます。これらの受診者も合わせますと648人となりまして、受診率につきましては

35.1%となっております。

健診の広報はもちろんのこと、対象者に受診しやすくすべく、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診も同時に1回で受けられることのできる総合健診の実施や、あと、未受診者への電話等での受診勧奨、先ほども申しました人間ドックの助成制度、かかりつけ医の情報提供制度など、受診率向上施策を行っております。

今後も、各診療所等で個別検診を受診できるなどの実現等、関係機関と協力しながら受診率向上に努力してまいりたいと思っております。

最後に、予防医療の取組でございます。

健診結果を基に、要精密・要受診該当者につきましては、個別に面接を行いまして、健診結果の説明と生活習慣や栄養指導等を行っております。必要があれば医療機関への受診勧奨など行っております。

また、さきに申しましたとおり、賀茂地域市町で協力し、糖尿病及び腎臓機能低下の兆候が見られる方に面接を行いまして、医師への連絡票を作成し医療機関への受診勧奨を実施、重症化予防に努めているところでございます。

賀茂地域の医療構想調整会議での委員の方からの意見で記憶に残った話がございまして。賀茂地域の方は、医療機関に受診するときは、症状が悪化してから受診される方が多いと言っております。予防のための受診や健診後の早期受診での受診者が少ないと言われておりました。

受診回数は増えますが、総合的には医療費を削減すると思われまします。まずは、住民の意識改革が重要だと感じております。広報や研修会の開催など予防医療に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 予防医療の取組ということで、やっぱりこの地域は糖尿病とかの生活習慣病が非常に多いというので、沿岸地域ということもあって、ふだんからの食生活が味の濃いものが好きであったり、そういうものの積み重ねが非常に大きいのかなという部分もあるかと思っておりますけれども、健診についての電話での連絡をしたり、また保健指導をしたりということで、状況はすごく分かりましたので、また引き続き、ぜひ予防医療の取組をお願いできたらと思っております。

今も申し上げたんですけれども、当町を含めたこの賀茂地域は、人口減少と高齢化の進展

が著しくて、医療費及び介護費用が増加、住民の費用負担の増加と市町財政の圧迫が懸念されることから、先ほど申し上げたように、生活習慣予防対策や健診受診の向上に向けた取組として、平成30年2月19日第16回賀茂地域広域連携会議の中で、市町、賀茂医師会、歯科医師会、薬剤師会、産師会、県により、「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定書」の締結がされています。

それにより、住民の健康づくり、介護予防、疾病及び重症化予防や住民の特定健診受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上並びにがん検診の受診率向上を図り、特定健診の結果を基に、保健師さんによる保健指導なども実際充実が図られています。

そんないろいろな理由で特定健診を受けられなかった方は、人間ドックを受診したいがなかなか、費用負担が大きいいため特定健診の機会を逃すと健診を諦める方も多く、もっと身近に人間ドックを受診できるように、町では、先ほど課長もおっしゃっていましたが、人間ドックを受診される方に対し助成を行っております。

当町においては、人間ドックを受診する際、通常、国保加入者のみ1万円の助成をしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として今年度に限り、加入保険に関係なく、人間ドック受診者に対し国からの補助でさらに1万円の助成があり、今年度に限り国保加入者においては2万円の助成を受けられるという状況で、人間ドックを受診する方にとっては少しお得になっております。

しかしながら、ほかの賀茂圏域1市4町の現況を申し上げますと、下田市、南伊豆町は健診費用の7割相当の助成で上限が2万5,000円、南伊豆町は、今年度より脳ドックの助成も開始、検査費用の5割、上限1万円、西伊豆町は上限2万5,000円、松崎町は、日帰り2万5,000円、1泊2日3万円、脳ドックに関しては1万5,000円、東伊豆町においては、人間ドック、脳ドックの受診に要する費用から1万円控除した残金について3万円までの助成となっており、当町は、各近隣市町と比べると人間ドック、脳ドックに関しての助成金がかかなり低く、人間ドックを身近に感じられないのでは。予防医療の観点においても、近隣市町並みの助成が必要でないか。また、こうした助成金の低さが予防医療の取組の妨げになっているのではないかと。

そこでお伺いします。

①人間ドック受診は、昨年までの状況と、今年度、国からのプラス1万円の助成金を出している状況下で現在までの受診率に変化はあるのか。

②来年度予算、人間ドック受診の助成金を、近隣市町との差を埋め同等額相当の引上げは

考えられないのか。

以上2点お伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの大川議員の質問2点にお答えしたいと思います。一つは人間ドックの受診状況、もう一つは助成金の延長の関係だと思えます。お答えします。特に延長の関係を私のほうから答弁いたします。

今年度、コロナウイルス感染症拡大の影響で、年度の前半に、委託している医師会などの対応によりまして特定健診が行えませんでした。そうした中で、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、予防医療の観点から、国民健康保険加入者には、従来の人間ドック補助金1万円にさらに1万円上乘せしまして、また、国保以外の加入者についても、上限1万円の人間ドック助成金を支給しております。

お尋ねの来年度の件でございますが、まだ予算査定を行っておりませんので、今年は特別な事情で今年限りということで行いましたが、今のところ、従来制度に戻したいと考えております。ただ、予防医療を進める観点からは、国保だけでなく幅広く人間ドックの受診推進を進めていきたいと思っておりますが、国保事業については、助成額の引上げでよいのか、あるいはまたほかの方法があるかなど、国民健康保険運営協議会委員にも意見を聞きながら検討を進めたいと思っております。

その他、受診状況については担当課長より答弁いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、私のほうから人間ドックの受診状況について説明をさせていただきます。

令和元年度の受診率につきましては、先ほども申しましたとおり、100人ということで受診率は全体の5.4%でございます。11月末現在では、元年度の実績は55件ということで約3%ございました。今年度は、11月末現在で67件で受診率は3.7%でございます。人間ドック補助金の上乗せの効果もあり、若干ではありますが、受診率が増加している状況になってございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今、課長からもありましたけれども、1万円を上げるということで2万円の補助に国保の方は今年度はなっているということで、数字にも表れている、多少です

けれども。これが今年度末にどれだけ差が開くのかというか、どれだけ伸び率があるのかということもあると思います。

近隣市町はほぼみんな、大体2万5,000円ラインぐらいで補助が出ています。それから、河津町においては大分低いのかなと調べていくうちにすごく感じましたので、ぜひ前向きに予防医療の観点から考えていただいて、少しでも町民の方々が予防医療の取組、自分の体の心配を人間ドックを受けて感じてもらえるようお願いできれば、また町民としてもいいのかなと思いますので、ぜひ町長、前向きな検討をさらに進めていただきたいと思います。

続いて、2件目の質問に移りたいと思います。

2件目、町の経済対策の取組についてお伺いします。

さきの6月議会でもお願いをし、私自身は評価しているのですが、この新型コロナウイルス感染症により落ち込みの激しかった町内経済を復活させるために、町は、この賀茂圏域の中でもいち早く国の特別定額給付金を速やかに実行、それとほぼ同時期の6月のうちに20%のプレミアム商品券の発行、その後、15%のプレミアム工事券の発行を商工会を通じ行いました。これはスピード感を持った施策だと評価しております。

その後、近隣市町では、7月に松崎町がプレミアム50%の商品券を、また10月に南伊豆町はそれよりさらに上に行くプレミアム100%の商品券、また下田市は形は、違えど、開国バルのような形で市の経済対策に取り組んでおります。

紆余曲折ありましたが、国のほうも7月末に、新型コロナウイルス感染症の第2波の広がりを見せていた東京都を除くG o T o トラベルを始め、旅行代金35%の補助、その利用金額に応じた15%の地域共通クーポンの発行、実質50%近い金額で旅行ができる、10月からは除外されていた東京都も含まれ、O T A、リアル旅行会社は割当ての額を終了し、政府は追加補正を組むほどのお客様が利用されております。

また併せて、町内飲食店でも、商工会がいろいろきめ細かく飲食店に寄り添い、パソコンなどでの申請の苦手な店舗に対しても伴走型の支援をしてくれ、多くの町内飲食店が加盟できたG o T o イートも始まり、観光を主産業とする当町においても、車の数、人の流れを見ましても、ゴールデンウィークの自粛要請時の際とはさま変わりしたようにさえ感じております。

そこでお伺いします。

- ①プレミアム商品券・工事券の発行、回収状況は。
- ②それによる景気回復状況の把握は。

以上2点をお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの経済対策の取組について、プレミアム商品券の状況あるいは景気回復の状況の把握について、2点だけお答えします。

まず、1点目のプレミアム商品券の発行、回収状況でございますが、コロナの関係の経済対策の取組は、先ほど議員が述べておりましたが、春先より利子補給制度の助成を始め、首都圏の感染拡大により往来が危惧されたことなどから、プレミアム商品券や工事券の販売など、地元への個人消費の拡大を中心に春先から進めてまいりました。さらに、9月からは、感染者の状況も収束とはいかないまでも首都圏などとの往来も緩和されましたので、また、国のG o T oキャンペーンも行われまして、誘客事業を中心とした観光事業者向けの経済対策に力を入れてまいりました。

具体的には、観光協会では、1月にかけて4回ほど、延べ4,650人の宿泊者へ抽せんによる特産品プレゼントを行うキャンペーンを行っておりまして、このキャンペーンに町としても2,000万円の補助を出しております。また、来年の第31回河津桜まつりの実施に向けては、実行委員会へ1,000万円のコロナ対策経費補助も行っております。

お尋ねのプレミアム商品券の発行ですとか回収の状況は、後ほど担当課長より答弁させます。

次に、景気回復の状況の把握はでございます。

先ほど議員お尋ねのように、G o T oキャンペーンやG o T oイートなど各種キャンペーンの影響により、9月以降、流れが確かに変わってきたように思います。しかし、まだまだ前半の落ち込みを回収できないと聞いておりますし、宿泊業などは規模や料金によって下がるとの話も聞いております。伊豆に関係する交通事業者ですとか商店、飲食店など、全体の回復がいつになるか、コロナ感染の拡大が現在第3波ということが懸念されている中で、経済回復はまだまだ先になるのではないかと考えております。

国の関係では、1月末のG o T oキャンペーンの使用が6月まで延長されるという話も聞いておりますので、当町にとっては、これから河津桜まつりがありますので、そういう面では観光面で大いに期待しているところでございます。

じゃ、担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、プレミアム商品券・工事券の発行、回収の状況に

ついてお答えします。

商工会で発行、発売したプレミアム商品券は、20%のプレミアムがついて発行総額6,600万円で、7月20日に完売しております。この商品券の回収金額につきましては、11月末現在で5,781万500円、回収率約88%と聞いております。

また、プレミアム工事券は、15%のプレミアムがついて発行総額3,816万8,500円でした。回収金額は11月末時点で2,996万9,000円、回収率約79%と聞いております。

なお、それぞれの商品券、工事券については使用期限、利用期限が決まっております。商品券については今月末まで、工事券については来年の1月24日までに工事が完了するものと決まっておりますので、町民の皆様には期限までのご利用、ご使用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 大川議員。

○1番（大川良樹君） ありがとうございます。

11月末現在、プレミアム商品券は事業費6,600万円のうち金額が約5,781万円、工事券が3,820万円の発行に対し2,997万円が同じく町内で消費され、11末日現在で合わせると約8,800万円相当が町内で消費をされているということではないですか。町内の経済循環の一端は担えているのかなという事になっているかと思えます。

先ほども申し上げましたが、非常に評価したいし、今後、残りの約1,600万の期限が迫るこの12月、1月で消費、循環されることを望みたいと思っております。

先般11月26日なんですけれども、伊豆下田法人会青年部主催の地域活性化セミナー及び情報交換交流会が行われ、私もこの会へ参加をさせていただきました。地域の若手経営者の方々の現況と新型コロナによる景気の動向をお伺いさせていただきました。

建設業、不動産業、車屋さん、コロナの影響はほとんどなく忙しい、ただ、今の課題として人手不足が深刻で、建設業や整備士など、教育をし資格を取らせても定着してくれないなど、若い人が少ない中で人材の発掘、確保というのが非常に厳しいということでした。

スポーツ用品店では、学校の休校、多くのイベント中止などで大打撃を受けたが、2月に入り徐々に回復をしてきている。

この地域の主産業である旅館業、飲食店は、2月、3月は対前年8割、4月は2割、5月はほぼゼロ、雇用調整助成金などを活用しながら耐えしのぎ、ぎりぎりの状態で人材確保に取り組まれ、GoToトラベルが始まった7月、8月は7割ほどに回復し、GoToトラベ

ルが東京都を含んだ10月、11月は120%とさらに回復してきているということでしたが、先ほど町長もおっしゃっていましたが、来年6月末まで延長予定のG o T o トラベルが終了した反動が恐ろしいと口々に皆さんおっしゃっておられたのが、すごく頭に残っております。

来年6月まで延長される予定のG o T o トラベルが終わると、観光を主産業とする当町においてかなり町内経済が冷え込むのではと思うのですが、町内で地域内循環できる施策を検討はされているのか。改めて、来年度予算方針の中で町長は経済対策に対しどのようにお考えなのでしょうか、お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの来年度の経済対策予算、施策はということでございます。お答えします。

来年度につきましては、予算編成方針でお示ししてございますが、実際のところ、コロナの関係で来年度予算は大変厳しい財政状況が見込まれております。そのコロナ対策はもちろんでございますが、併せて私は、経済対策も重要であるという認識を持っております。できるだけ町の計画している重要な事業については取り組む方針でありますが、その他にも、予算編成の段階でなるべく経済需要を喚起するような取組はしたいと考えております。

いずれにしましても、先行きが大変不明でございまして、特に私ども町にとっては、国の施策、例えば補正予算だとか当初予算がどんな形で組み込まれてくるのか。今年については地方創生臨時交付金を大分を活用して経済的な対策をやってきたわけですが、その辺についても、国の動向まで分かってこないということもあります。そういう中で、その辺も十分生かしながら、いつもと違った予算編成を組まなきゃならない場合もあるかもしれません。そういう中で、状況はどのようになっていくか分かりませんが、先ほど言ったような経済活動も重視しながら、今後、予算編成に取り組みたいと思っております。

あとは、国、県の動向を見て、活用について十分検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 6月の一般質問でも、私も、今年度内にもう一度プレミアム商品券の発行またはそれに代わる経済対策を検討していただきたいと申し上げていたのですが、11月19日付の伊豆新聞下田版の1面に大きく掲載されていたので、目にされた方も多と思うんですが、松崎町では、今年度2回目の50%のプレミアム商品券の発行、内容も、1次販売では各世帯主だったものを、町内の購入希望者へ、限度額も3万円、プレミアム分1万

5,000円を含む4万5,000円から5万円へ、プレミアム2万5,000円を含む7万5,000円に引き上げ、パワーアップをした第2の矢を放っております。

先ほど申し上げた若手経営者の話を聞きましても、現在、賛否両論ありましたが、殊のほか、国の施策であるG o T oトラベルの利用で宿屋さんはもちろん、地域共通クーポン、G o T oイートの利用で飲食店も、ゴールデンウィークの休業要請から立ち直ってきているのではないとも言えます。町の施策でも臨時交付金を活用した、先ほど町長がおっしゃっていましたが、町内宿泊者に対しての抽せん会で町内地場産品を景品としたことで、海産物、特産品納入業者さんから、助かっているよという声を最近よく耳にします。

今年度というよりも、ぜひともG o T oトラベルが終了した後に、来年度プレミアム商品券はどうか分かりませんが、具体的に経済施策を打つことを再度お願いしたいのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大川議員の質問です。

皆さんの実情等、十分承知をしております。ただ、やはりお金のこともありますし、工夫次第によって経済循環もできる場合もありますし、先ほどの特産品についても、1次産業をいかに守っていくかということも含めた中で観光とかと絡み合わせてやったようなことがありますし、例えば、今年ですと、敬老祝い金をさくらちゃん商品券にしたりして、あの額だけで1,000万ほど町へ需要が喚起されますので、そういう工夫もしながら、特に財政面では町独自ではなかなか難しい面もありますので、いろんな方法が考えられると思いますので、その辺は、経済を喚起するというのも意識しまして来年度予算を編成したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） お金がないのは、今年度は特に厳しいというのは分かっておりますので、情報を得て、工夫をしていただいて、午前中の仲議員の質問でもあったように国の補助金、県の補助金を、アンテナ高くしていただいて、町の財政を持ち出すのではなく、なるべくうまくいろんな補助金制度を活用して経済対策に臨んでいただければと思いますので、再度ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、3件目、第31回河津桜まつり実施についてお伺いしたいと思います。午前中の仲議員の質問と重複する点もあるかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

①駐車場料金値上げと聞いているが、どのように変わり、理由は。

②第31回河津桜まつり開催に向け、駐車料金以外に昨年までと変わる点、違いはあるのか。

11月27日付の伊豆新聞に見える安全対策ということで掲載されていましたが、混雑状況をウェブ発信、さらに、近隣市町、道の駅へ協力を求める混雑情報の提供ボードの設置、道の駅とはどの辺りの道の駅までお願いする予定なのか。また、足湯の閉鎖、出店者対策、ごみ対策など、具体的に出店者対策、ごみ対策はどのように行うのか。

③新型コロナウイルス感染症対策は。

④夏の下田モデルのように、河津モデルとして来町者へ向けての情報発信は。

以上4点、伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは大川議員の質問に答えたいと思います。

まず、最初の駐車料金の関係でございます。

先ほど他の議員に私、答えましたけれども、実行委員会で駐車料金の回答をさせていただきました。9月16日の第2回実行委員会で、予算案とともに駐車場値上げについて承認されました。特に今回はコロナ対策の件もありまして、また、来場者も約半分程度の見込みなどによりまして運営が圧迫されるなどのことも考えられまして、承認されたものと考えております。

ただ、その後、何人かの住民の方から、なぜ値上げをするのだとか、値上げをすればお客さんが来なくなるとか心配の声も聞かれました。今回のお祭りは、町からもコロナ対策経費として1,000万円ほど補助を出しておりますが、しっかりとした対策を取ることが理解を得られることだと考えておりますので、町民の皆様にはご理解をお願いしたいと思っております。

また、昨年までとの違いは、先ほど他の議員の答弁で申し上げたとおりでございます。

次に、新型コロナウイルスの感染症対策につきましてお尋ねの件で、これも先ほど他の議員の質問にも答えましたが、コロナ禍の中で予定されている第31回河津桜まつり新型コロナウイルス対策の基本的な考えをお答えします。

第31回河津桜まつりは、河津桜を見に来る人、町内で生活をする人、全ての人の命を守る、みんなの安全を図るための特別な重要なルールの中で開催いたします。先ほども申しましたが、来る人には、来る前にお願いすること、また桜を見に来たときをお願いすること、そして、生活をする人、営業する人、住んでいる人も含めてですが、安全対策を講じること、日常生活の中での対策あるいは期間中の特別対策、全体的な会場対策などをお願いいたします。

これらの対策によりまして、町にいる人、来訪者、町民など全員が安心安全と思えることが大事でありまして、結果的に河津桜見学や周辺観光を楽しむことができ、また、安心に生活できるものと思っております。

3問目の夏の下田モデルのような河津モデルとしての来町者への情報発信はということで、これは先ほどの答弁で申し上げておりますが、基本的には特別ルールをつくって桜まつりを開催したいということでございます。その中で、私が今回の河津桜まつりの開催に向けて考えていることを少し紹介したいと思います。

基本的な私の考えとしては、今回の河津桜まつりに限って言いますと、他の催し物、例を挙げますと静岡市の大道芸まつりなんかの例があると思うんですけども、例えば、ああいふものと中止をすればお客さんは来ないわけです。ただ、河津桜まつりには次の2つの点があると思います。河津桜は時期が来れば咲きます。そして、それに伴い見物客が来ます。それが1点目。2つ目、散策エリアの川堤が、場所的に延長約4キロで公共部分でありまして、入場制限などの規制が取れない、そんな状況もあります。

そういうことで、ほかの大道芸とかそういう祭りとは違って、中止にすれば来ないということではなくて中止にしても来るということなので、それだったら最初からしっかり対策をして桜まつりを開催してもいいだろうというのが私の考え方でございます。そういう中で対策をしっかりしていこうということでございます。

その対策のポイントでございますが、何を考え開催するかということでございますが、3つほどございます。町民の安全安心の確保が1つ目、2つ目は、来てくれる人の安心安全の確保、3つ目に、町民の経済状況も鑑みて経済的な波及効果も期待すること、この3つが開催の主な理由でございます。

先ほど言いましたけれども、開催するための判断としては、開催してもしなくても、さらに来ても来なくても、昨年までの状況を見たら、安心安全を確保するため、また町の行政としての役目を考えたら、特別ルールを設けて早くから対策をして備えることがとても大事だと思っております。

行政としての捉え方でございますが、一つの災害対策と捉えまして、例えば津波や洪水対策と同じように、想定される状況に対して事前に何をするか、何をしなければならないのか、そういう対応をすることが大事だと思っております。特にコロナ対策については、目に見えない対策でありますので、これまで経験したことがない対応を考えなければなりません。そういう難しさもあります。行政としての役割が大きいし、町全体で影響を考えると実行委員

会だけでは安心安全が十分確保できない、そういうことで町としても真剣に取り組んでいきたいと、そういう思いでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 3つの理由ということで、町民の安心安全、来てくれる人の安心安全、もう一つ何でしたか。

〔「経済波及効果」と言う人あり〕

○1番（大川良樹君） 経済波及効果ということで、本当に町長がおっしゃるところだと思います。先ほどおっしゃったように、桜は時期が来れば咲きますので、それを安心安全に進めていく、黙っていてもお客さんは見えますので、それを安心安全にやっぱり仕切っていくのが行政であり、実行委員会のすべだだと思います。

やっぱりどうしても午前中の議員と重複する点が多くて、私の聞こうとすることが全て出ているんですけども、その中で幾つか疑問があるのでちょっとそれを確認したいと思います。

安心安全を進める上で、特別ルールということで先ほど町長もおっしゃっていたんですけども、これから開催までに練っていくのかなというのがすべだだと思います。そういった中で一つ言えるのは、今回やっぱり、夏に下田市が下田モデルということで、全国に向けて松木市長がはっきりと、体調悪い方は来ないでくださいと、市民を守るために来ないでくださいということをメディアを利用し全国に発信したかと思います。

先ほど町長がおっしゃったように、下田モデルは下田モデルでこういう形で、1つは、来る前のお客様への対応。37.5度以上発熱ある場合は来ないでくださいと。あと、感染者と接触した場合は来ないでください。濃厚接触者も一緒ですと。出発前は必ず検温、健康チェックを行ってください。体調が悪化された方はご帰宅をお願いする場合があります。スマートフォンをお持ちの方は接触確認アプリCOCOAをインストールしてください。

2番目として、下田に来たら守ってほしいこと。各施設内において必ずマスクを着用してください。下田市内施設・店舗のルールを入館・入店前によく理解した上でご利用してくださいと。

下田モデルは、松木市長が全国に向けて、毅然とした態度でしっかりと発信されたと思います。ぜひとも岸町長においても、先ほどおっしゃっていた見える安全対策を含め、安全ルール、特別ルール、河津桜まつり来訪に向けてのルールとして全国発信をしっかりと、今年

の河津桜まつりは、町民を守るために訪れる人も協力をいただき、安心なお祭りにするとお願ひしていただきたいと思います。

あと、最後に聞きたいのが、こういう対策を行っていても、万が一、新型コロナの感染症が町内に出てしまったり、夏のように海水浴場に際し、県の警戒レベルに基準を置き、それが海開きを前にレベルが上がり、海水浴場を開くことができなかった。この31回河津桜まつりにおいては、先ほど町長もおっしゃっていましたが、開催中止や途中中止など、開催するに当たり判断基準はどのように設定をし、さっきの県のレベルであったり、国のレベル、警戒宣言というんですか、そちらと、あとは町民が出た場合ということで3つの点をおっしゃっていましたが、途中中止などが決定されることはあるのか、開催が直前になって中止されるようなことがあるのか、その対応はどのようにしていくのか、その点だけちょっとお伺いをさせていただきます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの大川議員の幾つかの質問でございます。

まず、ルールとの関係は、何とか今月中に分かりやすいルールを公表したいと思っておりますが、現実的にはもうある程度できております。下田ルールとはいかないまでも、広く広報するためのそういうルールを解説したものはついておりますし、また、先ほど答弁で申しましたけれども、美しい伊豆創造センター等を通して、誘客とともにそういうルールも宣伝してもらいたいと思っておりますか、発表してもらおうことになっておりますので、そういうことを広めていきたいと思っております。

それと、開催の中止の件でございますけれども、先ほど言ったように3つの基準があります。それに沿って実行委員会で協議するということになっております。基本的には、先ほど申しましたように、中止にしても来るということも考えられますので、そういうことを含めて、最終的に実行委員会で決めざるを得ないのかなと。ちょっとどういう結果になるか分かりませんが、一応、実行委員会の中で決めていくことも必要なのかなと思っております。一応、ルールでは実行委員会の中でその判断をするということでございます。ですから、私がこれ、どうのこうのと言うことはできませんので。ただ、私としては、先ほど言ったように、中止にしても来ることは確かなんだろうと、そういう思いはあります。そういう中でどういう対策ができるか。

それともう一つ、前の議員の質問で言いましたが、万一、起こったときの取扱いと申しますか、本部としてのマニュアルはあるわけですが、それをいかにして、どうい

う形で実行していくことが大事かということはこれから詰めていかなきゃならないのかなという、最悪の事態を考えたときにどういう対応をしていくかということもやはり必要になるのかなと、危機管理ということの中では重要なことなのかと思います。そういう中で、まず外へ向けてのお祭りとしての対策と、そういう中の重要な部分での対策と、2つ並行してやっついていかないとこの祭りは成り立たないだろうなと思っております。

そういうことで、分かりやすいルールについては実行委員会等で今後広めていくと思いますので、そういうことで進んでいきたいと思っております。

補足説明はありますか。

○議長（上村和正君） 1番、大川議員。

○1番（大川良樹君） 今回の桜まつりにおいては、今朝ほどからずっとお話を聞いているんですけども、事前にできる対策としては、見える化もそうですし、今までにない対応を町は、町はというか、実行委員会もそうですけれども、行政の立場からしても、今できる範囲の中では本当によくやってくれているのかなと感じました。

最後に一言だけ、やっぱり今年の桜まつりは、町民を守るために訪れる人も協力をいただき、安心なお祭りをするというをはっきりと、町長もいろいろなところでこれから取材があると思いますので、再度そういった形でお願いをして、安心安全なお祭りにできるようお願いをし、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（上村和正君） 1番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

3番、渡邊昌昭議員。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

令和2年第4回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

質問に先立ち、今回の新型コロナウイルスに感染され亡くなられた方に哀悼の意を表すとともに、闘病中の方々の一刻も早い回復とウイルス禍の早期終息を祈るばかりです。また、この全国的に蔓延しているさなかに我が河津町では一人の感染者も出ていないということで、町民の皆様の対応に感謝しているところですが、万が一にも体調の優れない場合は、河津町で第1号などと心配せず、医療機関への相談、受診をお願いします。

私の質問は次の4件です。1件目、G I G Aスクール構想についてです。2件目、町立の施設の電気料金の新規電気事業者との再契約についてです。3件目、職員のスキルアップについてです。4件目、防犯カメラの設置についてです。以上、4件について質問させていただきます。町長、副町長、教育長、担当課長の回答をお願いいたします。

1問目、G I G Aスクール構想についてです。

令和5年度までと考えられていたG I G Aスクール構想は、地方創生資金を活用し、本年度、1人1台のパソコン配付が可能となりました。I C Tを活用したG I G Aスクール構想の第一歩です。未来を担う小中学生には非常に有効な授業であると考えます。

そこで、これまでのパソコン及びタブレットP Cの活用状況について質問します。

これまで多額の予算を充てて小中学校のクラス人数分のタブレットを配備し、通信環境も整備しつつあります。将来を担う子供たちには、今後、必要不可欠な道具であり、それらを自在に扱うことのできるように指導することが必要です。

これまで学校現場では、これら機器をどのように使用しているのですか。指導は専任の先生が担当しているのですか。また、学年ごとに使用目的が異なると思われそうですが、どのくらいの頻度で使用して活用しているのですか。どのような授業で使用しているのですか。また、使った児童の感想はどのように受け入れられているのでしょうか。それら、現在のパソコンの使用状況について質問します。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員のG I G Aスクール構想について、これまでのパソコンの使用状況についてお答えします。

今年度当初から、GIGAスクール構想に沿ったパソコンの導入など段階的に取り組む予定でしたが、コロナウイルスの感染拡大に伴いまして学校の休校なども余儀なくされまして、リモート授業の必要性が叫ばれてきました。この状況を踏まえて地方創生臨時交付金が活用できることとなったため、現状を考えて、今年度に全児童生徒へのパソコンの導入を図ることとしました。既に入札も終わり発注しておりますので、年度内には導入できるものと思っております。

なお、現在の使用状況につきましては教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、これまでのパソコンの使用状況について説明をさせていただきます。

これまで、町では、平成29年度に河津中学校に35台、それから30年度に東小学校に13台、西小学校に18台、令和元年度に南小学校に37台、合計103台のパソコンを導入しています。今回、403台のパソコンを購入することによりまして、児童生徒に1人1台のパソコンが導入されることとなります。

これまで導入されているパソコンの使用状況ということでございますが、インターネットを活用した調べ物学習といったもの、それからプログラミング学習といったもの、それから学習支援ソフトの活用、それからデジタル教科書、それから、写真撮影及びその内容への書き込みによるレポートの作成といったことに使用しております。授業の進み具合にもよりますが、一日に一、二学級が使用しているといったような状況でございます。子供たちは、楽しみながら学習し、学習に対する意欲が感じられるというようなお話を聞いております。

また、現在の指導体制といったことでございますが、専任の教師がパソコンの授業を行うのではなくて、クラスごとの担任または授業に携わる先生が授業での指導を行うというような形を行っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 令和5年度を目指していたGIGAスクール構想ですけれども、タブレットのほう、ハード面が先行し、ソフト面がなかなか追いついていかないのかな、これを心配していたわけですが、現在、指導をそれぞれの担当の先生がしてくれているということで、先生方の指導も間に合ってきているのかということで若干の安心はできました。指導体制の遅れはこれでないということで判断してもよいかと思います。

今までのクラスごとの台数の指導であれば専任の教師が必要になってくるのかなと思って
いたんですけれども、特に小学校では全ての教師にその指導力が求められます。指導体制は
間に合っているのか、これを聞いたかったんですけれども、今の回答で間に合っているんだ
ということが分かりました。

また、当町では、新しく導入されるパソコンなんですけれども、OSがマイクロソフト社
のウィンドウズ、これを使うということです。賀茂郡下でも、これを使うところもあるんで
すけれども、アップルのOSを使う市町もあると聞いております。使用に際して問題はない
のでしょうか。これらは教育長会などで調整がなされてはいなかったのでしょうか。指導す
る先生も、人事異動でよその町から河津町に来たときに、OSが違うということで指導体制
に問題はないのでしょうか。

また、高校に進学したとき、賀茂郡下の中学卒業生と他の中学卒業生と違いが出てくる、
この辺も考えられますけれども、その辺は問題はないのでしょうか。

多数のタブレット端末が児童・生徒に貸与されることと思われませんが、当然、使用のルー
ルなどはもう決まっているのですか。教師が管理するにしても、台数が増えることで負担が
教師に増えるのではないのでしょうか。

さらに、セキュリティーの問題です。児童生徒の使用するネットワークはセキュリティー
が確保されているのですか。そして、現在、教職員が使用しているPC、パソコンは、個人
情報の塊であることからセキュリティーの管理は万全であるべきで、児童生徒の使用するネ
ットワークとは別にすべきだと思うのですが、その辺は確保されているのでしょうか。

OSの異なる点、使用のルールづくり、セキュリティーの問題について質問します。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま渡邊議員から今後の指導、管理計画についての質問だと思
います。

今後、全児童生徒へのパソコンの導入によりまして、その指導ですとか管理体制が重要で
あるということは認識しております。

現状で想定しております指導、管理体制につきましては教育委員会事務局長より答弁させ
ます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、指導、管理体制といったことで、説明をさ
せていただきたいと思います。

まず、先ほどの質問の中で購入するパソコンのOSの関係の質問がございましたが、先ほど議員から言われましたとおり、河津町にあつてはウインドウズを使用することとなっております。それから、賀茂地区では、このほかに南伊豆町も同じOSを使うということになっております。また、賀茂地区のほかの市町、東伊豆町、下田市、松崎町、西伊豆町については、アップルを使用するというふうに聞いております。

予算編成の時期や市町の状況等が異なっておりますので、OSをそろえるといったところまではいきませんでした。しかし、指導する先生方が他市町へ行っても、OSが違ったからといって授業に支障があるといったことはないというふうに確認をしております。

それから次に、児童生徒用の使用ルールといったことですが、こちらについては一定のルールを設ける予定で、今、作成の作業をしている段階でございます。ルールをつくる中で、例えば学年ごとの使用体制といったことも考えたいというふうに思っております。

また、パソコンの管理といったことも考えたいと思っております、そちらのほうについては、電源の保管庫といったものの設置を考えておりますので、そちらのほうで誰のパソコンをどこに置いたといったことが確認できるよう、管理の負担を少なくするようにしていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、セキュリティーの関係でございますが、先生方が扱うパソコン、児童生徒の学校生活の内容を保存・管理している校務支援といったものにつきましては、教職員のパソコンのみで共有できるよう有線で管理をしております。無線ではなく有線で、そのパソコンでしか見られないといった形の扱いをしております。ですので、外部から侵入できない体制といった形の扱いをしております。児童生徒が使用するパソコンについては、フィルタリングといった形で、有害サイトへのアクセス等はできない形の対応を取っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） OSは異なるんですけども、その辺についても了解済みということで、先生についての指導も問題がないということであれば一段落するのかなと思います。

また、使用のルールについても、一定のルールを策定中であるということですので、年度内にしっかりしたものをつくっていただいて維持・管理ができるようにしていただきたいと思っております。

そして、セキュリティーの問題ですけども、先生方については有線でつながっているということで、他からの侵入ができないということですので非常にいいんですけども、先生

方がネットワークに入っていくパソコンについても、その辺は別のパソコンをちゃんと使うんだということで管理を徹底していただきたいと、よろしくお願いします。

次に、維持、管理に関する財源について質問したいと思います。

パソコンの操作を要因しているOS、今、ウインドウズですとウインドウズ10、これが使われておりますけれども、数年の間にアップグレードされているのが現状です。また、文科省の指導要領も定期的に変わりますし、教科書も変更されます。これに伴うソフトも購入しなければならなくなるのですが、機種の変更・更新、OSのアップグレード、ソフトの変更等、維持管理には相当の経費が必要と考えられます。多くのタブレットを使用することで破損や故障が発生するものと思われそうですが、その修理代もかなり高価なものになると予想がされます。

今後、数年に一度の周期で新機種の発表や、ソフトを購入しなければなりません、その財源はどのように確保するのですか。今回も補正予算等を使って購入しているわけですが、それらについては高額なものになるものですから、今後の計画的な財源の確保、この辺ができていますのか質問したいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの今後の維持管理の財源についてお答えします。

今後の維持管理、修繕などの対応につきましては、当町の児童生徒数の関連もありますが、仮に児童生徒数が減る場合には、ストックしたものとの交換などの検討をしております。

また、特に心配する関係で財政上の点でございますが、例えば5年後とかに、将来、買い替えるときが来たときに国の補助金があるかどうかという心配な点もあります。この辺も、首長の会議の中でも大分議論がされておりますので要望もしておりますが、まだ不確定な部分があります。

維持管理の財源等については教育委員会事務局長に答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、パソコンの維持管理の財源といったことについて説明をさせていただきます。

今後、パソコンを維持管理しながら、よりよい環境での学習への活用を図るとなると、新たなソフトの購入といったものが生じてきます。また、デジタル教科書の導入に伴い、ライセンスの使用料といったものも発生をします。これらの費用については、国や県からの補助制度はまだ示されていないことから、現段階では自主財源で賄うこととなります。

パソコンの買い替えに伴う財源といったものについても、文部科学省から新たな支援策を考える旨の発言はいただいておりますが、まだ示されていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） まだ国からの方針は示されていないということですので、今後、デジタル教科書とかの導入などもどんどん出てくるという話ですので、さらに、一度こういう効果的な機械を導入してしまえばもう後へ戻ることはできなくなってしまいますので、絶対に必要な道具になってくるのかと思います。計画的に財源を確保する、これをしっかり考えていただいて、新機種に対しての対応等も考えていただきたいと考えます。これからもこのようなGIGAスクール構想、大変必要なことだと思いますので、その辺の計画もよろしく願いして、1問目の質問を終わりたいと思います。

続いて、町立施設の電気料金の新規事業者との再契約について質問します。

平成31年第1回定例会で、先輩議員の質問にもありましたが、新規事業者との再契約については今後検討していくとの回答でした。そして、本年、温泉会館の電気の新規事業者との契約ができました。ほかの施設の電気についても変更の予定はないのか質問します。

最初に、学校関連施設についてお聞きします。幼稚園、小中学校の電気料金については、昨年度、各校100万円前後の電気を使用しています。昨年度、エアコンを導入したことにより増額されたものと思いますし、さらに、本年は夏休みの縮小によるエアコンの使用が増えたことや、冬の間も、密集を避けるため窓を開け換気するので暖房のための使用が予想され、これまで以上の電気料金が必要になると想像できます。

さらに、学校給食センターは、オール電化となっており、多くの電気を毎年使用しております。本年度、緊急時用の発電機を設置しました。災害時にも稼働できるようになりました。従来の事業者とは別の新規事業者との再契約をすることによって支出が抑えられると思いますが、学校や給食センターの電気契約を見直す予定はありますか、質問します。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の2問目の町立施設の電気料金の新規電気事業者との再契約について、1つ目として、学校関連施設の電気契約についてお尋ねでございます。

電気料金につきましては、お尋ねのとおり、今年度に、踊り子温泉会館で、電気料について新規参入事業者を含む入札制度による導入を考えておりましたが、入札制度では成立せずに、間で中間的な役割を担う事業者と委託契約を結びまして、新たに事業者を決定したとこ

ろでございます。導入については、状況を見ながら観光施設等から始めておりますが、今後は、さらに範囲を広めることが妥当であれば学校などの管理施設も検討したいと考えております。

状況等については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川尻一仁君） それでは、学校関連施設の電気料金の関係について少し説明をさせていただきたいと思っております。

教育委員会のほうにつきましては、幼稚園、それから3小学校、それから中学校、それから文化の家、それからB&Gの体育館、給食センター等、8施設がございます。この8施設の電気料金でございますが、平成29年度の支払い額が1,787万4,801円、平成30年度が1,855万6,691円、令和元年度が1,858万2,114円となっております。このうち、幼稚園、3小学校、中学校の学校関係で申しますと、平成29年度が844万9,717円、平成30年度が886万9,070円、令和元年度が940万4,041円となっております。

学校関係で金額が大きく違っている要因としましては、社会教育活動での夜間の体育館、グラウンドの照明等に使用しているこの一因というふうに考えています。また、令和元年度より学校施設にエアコンを設置しており、7月から9月までの電気料金の平成30年度と令和元年度との比較では、28万1,735円、令和元年度が増加となっております。先ほども述べたように社会教育活動もございますので、エアコンの使用のみということではない、単純増加の分ではないというふうに考えております。

また、令和2年度より、新型コロナウイルスやインフルエンザ感染予防・防止のために、冬季にあってもエアコンの使用を認めています。また、南小学校や河津中学校にはエアコンの増設も行うこともあり、今後、電気料金の追加が見込まれるというふうに思っております。

教育委員会の電気の使用の状況については以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） だんだん電気の使用料が高くなってきているというのは、今、局長の報告にあったとおりですが、今後、さらに経費がかかってくるというのであれば、何とか安くする方法を検討しなければいけない時期に来ているのではないかとさらに思います。

ほかにも、水道の事業については、ポンプアップのためのモーターの電気料金がかかってくると思います。事業経費の中の動力費の多くがポンプの稼働動力費であるということから、これの支出を抑えるためにも電気料金の引下げが必要ではないでしょうか。現在、非常用の

発電機も設置されましたことから、少しでも価格の安い電気の利用を検討しないのですか。

そして、庁舎の電気についても、有事の際、現在の東京電力が一番回復が早い、信頼性があるということで東京電力との契約を継続してきましたが、有事の際は、非常用発電機が作動し最低限の電気が確保できております。

災害による避難者が避難しても、中学校の体育館には非常用蓄電装置が設備されました。昨年の第1回定例会のときより非常時の対応も改善されてきていることから、格安の電気料金への対応を早期に検討していただきたいと思います。

また、バガテル公園の電気料金も、少しでも経費を抑えるために、新規事業者に見積りを取るなどして検討しているのかお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、電気料金の水道事業の電気契約あるいは役場庁舎及びバガテル公園の電気契約についてお答えします。

前問の回答と同様に考えておりますが、ただ、水道事業につきましては、重要施設を抱えておりまして、また特殊事情もありますので、慎重に検討すべきだと考えております。

また、役場庁舎及びバガテル公園の電気契約につきましては、役場庁舎につきましては、災害対策本部機能を有することから前問同様に考えております。バガテル公園につきましては、今後、対応について検討したいと考えております。

なお、それぞれの質問については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、水道事業の電気契約について説明させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、水道事業としましては、動力費、大変多く使用しております。ただ、電気の使用につきましては、動力費だけでなく、給水における制御とか照明、電灯代等も電気で保たれております。

現在更新中の自家発電装置につきましても、取水、送水の主たる大堰浄水場をカバーすることを目的としておりまして、他の水道施設についてはバックアップ電源は備えておりません。ですので、水道施設は自家発があるから停電があっても大丈夫ということではなくて、どうしても安定した電力がなくては給水は成り立たないというのが現状でございます。

また、電気契約についてですが、河津町の水道事業における電気契約につきましては、給水系統ごとそれぞれ複数ございます。全体の数としましては、高圧契約、一般的な動力の契

約、また電灯契約で、全部で44本の契約がございます。

踊り子温泉会館等のように、コンサルを通して契約を結ばば経費的には抑えられることも考えられます。しかしながら、この44本の契約を集約的に委託してしまうことで、個々の施設の管理とか変更手続、そういったものが複雑化するという懸念もございます。

また、大堰浄水場の高圧契約については、契約の見直しを図って、何らかの契約、複数年契約とか季節契約などを含めて抑制が見込めると考えております。

電気契約をコンサルに委託しても、平常時の電力供給ということでは問題はないとは思われます。しかしながら、安定した供給、また、東京電力のほうには停電情報の提供とか災害復旧における優先登録もございます。そうしたことを考えまして、また、河津町の水道温泉事業の今、電力の安定運用ということで、東京電力とそのグループ会社であります日本フィールド・エンジニアリングと連携しまして、施設の停電監視装置を官民連携で開発を行っております。また、こういった取組を背景に、現状では、今の東京パワーグリッドさんとの契約を継続していくと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、役場庁舎並びにバガテル公園のほうの答弁をさせていただきます。

役場庁舎を含めまして、非常用発電機を設置しているところにあっては、停電時に一時的に、一部の使用機器を3日間程度、使用可能となる設備となっているところです。また、休業者との協定によりまして優先的に燃料を補給することができるようになっておりまして、補給が可能な限り発電機を回して利用することが可能なような状況になっております。非常用発電機の設置は、あくまでも施設の一部を一時的に使用できるようにするものでありますので、新電力への移行とは別物というふうに考えているところでございます。

議員ご質問の新電力会社への契約切替えについては、令和31年の第1回の町議会定例会で答弁をしたとおりでございますが、新電力での契約によります経年の実績が今現在ないため、信頼性が確保されていないと、そういった段階においては慎重に対応したいというふうに考えているところでございます。

新電力対応の概要については先ほど町長が答弁したとおりですが、現在までの状況についてももう少し詳しくお話しさせていただきたいと思っております。

踊り子温泉会館の新電力への移行作業についてですが、当初、入札を実施すべく入札参加

資格申請受付を行ったところですが、その受付のほうに申請の企業がなく、入札自体が実施できる状況ではありませんでした。その後、新電力への変更方法を協議したところ、複数の電力会社から見積書を徴し、電力需給契約まで一貫して行うESP方式という方法についての事業提案がありまして、電力料金も大きく下げることができることから、提案業者と新電力供給を目指す方針で、9月定例会にて業務手数料の補正予算をお願いして可決していただいたところでございます。

その後、提案業者によります調整を経まして、新電力会社と電気需給契約を11月に締結しております。今月に入りまして、12月1日より、踊り子温泉会館への新電力による供給が開始されていると聞いております。ちなみに、削減率の予測を申しますと、約15%、1年間で100万円程度の減額というふうになっております。

新電力導入のデメリットについてちょっとお話をさせていただきます。

通常の入札方式で行いますと、最低価格が提示されたところと契約をするため、その会社の経営状況等は考慮されません。仮に新電力会社が倒産した場合には、電力供給については補償される場所ですが、元の電力会社に契約を戻す場合には、元の会社に最後に電力供給を受けていた電気料金の20%増しでの購入をするというふうなことになるそうです。加えて、煩雑な手続も発生するというふうになっております。

今回のESP方式では、この料金負担のリスクを仲介業者が負担してくれるということで、そういったことがこのESP方式を選択した一つの理由でもございます。状況的には以上でございます。

河津バガテル公園の電気料金も例年600万円前後の支出がございますので、踊り子温泉会館の新電力の使用状況を確認しながら、河津バガテル公園についても、町長が申したとおり検討していきたいというふう考えております。

また、見積書を取っているかというようなお話もございましたが、現時点では取っていない状況です。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 午前中の町長の行政報告でも、予算編成方針において「将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減」とおっしゃっておりますように、各施設ごとそれぞれ検討し、支出の縮小に努めていただきたいと思います。

続いて、3問目の質問に移ります。

職員のスキルアップについてです。

町の職員数は決して多くはないと思いますが、仕事は、専門的で細分化しているのが現状だと思います。そんな厳しい状況の中ですが、町民の町に対しての要望はだんだん多くなっております。町民が安心できる住民サービスを提供するためにも、職員1人ひとりのスキルアップが必要かと思います。職員1人ひとりが努力してくれているのは理解しているつもりですが、仕事に追われる日常ではこの慌ただしい世の中の動きに取り残されて、それこそ「井の中の蛙」になってしまうのではないのでしょうか。

各種の資格取得や研修会への参加、人事の交流といった経験が必要なのではないでしょうか。研修会の審査の中で、昨年度は82人の職員に各種の研修を実施したと聞きました。このような研修は、1人、年に1回程度なのでしょうか。今年度は、このコロナ禍の中、多くの研修会が中止または研修会になったものと思いますが、職員の皆さんには、多くの研修会、講習に参加しスキルを上げてもらうことが必要です。

職員が研修に参加することによって、残った周りの職員の負担が増えることや、研修期間中の仕事が残ってしまうといった不安があり、自ら研修や講習会の受講、資格取得に踏み出せないことがあるのではないのでしょうか。研修に行くことでの負担はないのですか、これについて質問したいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、職員のスキルアップについて、研修会への参加状況等につきまして答弁いたします。

議員がおっしゃるように、職員のスキルアップは大変大事なことだと思っております。研修計画に沿って、町では、これからも実施派遣を考えていきたいと思っております。できれば私としては、職員の自主研修などもできるだけ行うような指導もしたいと考えております。

なお、内容等につきましては副町長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 研修の参加状況についてでございます。

職員の研修は、職員の資質の向上、そして能率的な行政運営を図るために、年度の当初に町の研修委員会の中で1年間の研修計画を立てて、職員の割当てをしているところでございます。昨年度の職員研修によるものについては、議員が申されますように、82名の受講があったわけでございます。

研修には大きく4つございます。1つ目が、職務を通じて行う職場研修でございます。2

つ目が、職員が業務を遂行するための研修、技術を習得するための専門研修。3つ目が、職員を本庁以外の機関あるいは団体に派遣して行う派遣研修がございます。4つ目が、自主的テーマを持って行う自主研修でございます。また、人数にはカウントしてございませんけれども、職員が業務を行う上で、県等が開催している研修会、そういうところには積極的に職員に参加をしていただいて、職員のスキルアップを図っているところでございます。

ただ、議員も申されましたように限られた職員の中でございます。そういう中での研修の参加になりますので、業務の支障がないように各課で調整をしていただく、それから、職員間の連携を図りながら研修に参加をしていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） いろいろな研修にも参加して下さっているということですが、これが、いろいろ出ることによって残った職員に負担がかかるということでは大変いけないと思いますので、その辺、各課とか各係でのチームでの対応、これが確実にできるような形にしていいただければ、もっと職員がそのような研修、講習会に参加できるのではないかと考えますので、そのような体制づくりを検討していただきたいと思います。

そして、他市町との人事交流であります。隣接の市町との人事交流や友好都市との人事交流、県などへの出向といった人事交流が盛んになれば、先進地の業務を研修できる上に外部からの視点で河津町の業務を観察でき、今後の業務に生かされると思うが、いかがでしょうか。賀茂郡内での連携による職員の応援派遣などはどのような部門で行われているのか、今後新たな計画はあるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、他市町の人事交流についてお答えします。

河津町では、来年度に県への派遣1名を考えております。現在、職員の希望者を受付中であり、また、県から河津町に派遣をいただきまして、東河環境センターでのし尿処理施設改修事業に向けての派遣職員の受入れを予定しております。町では、現在も、伊豆半島ジオパーク事務局に1名の派遣をしております。

また、先ほど議員から質問のありました広域圏で行っている関係では、滞納整理職員の相互交流で河津町からは南伊豆町へ派遣をし、河津町へは松崎町の職員が派遣されて業務を行っており、大変有意義な制度であると思っております。

現状は以上のとおりでございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 賀茂圏内での連携については、滞納については、今現在、職員が出されているということですが、これについては徴収率がアップしたという実績もありますので、こういうことはいいことなのかなと感じられます。今後、やはりいろんな計画があればどんどん積極的に職員の交流を広域の中で考えてもらって、職員のスキルアップを考えていただくのが一番いいのかなと考えておりますので、よろしくお願いします。

そして、前回、私ども議員月例会で、点群データというのを県の職員から研修を受けさせていただきました。このとき、県の土木の職員と一緒に研修を受けに来て傍聴していたわけですが、町の職員、一部が傍聴はしていましたが、なかなかこのような研修というのは聞くことができないのではないかなと考えております。ふだんなかなか聞くことのできない外部の講師を招く機会、今年は中止になってしまいましたけれども、教育講演会だとか議員の月例会による講師、こういう非常に有効な講演があるのかなと考えております。

こういう近隣の市町が開催する講演会などでも、できるならば職員に時間をつくってもらって参加していただければ、職員のスキルアップ全体についての考え方というのが広がるのかなと考えますが、町長、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 特に関係団体等の研修等の参加でございます。研修はできるだけ多く受けるべきだと思いますが、先ほどから申しているように、通常業務を行いながらでございますので制約もあることもあります。現状でも、かなり少ない要員で幅広い業務を行っている現状もあります。

来年度は、この辺も考慮して、採用人数を若干ですけれども増やそうかなという今計画もございしますが、まだちょっと確定はしておりませんので、そういう中で、人員を増やすことによって研修にも行きやすくなるのかなと、そういう思いもございします。特に研修内容につきましては、その重要性だとか必要性を考えながら研修に参加させることが特に大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 担当の職員がいなくても対応ができるというように、チームでの対応ということを考えていただきたいと思いますし、職員が幾ら頑張っても「井の中の蛙」になっては元も子もありません。よろしくご検討いただきたいと思います。各種の研修会、講演

を聞くこと、資格取得は積極的に推進していただきたいと思います。

最後に、防犯カメラの設置について質問します。

河津町の特色でもある地域住民の密接な交流やつながりは、河津町の特色として全国に誇れる点だと思います。さらに、それがこれまで犯罪抑止に役立ってきたと言えると思います。しかし、近年では、大規模な工事、観光客の多様化により多くの人々が訪れ、名所や観光地以外の場所を訪れる人も多くいます。不審者が紛れ込んでも分かりにくい、都市部と比べ、まだまだ町民の防犯意識は私を筆頭に低いと思われ、積極的な広報が必要かと思います。

そんな中で、防犯意識を高め犯罪抑止力を持つためにも、町内の拠点にカメラを設置することはないのでしょうか。カメラを設置することにより、住民の防犯意識の向上、カメラ設置を知らせることで犯罪の抑止力、本来の目的である有事の際の情報提供といった利点が考えられると思います。場所によっては、ダミーの防犯カメラを設置して犯罪を抑止しているところもあります。犯罪発生により防犯カメラを使うことがあってはならないことですが、来年度の予算編成方針の「安心安全に暮らせる町づくり」の一つの施策としてぜひ検討していただきたいと思います。

各行政区により対応する事情は異なると思いますが、防犯灯のように、各地区の要望により、拠点ごとに設置を補助する制度があってもいいと思います。町長の考え方をお教えいただきたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防犯カメラの設置についてお答えします。

確かに、防犯カメラによる犯罪抑止力の効果があることは誰でも認めるところでございますが、現状を見てみますと、それぞれのお店ですとか企業で設置している場面を見ることがございますが、当町において、町が設置する防犯対策としては特にございませんが、今後は、主要な公共施設等についての設置は検討したいと思っております。

そのほかにも防犯対策として、町では、河津川堤の防犯灯、62機ございますが、これについても、電気料や明るさなどを考えて昨年からは順次LED化を始めまして、5か年計画で改良を考えております。

住みよいまち、安全なまちづくりは大変大事であると思いますので、町では地区などの身近な防犯灯などの補助も行っておりますので、今後もそういうことでご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員。

○3番（渡邊昌昭君） 防犯カメラというと、監視している人間を配置するだとか、遠隔操作をしてこっちの方向を見たり、あちらを映すをいうようなことを考えがちですけれども、現在、ドライブレコーダーのように、記憶媒体に一定期間保存し、どんどん上書きをして録画し、有事の際のみ使用する形式のワンカメラ、これが結構出ていると思います。こうなればそんなに高額なものでもないと考えられますので、町の拠点に、各地区の要望に沿ったところにそのようなものを設置するということが今後検討していただければ地域の安全が図られるのではないかと、このように考えます。ぜひご検討していただくようによろしく願います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（上村和正君） 3番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

9番、渡邊弘議員。

[9番 渡邊 弘君登壇]

○9番（渡邊 弘君） 9番、渡邊弘でございます。

令和2年第4回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりです。1件目、令和3年度当初予算編成方針について。2件目、河津桜まつり計画の進捗状況について。3件目、バガテル公園再生について。町長及び担当課長の

答弁を求めます。

早速でございますが、まず、令和3年度当初予算編成方針についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染が続く中での予算編成となります。町長より各担当課に方向性の通達がされました。コロナ禍において、来年度は、歳入面においても税収の減など厳しい状況が見込まれます。そのような状況下において、河津町第5次総合計画の初年度とのことであります。主要な施策は、子育てしやすい、子供を産みやすい、安心で安全な活力のある町を目指す、継続してきた新たな10年間を見据えた予算編成との指示が出されました。

質問でございます。

町長は、リコールをしてまでして政権を確保いたしました。第4次総合計画と今後の5次総合計画との違いはどこでしょうか。

町長の目指す「オール河津のまちづくり」は何をテーマとしておりますか。また、目標のない「オール河津」はなかなか方向性が出てきませんので、そこら辺を教えていただきたいと思えます。

以上2点お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の令和3年度の当初予算の編成方針についてご質問ですので、お答えします。

まず、私の目指す目標テーマでございます。予算編成方針に触れておりますので、少し説明をしたいと思います。

11月2日に来年度予算編成方針を職員に通達しまして、職員はじめ報道関係などにも通知内容をお知らせしました。当然、議員の方々にもお知らせした次第でございます。目標テーマは、先ほど議員がおっしゃったように、心豊かな暮らしやすい町として、重点施策として3つの施策を示しました。1つ目は、「子育てしやすい環境、心豊かな人を育てる町づくり」、2つ目は、「安心安全に暮らせる町づくり」、3つ目は、「活力と魅力あふれる町づくり」であります。

基本的な政治姿勢や考え方に変わりはありませんが、来年度の事業執行に当たりまして、予算編成上で特に政策面での重点を職員などに示したところでございます。

来年度当初予算につきましては、新しい総合計画の始まる年であることの認識を持って取り組んでほしいとの意味合いで指示したところでございます。特に編成方針で言いたかったことは、行政と町民が責任と役割を果たす中で、これまでの課題について取り組む思いを伝

えました。例えば、情報についても行政は知らせる努力を行い、町民は知る努力を行うなど、それぞれが責任と役割を果たしてやっていこうとすることが、これまでと一歩進んで違うところかなと思っております。

また、お尋ねの第4次総合計画との違いについてお答えします。

第4次総合計画との方針の違いについてお尋ねですが、第5次総合計画はまだ策定されておりませんので詳細はお答えできませんが、ご了承ください。ただ、骨子については、案の段階ですが、「住みたい・来たいまち 河津」をメインテーマとしまして、「自然、文化そして笑顔があふれる 河津桜の里」をサブテーマとして、年度内完成を目指して総合計画策定審議会で検討をしております。

私も策定に向けてヒアリングを受けまして、自分の思う町の課題やまちづくりの方向性などについて話させていただきました。特に町民の声に耳を傾けた町政運営を進めていくことをお伝えさせていただきました。

検討案の中で全体的な捉えとして、平成27年9月に国連サミットで採択された、2030年を目標年次とした持続可能でよりよい世界を目指す目標であります17の章から構成されるSDGsと関連づけた各分野の推進方向を示したところが、今までと違う点だと思います。

「オール河津のまちづくり」については、これまでもあらゆる場面でお答えしましたし、本定例会でも他の議員の質問に既にお答えしてお分かりだと思っておりますが、何をテーマということではなくて、行政の進め方の考え方であるにご理解を願いたいと思っております。

ご質問の中で議員から私に対して、「町長は、リコールをしてまでして政権を確保」したとの発言がありましたが、私なりの考えを述べさせていただきます。

まず、私は町長選挙に立候補しましたが、リコール運動については、町民が自ら選んだ町長について、自らの地方自治の制度の根本である地方自治法の、地方自治の本旨による法律に沿って解職請求をし、住民投票で決したことでありますので、私というよりも町民が自ら決した結果であると思っております。

私は、当初から申し上げているように、このようなことが起こらないように、住民、議会、行政が一体となった「オール河津」の政治を目指して、できるだけ情報を住民や議会に積極的に知らせて正しい判断の材料にしてもらい、意見を聞きながら情報公開と町民参加のまちづくりを進めてきております。このような方針で今後も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） いろいろ考え方は個々あると思います。私は私なりに考えた中での質問をさせていただきました。

その中で、「オール河津のまちづくり」については何をテーマということで質問をさせていただきましたが、例えば個々が持っている力は、皆、町民の力は違うと思います。その中で一つ町が出したテーマを、要は、みんなで協力してそのテーマに向かって取り組んでいく。だから、1年のうちに何回かいろんなテーマが出てくると思います。そのテーマのときに、みんなで協力して、「オール河津」で頑張れるような行政を進めたらいいのかなというふうに思いました。

次に、来年度予算の目標ですが、どんな取組をいたしますかということで質問をさせていただきます。

1つ、心豊かな暮らしやすい町とはどんな町を目指すのでしょうか。政策的経費の財源確保のため経常的経費の3%削減、これはどんな形で経常的経費を3%削減していくのか。

次に、子育てしやすい環境、安心と安全の町として、今年度はインフルエンザ予防接種事業に取り組んでいただきました。今後も、安心と安全のために継続して取り組めないのかお伺いをします。

あと、活力あるまちづくりとして経済対策は欠かせません。先ほども質問に出ましたけれども、町内業者に対する政策として、プレミアム商品券の継続は来年度もできないのでしょうか、そこら辺をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の何点かの質問でございますので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず、心豊かな暮らしやすい町とは何だということでございます。目標のテーマにつきましては、町の目指す方向として3つの重点施策を進めることが大きな目標でございます、心豊かな暮らしやすい町につながるということでございます。

2つ目の政策的な経費、経常的経費3%削減につきましては、来年度予算については、特に財源については大変厳しいことが予想されます。そして、仮に予算編成をしても、コロナの感染状況により実際はどのようになるか想定も難しい状況でもあります。そのような中で、来年度予算も編成しなければなりませんし、町の経済状況も心配されます。現状で考える中での予算編成方針となったわけですが、できるだけ経費を抑えていくことが重要であるとの考え方から、通常の予算で約8割強を占める経常経費の3%削減や、その他の歳出削減指示

も行ったところであります。

なお、経費削減などの全体的な指示内容などについては後ほど担当課長より答弁させます。

次に、子育て環境、インフルエンザの予防接種の関係でございます。

重点施策に「子育てしやすい環境、心豊かな人を育てる町づくり」を掲げて、子育て支援センター建設や小学校統合推進、GIGAスクール構想の実現に向けて予算編成に臨みます。お尋ねの子供インフルエンザの予防接種事業については、今年度はコロナウイルス対策ということで補助を行いました。来年度においては従来の考えのとおりでございます。

次に、プレミアム商品券につきましては、この事業については、今年度はコロナ経済対策として補正予算で対応しました。工事券も、当初予算に補正により増額をして取り組み、早い取組によって活用されたものと思っております。来年度については未定であります。実施については、コロナの経済的な影響の判断や国・町の財源の問題、実施・実行主体であります商工会の意向なども考えて検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 先ほどご質問のありましたのは、政策的経費の財源確保のため経常的経費の3%削減というご質問でございます。

町長が先ほど答弁をいたしましたように、来年度予算編成につきましては大変厳しい状況が予想されているところでございます。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断します経常収支比率で見ますと、70%から80%が適正水準というふうに言われているところでございます。本町では、平成29年度には84.9%でしたが、令和元年度には88.7%と、3.8ポイント増加しているということで経常経費が予算に占める割合が大変大きくなってきているというのが現在の実情でございます。

このような厳しい財政状況におきまして、政策的な経費の財源を確保するため、人件費、扶助費、公債費の義務的経費を除きます経常的経費については、令和2年度当初予算の一般財源充当額の3%削減を図るということにさせていただいております。

来年度も新型コロナウイルス感染症は続くことも予想されます。町税等の自主財源の減少も懸念されまして、地方交付税につきましても、前年度並みに交付されるかは不透明な状況であるということでございます。

このような背景を踏まえまして、歳出におきましては、節減・合理化措置を積極的に折り込み、必要性、緊急性、効果等に欠ける経費は要求しないこととしまして、普通旅費、消耗

品の削減や委託料の見直し等を図っていきたいと考えております。

また、投資的経費につきましては、事業の緊急性、必要性、投資効果、将来の財政負担等を十分に検討しまして、計画的、効果的な実施を図り、国・県補助金や有利な起債等の財源を踏まえた予算編成を行うということで考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 一番心配するのは、やはり当初予算の中で経常的経費を3%削減すると、頭からぼんと出ちゃうと、じゃ町民への部分のサービスの部分が削除されるんじゃないかと。だから、また後で各種の団体の話も出てきますけれども、要はそこら辺も踏まえてちょっと心配する部分があります。先ほど経常的経費88%まで上がっていると。確かに町の中の動かし方としては、どっちが厚くなるかというのは、政策的経費なのか経常的経費なのか、そこら辺は町の運営の中での話ですけれども、当初からてんから3%は、ちょっとそういう見方はしたくないなというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

次に、町の発注する事業でございます。

入札対象事業について、今も河津町の中でも取り入れていただいておりますけれども、条件をつけての入札業務、要は、町内業者が入札に十分参加して力が発揮できるような、そういうような入札業務はできないのかと。また、各種団体などの補助金など、支給額の増減がやっぱりこれから出てくるかなというふうに思っております。それについては、事前に各団体に理由などを通知して対処していただけないのかなと。各団体においても、やはり当てにしている町の補助金が減らされると、要は、団体の中の運営がなかなか難しくなってくると、そのような声もございますので、そこら辺をちょっとお伺いできればなというふうに思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問の入札事業補助金についてお答えします。

特に入札につきましては、条件をつけるとの意味合いが詳しく分かりませんが、競争原理の中でやっぱり入札が執行されるのが基本でございます。ただ、事業量などにより地域の範囲を決めた中で、先ほど議員がおっしゃるように、指名競争入札業者を決めて実施しているものもあります。ただ、指名参加登録事業者が少ない場合などは、どうしても範囲を広げる場合もございます。いろんな事情があるということでございます。

それから、補助金の関係でございますが、指示の中では、町の財政状況ですとか補助金の

団体の運営状況の審査により決められるべきものだと思っております。基本的には、一律にカットをして、それにさらに、ヒアリングの中で特殊事情があればその辺を勘案するという事で考えておりますが、現状では方針どおり考えております。ただ、内容等によっては、特殊事情があればその中で管理できる場合があるかと思っております。そういうことでご理解願いたいと思っております。

いずれにしても、来年度の予算編成については大変厳しい状況が予想されております。また、各団体にも各課から予算編成方針が示されておりますし、各団体にもその連絡はいつていると思っておりますが、そういう状況の中で、来年度の予算方針は大変厳しいという考えの下で、これから予算査定、ヒアリング等を行っていきたいと思っております。

また、今回のコロナ事業などの中で、特に事業期間が変化する場合があります。例えば事業停止ですとかあるいは事業延期だとか、そういう場合もあるかもしれませんが、そういうことで指示が急遽変わるということが各種団体についてもあるかと思っておりますが、なるべく周知させますけれども、そういうことで急遽変わることもあるということも含めまして来年度の予算編成に臨みたいと思っております。

なお、入札制度等につきましては副町長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 入札については、広く入札の機会を与えるということ、それから、公平性を保つというようなことが地方公共団体には求められているところでございます。そういうことで、契約の方法は一般競争入札を基本としております。ただ、一般競争入札に適さない場合もございますので、町の入札参加資格を有する事業者による制限を設けた制限付一般競争入札、または指名競争入札、随意契約、こういう形で、このような方法により入札を行っているのが現状でございます。

町の状況については、登録業種ごとに、業務の技術的な有無、それから業務の実績、地域要件等の制限を設けて、指名委員会で審議して決定をしているところでございます。発注業務によっては、参加業者が限られて入札が不調になることも考えられます。それからもう一つは、競争原理が働かないというようなこともございますので、地域要件を、その場合、賀茂地区とか伊豆地区に範囲を広げた中で対応しているというのが現状でございます。

また、補助金の関係についてでございますけれども、来年度の予算編成の令達においては、各課には、関係団体の予算執行等の状況、それから事業内容をよく精査した中で、町の財政状況についても理解をしていただく中で、補助金を縮減するようというようお願いをし

てございます。ただ、先ほど町長が答弁したとおり、一律にカットをするのではなくて、新たな取組あるいはまた特殊事情等も考慮しながら補助をしていく方針でございます。

また、通知等の話もございましたけれども、今のところ考えておりません。そのような声も実際聞いておりますので、今後は、担当課を通じて各種団体あるいはそれらの関係者に、調整とそれから説明をしっかりとるような対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

何で入札のことを取り上げたかという、やはり町内において事業をされている例えば建設業についても、いろいろな部分でなかなか苦しい状況にあると。はっきり言って、公平性を欠くようなことはいけなかなということも重々承知をしております。ただ、その中で、条件をつけての入札等を行うことによって、要は、町内の事業者が町内で仕事を得られると。やはりそういう業者がいないと、例えば災害のときとかそういうときにやっぱりいろいろ支障も出たりするんじゃないかなということも加味した中で質問をさせていただきました。

あと、補助金の関係は、実際問題、やりたいことがある団体にはそれなりの配慮もしていただきながら、要は、減額についても増額についても検討していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて、河津桜まちづくり計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

令和2年3月に河津桜まちづくり計画が策定されました。期間は令和2年度から令和11年度までの10年間です。河津桜は、町の宝であり、経済的にも大きな影響を与えております。将来を見据えて作成されたまちづくり計画の進捗状況を伺います。

また、計画策定委員会は解散されたのでしょうか、お伺いをいたします。

計画を作成した委員会より進捗状況を検証するようなことが必要だと考えますが、そこら辺の意見はいかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桜のまちづくり計画の進捗状況についてお答えします。

本計画は、お尋ねのとおり、令和2年度から10年間の計画であります。町としても、河津桜を町の重要な資源と捉え、今後の取組を示したものであります。今後どの部分から始めていくかなど具体的な実施に向けて、現在、作業手順を検討中でございます。進捗状況の検証については今のところ考えておりませんが、今後、町で取り組む方向性がある程度決まった

段階で、意見を聞く会ですとかあるいは検証会議などの必要性を判断したいと思っております。

なお、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 計画策定委員会は解散されたかとのことですが、河津桜まちづくり計画策定委員会設置規約では、「委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定終了までとする。」となっているため、現在、解散しております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 何でお伺いしたかということですがけれども、計画を立てて、結局、計画の流れもまだ確認されないでいきなり解散されちゃうということは、ただ単に資料だけ作ればいいよというような考え方になっちゃうと、今後の例えば委員会の立ち上げとかそういうのが、我々としても町としてもちょっと不安ではないかなというふうに思いまして、進捗状況を検証する必要があるんじゃないかということで考えを聞かせていただきたいなと思いました。

次の質問に移ります。

河津川沿いの桜並木の手入れを、桜守人をはじめ、守人サポーター、ふるさと案内人、花の会などボランティアの人たちで取り組んでおります。今後、桜並木の維持については、堤防の川側には植栽ができません。ついては、堤防の荒廢地に桜の植栽計画が盛り込まれております。そこら辺の進捗状況はどうでしょうか。

次に、新たな拠点整備として桜公園などが盛り込まれておりますが、そちらのほうの進捗状況もお伺いしたいと思います。

続きまして、景観形成において、観光地ですので、現状、幹線道路沿いに耕作放棄地とかが目立って非常に見苦しい状況にあります。河津桜の植栽をして沿道を楽しめる演出などが盛り込まれておりますが、そこら辺はいかがでしょうか、質問いたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、新たな拠点整備あるいは幹線道路沿いの景観形成についてお答えします。

本計画実施につきましては、また実施後の管理については、河津桜守人の会や花の会などボランティアの皆さんの協力は、現在でも協力をいただいておりますが、今後も重要な役割

を果たすものと認識をしております。

お尋ねの背後地等の植栽計画でございますが、まだ具体的な取組が検討段階ですので進んでおりませんが、今後の取組の中で、関連する地主さんの関係ですとか、あるいは現在、土木事務所で河津川の河川管理計画を今年度策定するという話も聞いておりますので、関係方面との調整も必要かと思っております。

その他の計画についても、予算を含めて各種課題もありますので、総合的に課題を解決しながら今後是对応したいと考えております。

また、議員お尋ねの耕作放棄地の問題も、観光地として大変大きな課題であると思っております。現在、河津桜の切り枝の商品化を進める中で、植栽者の希望受付や補助制度も生産作物として、また景観作物として期待をしているところでございます。河津桜まちづくり計画については担当課長より補足説明をさせます。

以上です。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） それでは、計画の進捗状況についてお答えします。

まず、基本計画にある堤防背後地の活用についてですが、河津川堤防に植栽されている河津桜の多くは河川法に基づいた植栽基準を満たしていないことから、築堤部では枯死等に伴う同じ位置への植え替えはできないとなっております。そのため、河津桜の寿命を延命し、河津桜の適切な維持管理手法を構築し、他の地域のモデルとなるよう河津桜守人の会を中心に管理しております。

また、治水対策を進める上で堤防整備が必要な箇所については、寿命でない桜であっても伐採や移植をしなければなりません。その際に、大規模な桜景観の喪失とならないよう、堤防荒廃地等に後継樹を植栽する計画となっております。

河津桜まちづくり計画で定めた桜並木整備基本方針では3つのエリアで色分けしておりますが、現在、1本1本の桜について調査を行い、堤防の整備を行った場合に残すことが可能な桜、残すことのできない桜、伐採の可能性のある桜の3種類に分類し、大きく桜が欠損してしまうような箇所を整理しているところです。

次に、新たな拠点整備についてですが、計画の中では、河津桜原木公園に「原木二世を植栽し、保存に配慮」するとなっております。この原木二世についてですが、通常は大島桜の台木に接ぎ木をして増殖しますが、静岡県伊豆農業研究センターの協力により、原木の枝を所有者様から提供していただき、挿し木で増殖し、原木と全く同じ形質の河津桜を数本確保

しております。また、原木については、樹木医による毎月の調査を行い、適切な処置を施すことにより良好な状態を保っております。

どのようなプロセスで原木二世を指名するか、どこに定植するかについては今後検討しなければなりません。原木二世となる後継樹をしっかりと管理していきたいと考えております。

次に、幹線道路沿道の景観形成についてですが、河津桜切り枝の生産は、単に生産物の販売だけでなく景観作物としての活用も期待できるため、沿道を楽しむ演出にもつながるものと考えております。現在、河津桜切枝商品化研究会において、切り枝生産の推進について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 植栽計画、堤防も含めて公園も景観もそうなんです。せっかくああいう計画書ができましたので、ぜひそれを進める形で進めていただきたいなど。やはり計画ができないと実質的な動きが出てこないかなというふうに思いますので、そこら辺を一つ、今後の課題としてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次の質問で、桜まつりについて、河津町だけのイベントではなく伊豆全体のイベントとなっております。地域経済の活性化に大きな役割を果たしております。それだけに、出店者の皆さんに、桜まつりとまちづくりをみんなで一緒に取り組む必要性を感じます。出店の条件の規制も今後必要ではないかと思っております。店舗の形態など、単管で組んでビニールシートで回したり、テントだったり、年間放置された店舗があったり、景観形成において観光地として受け入れ難い状況が見られるのではないかなというふうに思います。今後、出店者も含めたまちづくり計画が必要だと思っております。条例の制定も含め取り組むことは可能でしょうか、お伺いをいたします。

次に、河津桜まちづくり事業のボリュームを実際問題見てみますと、庁内に河津桜の担当課が必要ではないでしょうか、そのように考えます。保護・育成からこのまちづくりまで大変な作業ではないかなというふうに思います。ぜひ、河津桜は河津の宝でございますので、河津桜課の設置はできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の2つの質問があったと思います。売店の問題あるいは桜課の設置についての2点だと思います。

第31回河津桜まつりは、他の議員の質問にも答えておりますが、対策を強化しながら開催する予定で進めております。出店条件につきましても実行委員会で検討しております。また、お尋ねの終了後のお店の管理なども、観光地として景観上好ましくないものの対策の件でございますが、いずれにしましても、実行委員会の中で、部会などもありますので検討されるようお願いしたいと思います。

また、出店状況等については担当課長より答弁させます。

それから、桜課の設置でございます。河津桜まちづくり計画の実行に向けての担当課設置についてのお尋ねですが、確かに、今後の具体的な計画によってボリュームが決まると思いますが、人員の配置増なども考えられますが、町全体の職員配置や採用状況などにもよりますので、現在のところ、課の設置については考えておりません。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 産業振興課長。

○産業振興課長（村串信二君） 出店の規制についてということでお答えさせていただきます。

河津桜まつり露天等営業管理条例に基づいて出店の届出を受理しておりますが、本条例では、店舗の形態や祭り期間外の店舗の状態については規制しておりません。出店の届出に関しては、河津桜まつり実行委員会賛助会加入が必要となるため、実行委員会を通して指導を行っております。数年前に、出店に伴うブルーシートの使用について指導した経緯もございます。

今後、河津桜まつりに関する出店については、実行委員会を通して指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） なぜこの質問かという、イベントの桜まつり自体を見た中で、よその大きなイベントを打っているところ、要は、まちづくりにしっかりと取り組んでいる市町、そういうところは出店の条件もやはり相当厳しくて、河津桜まつりのブランド化をつくり上げていくのには、そういうことをちゃんと頭の中に置いて祭りをつくり上げていかなければいけない、出店の状況をしっかりつくり上げていかなければいけない、そのようなことが感じられますので、今回、質問をさせていただきました。

町長においては、河津桜課の担当は、まだ課はつくる予定はないということでございますけれども、このボリュームを見ると、私は、やっぱりしっかりした形で取り組まないと、と

でも対応できないんじゃないかなと、今の課の中でやるというのは難しいかなと。もし課ができなくても、要は、しっかりとしたそういう担当をつくって取り組まれていったほうがよらしいんじゃないかなというふうに思いまして質問をさせていただきました。

次に、バガテル公園再生について、再度、再度の質問で誠に申し訳ございませんが、質問をさせていただきます。

観光施設は、新型コロナの影響により非常に苦しい状況が続いていると。その中で、秋バラシーズンに多くのイベントに取り組み、できることはやると意気込みが伝わってきております。しかし、再生に厳しい状況には変わりはありません。再生計画も出ない中で、今回、再生検討委員会の委員が再任されました。再任の理由をお伺いするということです。

もう一つ、再生検討委員会から、よい公園造りをとの報道がありました。どんな公園を造るのか、再生検討委員会から意見はありましたか、お伺いをいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） バガテル公園の再生についてということで、再生委員会については先ほどもほかの議員の質問で答えておりますが、バガテル公園につきましては、これまでの取組の中で町の方針として基本的な方向は理解され、再生に向けて進行中でございます。

再生委員会の再任につきましては、これまで2年間、いろいろな視点から検討を進めていただきました。特に外部から見た委員の意見なども参考にして進めてまいりました。お尋ねの再任の理由については、先ほど申しましたけれども、現状の把握ができていますことですか、新たな方向性がこれまでの検討に立っていることなど、継続してお願いすることが妥当だという考えでございます。

今後のことですが、今年度も秋バラを中心としてイベント等を行いながら、町は町としての役目、あるいは今お願いしております民間事業者との関係も含めて、今後、両方を進めていく中でまた方向性が出てくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） 私のほうからは、再生検討委員会からよい公園づくり等の報道があつて、どんな意見があつたかということで答弁させていただきたいと思っております。

再生検討委員には、2年の初期間が経過したことによりまして再任をされたわけですが、再任後の第13回再生検討委員会において、委員の方に改めてバガテル公園を視察していただきました。委員の方々からは、バラ園の管理が当初の2年前よりもしっかりできていてすば

らしい、町民が足を運び誇りを持てるような公園になってほしい、そういった意見が出されました。町民の憩いの場所としてもっとふだんから町民が集うように、足を運んでくれるような身近な公園、それが観光客の集客につながっていくのではないかとというような意見であったと認識しております。

視察当日は、平日の火曜日の午後だったんですが、国のG o T oキャンペーン等の影響もあって、かなりの入園者がおったというふうに記憶しております。それから、管理がすばらしいというお褒めの言葉をいただいたのは、これまで管理に関わった方々の努力が認められたというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 再生については、ちょっと考え方が僕と違うところがございますので、質問に入ります。

今年度の費用負担額はどの程度の見込みになっているのか。先ほどは令和元年度まで6,100万円ぐらいでしたか、要は、それが費用負担だというふうに思っています。今後の費用負担を考えますと、このバガテル公園という公園の名前を今後ずっと続けていくのか。バガテル公園という看板を下ろすということは考えられないでしょうか。次の方向を検討することが必要かと考えます。例えば、防災公園、河津桜とバラ公園、子育て公園など、いろいろな検討材料があるのかなというふうに思います。

再生というのは、基本的には、ただお金だけの問題でなくして、バガテル公園が河津町の住民のためにどうあるべき公園なのかというのを、もう一度、掘り下げないといけないのではないかなということを考えまして、今回の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2点ほど質問があったと思います。費用負担と今後の方向性あるいは再生計画についてお答えします。

今年度につきましては、まだ新たな方向性の結論が出ておりませんので、今の段階ではお答えできません。ただ、議員がおっしゃるように、費用の面でも町民の皆さんに負担をかけておりますので、できるだけ早く再生の方向性を決めなければならないと、そういうふうには考えております。

次に、再生計画でございますけれども、これまでの方向性や現在取り組んでいることは、

議員の方々にも説明した上で予算措置とさせていただいておりますが、理解しているものと考えております。以前にもお答えしておりますが、ふるさと納税を絡めた再生の提案を今年度予算で委託契約しておりますので、受託会社より定期的に交渉等の報告も受けております。

なお、現状あるいは詳細の内容につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、費用負担額と今後の方向性等について答弁をさせていただきます。

費用負担額については、コロナ禍の中、先の見通しが非常に難しいという点がございまして、町長の申しているとおりであります。

バガテル公園の入園状況ですが、春バラシーズンは、新型コロナウイルスの影響等で約6,200人と前年比32.9%という数字でございました。秋バラシーズンは、先ほども申しておりますとおり、G o T oキャンペーン等の効果もありまして、約8,100人、前年比185.4%と2倍近い数字となっております。また、秋については、入園料を含めた販売額も、前年比で200%ということで約倍になっている状況でございます。年度を通じて、春が非常に少なかったわけですが、前年比で74.3%まで回復をしてきているところでございます。

今後の方向性については、今まではフランスやバガテルといったブランドの名称で敷居の高い施設というような印象があったのかなということで、町民の方の利用が少なかったように思っております。また、利用するにしても、内容や手続面で面倒な面もあったのかなというふうに思っております。

今後は、バガテルの名称は残しつつ、最終的な方針等が決まるまでは、住民も利用しやすく、観光客も集えるにぎわいのある公園として利用されるように、経費を削減しつつイベント等を開催しながら維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

それから、再生計画のほうについての現状でございますが、公園再生に当たっては、指定管理に対する応募に関し不調に終わった原因の一つとして、指定管理料が十分ではなかったというのを午前中の答弁にも挙げさせていただいておりますが、こうしたことから、まずは何をするにも財源の確保が必要というようなことで、その財源をふるさと納税で確保していくことというのは町長が申したとおりでございます。そのため、ポータルサイトの増加、これは2つから6つに増やしてございます。それから、返礼品の充実、これも5%程度増えた状況でございます。

ふるさと納税の額も、コロナ禍の中ではありますが、11月末現在で前年比132.8%ということ増加をしているところでございます。ふるさと納税は、12月が一番多く納税される時期でございますので、今月が勝負かなというふうには思っておりますが、期待をしたいというところでございます。

こうした経過を踏まえまして、利用できる資金の状況によって計画の提案が出てくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） 今のお話の中でも、要は、バガテル公園という看板については下ろしたくないということでございますね。あそこのところをどういうふうに変えていくのかということが、今後の再生の課題かなというふうに思います。その中で、バガテルという言葉を使っている以上は、フランスとの関係も継続の話も出てきたり、バガテル公園の中を変えられないという、その網かけだけが一番きついのかなというふうに思います。

そんな中での今後のバガテル公園の運営になるわけですけれども、これからの再生を目指していくのであれば、先ほどもありましたけれども、指定管理料が安いから受けられないよと、だから河津町の税金をもっと出せという業者を信じていいのかどうなのか。計算した中で、それは合わないのは分かっているんですよ。だから、合わないものをどうやって運営するかというのは、要はそれは受ける業者の技量なわけだから、そこら辺を、自分たちのそういう集客能力を持っているところが受けてもらわないとやっぱり駄目だと思います。

そのことによって、このままバガテル公園を継続していくのであれば、ちゃんとした再生計画のイメージをしていただきたいなというふうに思います。それが示せない再生計画はないのではないかなというふうに思いますので、そこら辺はどんな感じでございますか、お伺いしたいと思います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 現在、民間事業者もいろいろ検討していると思っております。ふるさと納税の状況もそういうことでございます。

ただ、私が思うのには、現在はそういうことで進んでおりまして、最終的に方向性が示されるかどうか分かりませんが、今のところは、検討委員会等では業態を変える予定はなく進んでおりますけれども、場合によっては、最終的には業態を変えることも考えなくもない時期が来るかもしれません。そのことも含めて、その場合にバラ園を残すのか、あるいは

はフランス広場をどうするのか、その辺も検討になると思います。

今までは、バガテル公園としてバラ園とフランス広場を合わせた中で指定管理という話があったものですから、そういう形でお金が、今の業者ではないほかの業者に当たったところ、例えば6,000万とか出せばやりますよというような感じであったものですから、とてもそれじゃできないなという話で、その中で、今後の再生の中である程度分けていくのか、それも難しいのか、その辺が最終的な結論になっていくんじゃないかと思っております。

バラ園とフランス広場を分けるのか、あるいは前みたいに一緒にするのか、あるいはまるっきり違う状態にならないのか、その辺についても、民間事業者に力を借りるということが前提なものですから、そういう民間事業者の提案も聞きながら、そして、町としても取り組んでいる状況も考えながら最終的な判断を決めて、先ほど答弁したように、やっぱり町民に負担をかけている面も重々ほかの面で承知しておりますので、町民に親しまれる公園と並行しながら、次の計画についても真剣になって取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員。

○9番（渡邊 弘君） こういう施設運営というのは、町長はリーダーでございますので、ぜひ方向性をリーダーのほうで示していただいて、再生計画をしっかりと形をつくっていただく。何のために再生検討委員会をつくっているのか、再任された委員の方たちにはそこから辺の自覚をしていただいて、再生計画をつくるような方向で動いていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上村和正君） 9番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員の一般質問は、明日11日に行います。

◎散会の宣告

○議長（上村和正君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時より再開します。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月11日（金曜日）

令和2年河津町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第4 議案第56号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第58号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第59号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 河津町指定金融機関の指定について
- 日程第9 議案第61号 町道路線の変更について
- 日程第10 議案第62号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第11 議案第63号 令和2年度河津町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第12 議案第64号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第65号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第66号 令和2年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第67号 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 選挙第6号 河津町選挙管理委員選挙
- 日程第17 選挙第7号 河津町選挙管理委員補充員選挙
- 日程第18 発議第4号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第6号 コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしていける町であり続ける

ための決議について

日程第21 委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員（11名）

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	後藤幹樹君
企画調整課長	木村吉弘君	町民生活課長	土屋典子君
健康福祉課長	稲葉吉一君	産業振興課長	村串信二君
建設課長	山本博雄君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局長	川尻一仁君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	飯田吉光	書記	大川知寛
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（上村和正君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上村和正君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（上村和正君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか答弁を求めるかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

6番、塩田正治議員、4番、遠藤嘉規議員、2番、桑原猛議員。

◇ 塩田正治君

○議長（上村和正君） それでは、6番、塩田正治議員の一般質問を許します。

6番、塩田議員。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 皆さん、おはようございます。6番、塩田正治です。

令和2年第4回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をさせていただきましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先日、私のところに某新聞記者さんが訪れました。何を聞いてくるのかなと思ったところが、河津町と川根本町は、静岡県内で一人も、僕は武漢肺炎と言っているんですけども、新型コロナウイルスの感染者が出ていない状況にありますと。町内の皆さんが、一番最初の感染者になるのを恐れてパニックになっているのではないですかみたいなことを質問されました。いや、私は、そんなことはないよと。確かに、会話の中で皆さんが、一番最初のコロナ感染者になるのは嫌だなというようなお話をしているのも聞きましたし、会話をしているのも聞いたことはあります。ただし、決してパニックになっているようなことはありませんよという話をしましたけれども、新聞記者さん、くれぐれもおおるようなことの、そういった記事は書いてほしくないなということは重ねて言っておきました。

新聞記者さん等が、メディアさんが、やっぱり町のほうにもそういった話をしに来ることがあろうかと思いますので、ぜひともそういうことに関しては毅然とした態度で、そんなことはありません、パニックになどはなっておりませんということで対応していただきたいなと思いましたので、そういった話があったということでお話しさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、私が質問させていただきます問題は全部で5問なんですが、大きく分けると、交通指導員の問題についてと介護の問題について質問させていただきたいと思えます。町長以下、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1問目、交通指導員について質問させていただきます。

河津の子供たちの命を毎朝守ってくださいます交通指導員の皆様には、まずもって、この場をお借りし感謝申し上げたいと思えます。

本日は、交通指導員の皆さんの現状や、今後も必要であるという必要性、そして、今後もさらに継続してこの交通指導員というシステムを残していくためにはどのようにしていかなければならないのか、改善策があるのだろうか、今後の方向性などを伺いながら、町民の皆

様にもこの問題を認識していただきながら、共に考えていけたらなと思い質問させていただきたいと思います。

まずは、交通指導員の現状についてお尋ねをさせていただきます。

現在、交通指導員を務めてくださっております皆さんの各地区別の人数、それから平均年齢、任期、任命方法、さらには年齢制限、報酬、資格、交通指導員の皆さんの町における立ち位置、立つ場所じゃなくて立ち位置ですね、こういったものはどうなっているのかご回答をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の交通指導員について、特に現状についてお尋ねだと思いますので、お答えします。

議員がただいまお尋ねの町の交通指導員については、現在、5名の方がおられます。特に学校関係の、朝、登校時における街頭指導などを行っていただいております。そのほかにも火災時の交通整理などの対応も行い、また、各種行事などにおける交通指導なども行っていただいております。その活動については大変感謝をしているところでございます。

また、先日は、町の功労表彰ということで、小鍋地区の鈴木逸男さんの長年にわたる交通指導員などの功績をたたえまして、町として表彰させていただきました。

また、現状でございますけれども、指導員は議員おっしゃるように高齢化しております、ここ数年、新たな人員等について募集や告知をしてまいりましたが、なかなか見つからない状況でありましたが、今年に入りまして、上地区の1名の方が交通指導員のサポーターとして、現在、週に1回程度ですが、交通指導を行っていただき感謝しているところでございます。

町としても、サポーターの制度など、研究をはじめ人材確保対策を検討しておりますが、ボランティアとしての日々の活動も相当な負担となっているためか、確保に苦慮しているところでございます。今後も、確保に向けて努力していきたいと思っております。

お尋ねの現状について数々のご質問があるようでございますが、担当課長で分かる範囲で答弁させていただきます。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 今、塩田議員からご質問のありました交通指導員の現状ということでございます。ちょっと質問の項目が多いものですから、抜けていましたら再度お願いい

たします。

交通指導員の設置の目的につきましては、交通事故の絶滅を期しまして、交通指導並びに交通安全指導の普及・高揚を図り、交通安全を保持するために設置しているというのが目的でございます。

現在の交通指導員は5名の方をお願いをしております。後継者が、今、町長答弁にありましたが、なかなか確保できない状況にありまして、今年の4月1日現在になりますが、最年長の方が82歳、最年少の方でも69歳、平均年齢としまして75.2歳と、大変高齢化が進んできているというようなことが今の実情でございます。

交通指導員の活動につきましては、東小学校区で1名、南小学校区で2名、西小学校区で2名ということで分担をして、毎日、登校の朝になりますが、7時から8時頃まで小学生に対する交通指導、活動をしていただいているということで、議員におかれましてもご承知のことだと思います。

このほかにも、年に4回行う交通安全運動期間の初日に夜間街頭広報、あるいは月1回の月例会では通学路におけます交通危険箇所の情報の共有、町で行います事業におきましてトライアスロン大会あるいは元旦マラソン大会、消防団出初め式、あと下田河津駅伝大会、このような大きなイベントのときに交通整理についてもご協力をいただいているところでございます。

議員からご質問のありました交通指導員の人数につきましては、先ほど申し上げましたように5名ということでございます。このほか、町長が答弁の中で申し上げました交通指導員サポーターということで、交通指導員の支援をしていく立場の方として、現在、西小学校区で1名ということですが、

交通指導員の任期でございますが、一応2年というくくりにはなっておりますが、これについては何年やっていただいてもということで、先ほどの町の表彰を受賞された方もいらっしゃるように、長期に行っているということでございます。年齢制限についても特段設けていないと。

資格についても、必要ないといえますか、なくても全然問題はないですよと。

任命については、町長から委嘱をさせていただくということでございます。

この交通指導員の皆さんの立ち位置でございますが、基本的にはボランティアということでございます。ただ、そうはいつてもいろいろ経費もかかるというようなこともありますので、報酬としまして月額1万円ということで、年間12か月分を報酬としてお支払いさせてい

ただいているというようなことでございます。

質問ではかに抜けがありましたか。よろしいですか。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

当局としても、交通指導員の皆さんの必要性、そして重要性、こういったものについては十分に認識をされておるんだらうと伺いました。平均年齢やボランティアという立ち位置、そして報酬といっても、今ご回答いただいたように、正直言って、移動費等にかかる費用弁償分くらいにしかなくなってないような気がします。現行制度の中ではそれ以上のことはできないのかなとも思っております。今後を受け継いでくださる方々が探せなくなってしまうというのは、現状を見れば理解ができますし、現状も探すのに大変苦慮しているということですよ。

そこで、交通指導員の皆さんに対する当局の認識、もう少し詳しくお答えいただきたいのと、今後の必要性についてどのように考えているのか。さらには、高齢化しております現状を打開するために、例えばですけれども、65歳で仕事をお辞めになった方々がいかにこの交通指導員というものに協力をしていただけるようになるか、このハードルをいかに、誰でもできるんだよ、そして費用的な心配もないですよとかというようなこのシステムを継続していくための対策、今後、そういった対応というようなものを考えていることがあればご答弁ください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員からお尋ねの必要性と改善点についてでございます。

前問の中で申し上げましたが、当然、必要性は感じておりますし、改善点につきましても検討しておりますが、それでもなかなか人員確保が難しい現状がございます。町の交通安全対策協議会でもいろんな方からご意見いただいたりして対策を練っているわけですが、私がその中で感じるのは、当然、皆さんも必要性を感じているんですけれども、やはり受けるとなると、毎日のことだ、それも朝ということで、当然、子供たちの安全を守るという使命はあるわけですが、そういう意味で大変だなという思いもあるのかなという気がします。実際やっていることは大変なことをやっていたいでいるので、そういう受けるほうとしての大変さというのは、毎日のことなんで、結構、受ける側としても慎重になっている

のかなと思っております。

そういうことで、改善策として、今年1名ございますサポーター制度、週1回でもいいので協力していただける方を募って、そういう方たちに、今の交通指導員制度を維持しながら少しずつ次につなげていくとか、そういうことができればいいなと思っております。私は、場合によっては女性でもそういう協力してくれる方がいれば、指導員として街頭で、週1回程度で結構ですので、そういう方がいればお願いできればなと思っております。

また、先ほど議員がおっしゃったように、例えば会社を退職された方で、地域のボランティアとしてそういう気持ちでやってくれる方があれば、そういう方にもぜひとも協力をお願いしたいし、これからまちづくりをやっていく意味で、こういう交通指導員を含めて、ボランティアの重要性というのは大変重要になってくると思いますので、そういうことで、ぜひとも住民の皆さん、町民の皆さんには、そういう行政への協力も含めてボランティア活動にも参加していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。大変難しい問題ですね。本当に私もそう思います。

それで、令和5年度から小学校が統合されるということで、登校手段の大幅な再編がなされるかと思えます。小学校の検討委員会のほう、準備委員会みたいな、そっちのほうでも話は出ているんだとは思いますが、スクールバス等の話も出てくるのかなと思えます。それによって、現在の交通指導員の皆さんの人数が少なくて済む可能性もあろうかと思えます。それでも要所要所には必ず配置していただいて、見守っていただかなければならないと思うわけです。

そこで、令和5年度からの統合後、そして、そのさらに5年後の新校舎完成後、こういったことを踏まえて人選して、配置も含めて考えていかなければならないと思うわけですが、現時点でその辺について当局サイドとして考えがあれば教えてください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今お尋ねの小学校統合後の方向性でございます。

結論から言いますと、現在のところ、まだ具体的な検討はしておりません。ただ、今、教育委員会の小学校の統合の関係の各部会では、送迎といいますか、子供たちの通学手段等の検討もされておりますので、そういうのを加味しながら、今後、教育委員会、学校あるいは

指導員さんたちと協議をする場を設けて決まっていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 今ご答弁いただきましたけれども、今後も、交通指導員という立場の皆様方、そして、この制度自体を本気で守っていくということは継続して当局も考えていかなければならないんだろうと思うわけですが、私は、この制度自体を抜本的にやっばり見直していく必要があるのかなと、そういう時期に来ているのかなと思います。

先ほども言いましたけれども、任期は一応2年ということになっておりますが、現状が、一旦、交通指導員になると、もう10年も20年もやらなければならないんじゃないかという認識を町民の皆様は持たれているのかなと、そこにやっばり弊害が生じているのかなと、そういうことも考えられます。であるならば、例えば町内で統合後は3か所だけにしますよとかということになったときに、じゃ、65歳から75歳までの間の年齢層の男性の方に例えば6人委嘱をして、要は、毎月毎月当番制にするですとか、今の報酬よりもしっかりと報酬を与えるということですか、ボランティアという立ち位置ですと、費用弁償以上のものは払えないということも出てくるのであるならば、報酬の面もいま一度考え直すときに来ているのかなというふうに思います。準職員という、特別公務員というか、何かそういったような肩書が取ればしっかり報酬も与えることができるのかなと考えました。

子供たちは、いずれにしましても、河津にとっても日本にとっても、今後、少子高齢化で子供たちがどんどん少なくなっていくことを踏まえると、日本の宝物でございます。安心安全を提供するのはやはり行政の仕事だと私は思いますので、難しい問題ですが、町長いつも言う通り「オール河津」で知恵を出し合いながら、町民みんなと一緒に考えていけたらいいなと思っておりますので、今後も一生懸命検討していただきたいと思っております。

それでは、1問目は終了させていただきます、続きまして、介護認定についての質問に移らせていただきます。

この後の4問については、介護についての質問なんですけれども、ボリュームがある関係上、4問に分けさせていただきました。河津町も少子高齢化社会が進み、一番人口構成が多い団塊の世代と呼ばれる方々が、そろそろ、介護について非常に敏感に捉えていかなければならないときが近づいております。大変不安に思われている方も多いと思っておりますので、多少でもそれらの不安を、制度やシステムをより知ることによって払拭することができればいいなと思ひまして、今回質問させていただきたいと思ひます。

それでは、介護認定について質問します。

介護制度が確立される前、それぞれの家庭で要介護、介護が必要となった方が出た場合は、度合いにもよるんですけども、家族の中の誰かが必ず時間を割いて面倒を見るということが普通でした。しかし、現在では、平成9年に介護保険法が制定されて、介護環境は劇的に向上したと私は思っております。

この介護保険法の冒頭第1条には、「目的」としまして、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の推進を図ることを目的とする。」と書かれております。

この中で、今ざっと読んだんですけども、重要なことと言えば、要は、介護を要する者の尊厳を守るために、国民の共同連帯の理念に基づき制度化されている法律であるということが目的として書かれております。ですから、年齢や、ましてや裕福さ、そしてこれまでの人生過程、そういったものに関係なく、介護を要しますよと認定された人については全てにおいて当てはまるということだと思います。

では、この介護認定はどのようにして認定されるのかについて質問いたします。

まず1点目として、介護認定の設定要件、これに基準があれば教えてください。

続いて、認定により受けられるサービスはどのようなものがあるかお尋ねいたします。

続きまして、自己負担割合のルールについてはどうなっているのか教えてください。

現在、河津町に認定を受けている人数はどの程度いるのかお伺いいたします。

そして、認定審査を受けるためにはどのようにすればいいのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員から介護認定について詳細な質問内容ですので、項目に沿って担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、介護認定の設定要件ということでまず説明をさせていただきますと思います。

介護認定につきましては、基礎項目74項目ある身体機能、認知機能を本人、家族等から聞

き取ります認定調査と、かかりつけの医師が作成しました主治医意見書を医師などの委員が介護認定審査会で審査をいたします。その結果を基に、介護サービスが受けられる要介護状態、介護より状態が軽く予防介護サービスを受けられる要支援、要介護・要支援どちらにも該当しない非該当に設定されることとなります。

続きまして、認定により受けられるサービスはというようにございますけれども、要介護認定された場合に受けられるサービスは、大きく分けて居宅サービスと施設サービスの2種類のサービスがございます。

まず、居宅サービスにつきましては、訪問介護や訪問入浴介護、通所介護、短期施設入所生活介護、福祉用具の貸与、住宅改修等のサービスが受けられます。

次に、施設サービスにつきましては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等へ入所いたしまして、24時間、様々なサービスを受けることができます。

また、要支援認定された方につきましては、介護予防サービスとしまして、介護サービスとほぼ同等のサービスを受けることができます。

続きまして、自己負担割合のルールはというようにございますが、介護サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されております利用者負担割合に応じて、サービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。

3割負担の方は、65歳以上の方で、本人の前年の合計所得金額が220万円以上の方、または前年の合計所得金額と前年の年金収入の合計が、同一世帯の65歳以上の人数が1人の場合は340万円以上、2人以上の場合は合計で463万円以上の方となります。

続いて、2割負担の方であります。65歳以上の方で、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方、または前年の合計所得金額と前年の年金収入の金額が、同一世帯の65歳以上の人数が1人の場合は280万円以上、2人以上の場合は合計で346万円以上の方となります。

以上の方以外の方が1割の負担となっております。

続きまして、認定を受けている人数はというようにございますが、令和2年4月1日現在でございますけれども、要支援、要介護合わせて531人でございます。

続きまして、認定審査を受けるにはどうすればいいのかというようにございますが、先ほど述べたとおり、認定審査には、身体機能、認知機能を本人、家族等から聞き取る認定調査と主治医からの意見書により認定審査会で審査をいたします。まずは、本人やご家族等から町の健康福祉課や地域包括支援センター、主治医の先生にご相談いただきまして、町へ

介護認定を受けるための申請を行っていただくこととなります。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

認定を受けている人は531人だということで、7,000人ぐらいしかいない河津町において、531人というかなりの割合だなというふうに感じます。

そんな中で、町民の皆さんからよく聞かれるのが、団塊の世代の皆さんが先ほども言いましたとおり介護の必要になる時期、実は団塊の世代の皆様が河津町内における人口構成割合が一番多いわけですね。なので、その人たちが要介護状態になるということは要介護者の数が増えるんじゃないかと。去年の9月にも聞いたんですが、町民の皆さんの認識としては、ピークはまだこれからなんじゃないかというお話を聞くことが多いですが、当局としては、私、以前にもちょっと委員会のほうで質問したところ、ピークは過ぎたんだよということなんですけれども、今後15年くらいの要介護人口の動向予測というのが分かっていたら教えていただきたいなと思います。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 今後15年くらいの要介護人口の動向予測はというような問いだと思いますけれども、まず、人口の推移についてお答えしたいと思います。

まず、2010年は、総人口が8,186人で、老年人口、65歳以上の人口が2,694人でした。2015年は、総人口7,688人に対して老年人口が2,923人で、老年人口が増えてきておりました。それで2017年ですね、総人口7,339人に対して老年人口3,025人をピークにいたしまして、ただいま減少をしております。2020年は、総人口7,090人に対して老年人口が2,980人です。高齢化率は上昇をしておりますが、全体の人口が減少しているため、老年人口も減少をしております。

先ほども申しましたとおり、2020年の要介護認定者は531人ということで、老年人口に対する割合は約17.8%です。

平成27年度に策定されました河津町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、河津町の人口ビジョンというものが示されております。いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する2025年は、総人口6,689人、老年人口2,777人と想定をされております。また、2030年には総人口6,381人、老年人口2,644人、2035年は、総人口6,072人に対して老年人口が2,512人と推計をされているところでございます。

認定率の増加を見込みまして、約19%の要介護認定者の率というようなことで計算をいたしますと、団塊世代が後期高齢者年齢に達する2025年につきましては約528人、2030年につきましては約502人、2035年につきましては477人ということで、動向の予測というようなものがされているところでございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） こうやって数字を実際に挙げていただくと、ああ、なるほどなと思ったわけです。ただ、一般の町民の皆さんは、いや、そんなことないんじゃないかとおっしゃる方がいらっしゃいます。というのは、医療の進歩もあって寿命も延びているじゃないかと、そういうことも踏まえた上で、あくまでもこれは動向の予測の範囲を出ないわけですけれども、ただ、そんなにぶれることなくいこうという事は理解できましたので、今ぐらいの介護の規模を確保できていればそんなに心配することはないのかなということ、聞かせていただいて安心をさせていただきました。

それで、先ほどちょっと自己負担割合のところ、要は単年度の所得に関して査定されるんだということだったんですけども、施設等に預けたときに、いわゆる保有財産、例えば預貯金等が反映されるのではないかとということをお問合せを受けたことがありますけれども、その辺についてはどうなっているのか教えてもらっていいですか。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 個人の持っている資産によって自己負担割合が変動するということはないです。ですけれども、一部、有料老人ホームとかそういったところについては、個人の資産を一部一時金として預かって、それでそれを利用料に振り分けていくというような体制を取っているところもあります。一応、介護保険制度上は、資産があるからということで負担割合とかそういったものが変わるということはありません。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） これ、聞いておられる方々もかなり混同していらっしゃる方が多かろうと思いますので、今の明確な答弁でよく理解できたのではないかなと思います。

では、次の質問に移ります。

居宅介護と施設介護についてお尋ねします。

自宅で介護をすることを居宅介護、そして、施設に預けることを施設介護と位置づけておりますけれども、それぞれの違いや金銭的に負担する割合、そういったもの、そして不公平

感がないのか、皆さんの話を聞くと、不公平感を感じていらっしゃる方の声がたくさん聞かれます。

あと、施設に関してなんですが、現在、順番待ちをしていると言われております。受給状況などについて質問したいと思います。

まず1つ目ですが、施設介護を利用するためのルールと自己負担額についてご答弁ください。

2つ目として、居宅介護で受けられるサービスと自己負担額についてお答えください。

3つ目として、居宅と施設介護で町が負担する金額でどの程度差があるのかご答弁ください。

4つ目として、低所得者の方や未収入で生活保護受給の方々が施設介護になった場合、費用はどこが負担するのか、これは法的根拠についてお答え願いたい。

これは、アリとキリギリスの例をよく出すんですけれども、要は、生産年齢だった頃に遊びまくっていて年金も納めていない、税金も納めていないということで、ある程度、年齢がいったときに年金ももらえないよとかといった人でも、やっぱり町は、言葉は悪いですがけれども、野垂れ死にさせるわけにはいかないからしっかり保護しなきゃいけないよということになるんだろうと思いますけれども、どうもその辺に不公平感を感じていらっしゃる方もいらっしゃる。ですけれども、町としてはそこはしっかり保護するんだよということについては、どういった法的根拠があっているのかということについてお答えをお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの居宅と施設介護につきましても、前問と同じように詳細な質問内容ですので、項目に沿って担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、順番に沿って回答させていただきたいと思います。

施設介護を利用するためのルールと自己負担金とはどのような問いだと思いますけれども、さきに申し上げましたが、施設サービス施設につきましては、介護老人福祉施設と介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院がございます。

まず、介護老人福祉施設ですが、原則として要介護3以上の方が利用できる施設でございます。介護老人保健施設及び介護療養型医療施設、介護医療院は、要介護認定をされている方は利用できます。

なお、介護老人保健施設につきましては、在宅復帰を目指して利用する施設ですので、利

用期間が限定される場合がございます。

また、利用者負担はというような問いですけれども、サービス費用の1割から3割の利用者負担分のほかに、居宅費等の利用者負担がございます。施設と利用者の中で契約により決められておりますが、基準となる額が定められております。主なものを説明いたしますと、1日当たり、ユニット型個室につきましては2,006円、ユニット型個室的多床室は1,668円、従来型個室につきましては1,668円、多床室につきましては377円、食費につきましては1,397円等でございます。

また、低所得者につきましては、利用負担限度額が設定をされておまして、町へ申請すると限度額を超える費用につきましては介護保険から給付されるという制度もございます。

続きまして、居宅介護で受けられるサービス等自己負担額はというような問いでございます。

居宅介護の場合は、自宅を訪問して食事や排せつ等の介護、健康管理の入浴、リハビリ、療養、栄養指導などを行う訪問サービス、自宅に暮らす方が、日中、施設に通い、食事や入浴、リハビリを行う通所サービス、短期間、介護老人福祉施設などに受入れをしていただき、食事や入浴、リハビリを行う短期入所サービス、福祉用具をレンタルや販売、自宅の手すりや段差の解消等を行う生活環境を整えるサービスがございます。利用負担は、さきに説明しましたとおり、サービス費用の1割から3割の負担となります。

続きまして、居宅と施設介護で町が負担する金額で、どの程度、差があるのかというような問いでございます。

利用しているサービスにもよりますので簡単にはちょっと比較ができないかなと思いますけれども、令和元年度決算で、介護給付費の中で施設介護サービス給付費につきましては、利用者1人当たり306万5,000円ございました。居宅介護者につきましては、居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費、介護福祉用具購入費、住宅改修費、サービス計画給付費の合計額を利用者1人当たりの金額で計算しますと約106万5,000円となります。

この数字につきましては、高額介護サービス等につきましては考慮をしておりませんので、先ほども申しましたとおり、単純にはちょっと比較できないんですけれども、その金額の差額となりますと約140万円ほどの差額になってございます。

続きまして、低所得者ですね。無収入で生活保護受給者が施設介護になった場合の費用をどこが負担するのかというのと法的根拠というような問いでございますけれども、生活保護者の介護サービス給付費は、生活保護法に規定するサービスに必要な最小限度の額について、

生活保護費、介護扶助費として国費で支払いが行われております。

根拠法令につきましては、生活保護法に規定されておりました、第1条に、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とされております。その生活保護法の第11条に保護の種類として「介護扶助」が記載をされておりました、第15条の2に、介護扶助費の支給要件が規定されているところがございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

法的根拠はしっかりあるということで、不公平感というものは一切ないんだよと。不公平感を感じてもしょうがないのかな。でも、しっかり法的根拠はありますよということはよく理解できました。

質問項目に書いてあった一番最後のベッド数が今後足りるかというのは、ちょっと削除してください。

次の質問に移らせてください。

介護現場の職員について質問させていただきます。

私自身が父親を介護しております関係上、介護という職業をなさってくださっている方がいかに大変な職種であるかというのは、大変大きく認識しているところがございます。今風で言えば、言葉がいいのかちょっとあれなんですけれども、ちょっとブラックな職場と言わざるを得ないのかなと思われるところもあるぐらいの大変な職場でございます。

今後の経済状況などにも左右されると思うんですけれども、職員の確保ということが今後大きな課題になると思われまます。それぞれの施設は、社会福祉法人ということで、一応は民間企業ということになりますけれども、行政には監督責任があると思われまますので、介護職員の関係についてちょっと質問させていただきます。

まず1つ目として、介護施設や社会福祉協議会の職員数、こういったものは現在足りているのかどうか。お答えを願います。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 介護施設や社会福祉協議会の職員数は足りているのかというような質問でございます。

介護施設の職員の高齢化や若年層の就業率の低下により人員不足であるというようなことは、各施設、法人から聞いてございます。

国も、介護報酬増額によります介護職員の処遇改善や、資格取得、就業資金の貸付制度、介護ロボット、ICTの活用推進、またキャリアアップの研修費の軽減、介護職の魅力向上PR、外国人材の受入れ環境整備等々、様々な施策を講じて行っているわけですが、なかなか難しいというようなことで、施設の人材確保につきましては、国・県、町も併せて一応努力をしているところでございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） やはり現状は足りていない状況ですけれども、一生懸命増やすために、または有資格離職されている方々に復職してもらうために様々な手だてが、国・県はじめ、そういったところでもすべを講じているということで理解しました。

ちょっと心配しているのは、先ほど経済状況によって変わるよみたいな言い方をしたんですけれども、これ、単純に考えると、やはりかなりハードな職場であるということで、今後、経済状況によっては他の職業が非常に給与が上がるということで、例えばコンビニエンスストア、今900円から1,000円ぐらいの労働賃金、時給に換算すると大体そんなものなんですけれども、これが時代の流れ、経済の流れによって1,500円にぼんと跳ね上がったときに、介護現場で働くよりそっちで働いたほうがいいなみたいな感じで、職場の人的移動がぼんとなったりすることも想像できないわけではない。介護資格とか介護の経験をしたことがあるよという人たちは非常に大事な方々になっておりますので、こういった方々に復職またはいかにとどまっていたかということに関して何か手だてを考えていることが、町独自にできれば考えていることがあればお聞かせください。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 介護資格を持っている方、経験者の復職の指南とか、そういった職員がとどまっていたかのような方策はというような話だったと思いますけれども、先ほども申しましたとおり、国とも協力しながら介護報酬の増額によります介護職員の処遇改善とか、介護ロボットとかICTの活用をして事務量を減らすとか、そういったもので介護職に従事してもらうような環境を整備していくとか、そういった手だてを行っていることは伺ってございます。

また、復職の関係につきましては、県の社会福祉人材センターというところがありまして、そちらのほうのチラシをカウンターに設置して周知を行っているところでございます。県の

社会福祉協議会によります再就職準備資金の貸付制度等もありまして、ある一定条件を満たしますと、その資金のほうも返済免除になるというような制度もございますので、そういったところを町としても広報しながら、介護人材の確保に尽力していきたいというふうに思っております。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 職員さんにとどまってもらう、復職してもらう、これは非常に今後大きな問題になってくるのではないかなと思いますので、大変難しい問題ですけれども、頑張って対応していってもらいたいと思います。

それでは、最後の質問、これは、介護について町長の考え方を聞かせていただきたいと思っています。

今後の介護環境や財政的な面も含めまして様々な問題が出てくることが予想されます。介護を含めた福祉関連予算も、河津町自身が経済的に困窮するというようなことになってしまうと、満足できる福祉施策を行うことも難しくなることは想像できます。介護の中で、施設介護でかかる費用が居宅介護に比べ、先ほどご答弁いただきましたとおり3倍近くもかかっている現状となれば、当局としては当然、居宅介護の推進を図るのは理解できるわけであります。

ただ、現実の問題として、それぞれの家庭の中で要介護者がいる場合、例えば認定2ですとか認定3、それ以上の方がおられる家庭で、介護をする側の子供やお子さん、お孫さん、こういった方々の誰かが離職をして介護に専念しなければならない、そのような状況が出ることも予想されてしまいます。要は、生産人口の一部を介護人口のほうに持っていかなければならないということで、結果として世帯収入の減少や、それに伴いまして、極端な話かもしれないんですけども、河津町の税収減ということにまでつながってしまうことも、ちょっと大げさな話に聞こえるかもしれませんが、そういったことまで想定されてしまうと。

さらに心配されるのが、団塊世代の皆さんが要介護世代になったときに、居宅介護を幾ら行政サイドが推進したとしましても、介護する側の家族が実際に河津町に住んでいないという家庭が実は多いのではないかなと思います。居宅介護できない環境の世帯が多くて施設介護にせざるを得ない家族というのが増えるのではないかなと想像されます。これはあくまでも想像ということにしておきますが、ですから町長の考え方としてお伺いしたいわけです。

マイナス要因を挙げると切りなく山ほど出てくるわけですけれども、それだけ今後の課題

がこの介護という問題については山積しておるということではありますが、今後の介護施策、どのように組み立てていくおつもりがあるのか、最後に町長の考え方をお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の介護に関する町長の考え方ということでございます。

現状は、ご存じのように河津町については少子高齢化という中で、特に高齢化については65歳以上の方が40%ということで大変大きな率を占めております。そういう中で、介護だけではなくて医療に関しても、要望ですとかそういう問題も現実的にはあるかと思えます。特に介護につきましては、先ほど塩田議員もお尋ねになっておりますけれども、これから介護を受ける人が少なくなるにしても、支える人たちが少ないということも現実的にはあるものですから、その支える人たちの問題も出てくるかと思えます。そういう意味で、介護、医療、大変重要な問題だと私も考えております。

そういう中で、今介護の問題につきましては、今年度、今後3年間の高齢者の保健福祉計画と介護保健事業計画を策定しておりまして、来年度から新たな3年間が始まります。そういう中で、高齢者を取り巻く状況ですとか前計画の実施状況の課題、アンケート調査などを行いまして、新たな計画の施策を盛り込み作成することになっております。

来年度からは、その策定された計画に従って事業推進が図られますので、現段階ではまだ策定されておりませんが、年度内に完成する予定でございますので、来年度以降、町ではその計画に沿って順次進めていきたいなと思っております。

それから、塩田議員がご心配されております介護による離職原因で税収面での影響が出るのではないかというお尋ねです。

実際、そのような人が何人ぐらいいるか私も不確定で検討資料もありませんが、大変難しいお答えだと思っております。ただ、介護の休暇制度ですとか、あるいは家庭介護ではなくて、確かに費用面もありますけれども施設介護の道もあると思えますし、また、国や県の補助制度もあるかと思えます。町では、昨年からケースワーカー的な社会福祉士も採用してございますので、ぜひとも離職する前に相談をしてもらって、場合によっては離職しなくてもよい方法が見つかる場合もあるかと思えますので、ぜひとも町のそういう制度あるいは職員を利用してもらうのが一番かなと思っております。

特に、先ほども言いましたけれども、財政的な面で今後、町のほうでも多くの費用が増大して、場合によっては個人負担も増大することもあるかもしれません。そういう面でも、今

後、国や県の制度、あるいは町として医療と介護の連携、あるいは健康、介護予防に力を入れていきまして、制度を運営する上で大きな課題と考えて今後も取り組んでいきたいなど、こういうふうには私は思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 6番、塩田議員。

○6番（塩田正治君） 事業計画をしっかりと作成してということで、我々議会のほうにもその計画はお見せいただけるものと思いますので、ぜひ楽しみにしたいと思います。

まさに町長の世代の方々がこれからは介護の中に仲間入りしていくということで、当事者ということも考えると、身にしみて計画を立てていただきたいなと思います。当然、河津町の中には町長と同世代の方たくさんいらっしゃいますので、非常に心配なさっている方々がおられると思いますので、そこについてしっかり考えて進めていってください。

それでは、私の今回の質問は終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（上村和正君） 6番、塩田正治議員の一般質問は終わりました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（上村和正君） それでは、4番、遠藤嘉規議員の一般質問を許します。

4番、遠藤議員。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規です。

令和2年第4回定例会開催に当たりまして、一般質問を通告しましたところ、議長より許

可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

私の質問は次のとおりです。1件目、伊豆縦貫自動車道天城峠区間早期開通に向けた町の取組について、2件目、先進技術の導入について、3件目は、災害ボランティアと災害ボランティア本部設置のタイミングについて、以上3件でございます。町長及び教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、1件目の質問に入らせていただきます。

伊豆縦貫自動車道天城峠区間早期開通に向けた町の取組ということで質問をいたします。

伊豆縦貫自動車道は、沼津市と下田市を結ぶ、計画延長60キロメートルの高規格道路であります。現在は、天城北道路が開通いたしまして沼津から月ヶ瀬の辺りまで進んでおり、天城峠区間の約20キロ前後を挟みまして、南側、河津・下田道路の2期工事区間の建設が河津町内で進んでおります。

この道路が完成しますと、河津町に限らず、伊豆南部の地域は大きく変わると私は考えております。伊豆市や伊豆の国市、三島市、沼津市など伊豆の北部と言われるようなエリアに関しては、通勤圏内になってくる。県の調査によりますと、下田市と函南町までの所要時間が、今現在70分程度かかると言われておりますが、これが45分になるという調査がございます。

通勤圏内になりますと、働くところがあって、自然も豊かで温泉もあるというような河津町は、昨今のコロナの影響で都市部から地方への移転が注目される中におきまして、自然豊かな場所、河津町に家を構えて家族と暮らしながら仕事ができるそういった環境になってくるのではないのでしょうか。就職のために子供たちが伊豆を出ていく、河津を出ていくという必要もなくなります。

県の調査によりますと、「道路ネットワークの形成効果」という調査の中に車籍地調査というものがございます。その中で、函南町、下田市、こちらに入ってくる車がどこの地域から入ってくるかというようなものを調べた調査結果がございます。函南町、伊豆の国市で調べたところ、調査車両の約4割が関東方面から来ている。これが縦貫道ができたことによりかなり増えてきている車だという中で、下田市で調査をした結果、伊豆の中部、北部では4割あった関東の車が2割以下に落ち込んでいるというのが調査結果で出ております。観光の面から考えても、伊豆市では4割もある関東地方の車が、下田市では2割を切ってしまうという現状がございます。

この道路の早期全線開通というのは、伊豆南部地域の1市5町、こちらの産業や経済、観

光、また救急救命活動、そして災害発生時などの平時・有事を問わず、多種多様な面から見てもとても重要な道だということが分かります。特に国道414号の天城峠区間、こちらは事故も多く、雨や雪などが降れば、毎年、何度か通行止めになることもございます。伊豆の南北を遮る最大の難所と言ってもいい場所であり、伊豆縦貫道全線の中でも特に早期開通が期待される道となっております。

現状の進捗と、早期開通に向けた取組として町はどのような努力をされているのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、遠藤議員の質問、伊豆縦貫自動車道天城峠区間早期開通に向けた町の取組、その中で現在の進捗状況と早期開通に向けた取組ということでお尋ねですので、お答えします。

先ほど来、議員がおっしゃっているように、この道路は、私どもの地区あるいは伊豆南部地域にとってもいろいろな効果の期待される希望の道路だと思っておりますので、そういう意味で私もいろいろ取組を行っております。

現在の進捗状況であります。全体の進捗状況のうち特に河津町に係る部分が多くありますので、河津町を中心とした進捗状況についてお答えしたいと思います。大きくは2つございまして、河津町に関するものは、1つは工事関係、2つ目は今後予定されている天城区間の計画の進捗状況の関係でございます。そういうことでお答えします。

1つ目の工事の部分につきましては、現在行われている河津・下田間12.5キロのうち、2期区間6.8キロの工事が順調に進んでおります。これは主に河津町内から箕作までの区間をいいますけれども、それが6.8キロという関係で、工事は順調に進んでおります。

また、今年度には、この区間に昨年度の1.6倍の96億円という当初予算を組んでいただきました。特に町内では工事が目に見えて進んでおりまして、町民から期待の声や将来への夢が膨らんでいると、そんな声も聞きます。

仮称ですが、逆川トンネル工事も、全長が約1.8キロのうち約1.4キロの掘削がもう既に終わりをまして、現在は、反対側からの小鍋地区より、残りの400メートルの工事が進んでおります。また、仮称でございますが、河津、逆川両インターチェンジ付近でも工事が進んでおりまして、昨年度に増して、予算の確保について、私も、関係団体あるいは関係市町とともに国への要望活動を行っている、そういう活動を行っております。

また、町としましては、伊豆縦貫自動車道工事発生土の受入れについても取組を行ってお

ります。その発生土の受入れによって、活用を図ることを目的にしまして、国や関係市町との連絡調整会議などにおいて場所選定に努めております。河津町としては、将来的な防災公園用地として旧花泉園跡地を候補地として購入の検討をしており、予定では3万1,000平米の土地に14万立米の発生土を受け入れる計画でありまして、その後に防災公園計画を予定しております。

次に、2つ目の計画実施段階に移行されておられません天城峠区間約10キロでございますが、現在は、環境アセスメントの手続が行われております。町でも、都市計画決定期間と位置づけまして、伊豆縦貫自動車道路を推進するために、広域連携会議の協力を得まして、地籍調査事業による地籍の確定事業を進めております。できるだけ早い時期に実施段階に進めるよう、町としても全力で協力をし進めております。

なお、進捗状況その他につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） それでは、伊豆縦貫自動車道天城峠区間の進捗状況について説明をさせていただきます。

まず、中で地籍調査事業についてなんですけれども、現在、大鍋のⅠ梨本という地区で0.11平方キロ、大鍋Ⅱという地区で0.70平方キロを実施しており、今年度末に終了の予定となっております。

環境アセスメントにつきましては、町長の答弁の中でもありましたけれども、現在実施中となっております。

都市計画の決定についてなんですけれども、変更内容の検討を行っている状況となっております。都市計画決定につきましては、ルート決定が前提となっているため、国・県と連携しながら進めております。そちらの都市計画の決定等の手続が終了した後に、新規事業採択時評価という手続がまた次に控えております。そちらを得まして、新規事業採択というように進んでいく予定となっております。

進捗状況につきましては以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 説明をいただきました。

工事のほうは着々と進んでいて、昨年比べて1.6倍の予算がついているというようところで、現在、逆川トンネルも400メートルを残すところと。工事全体、天城峠区間の進捗というところで考えますと、現在、環境アセスをやっている地籍調査が始まっていて、今年

度内に完了する、これが完了すると都市計画決定を行って次のステップに進んでいくというようなことで説明をいただきました。

県内全体を見てみますと、この伊豆縦貫自動車道のライバルと言える高規格道路がございます。三遠南信道路という道路がございます。これが、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションから新東名高速道路の浜松いなさジャンクションを通過して、鳳来峡インター、そして中央自動車道の飯田市をつなぐといった道路になります。

もう一つが、中部横断自動車道、こちらは、東名高速道路の清水ジャンクションから新東名高速道路の新清水ジャンクション、そして、身延町を経まして中央自動車道の双葉ジャンクションに接続すると。

それで、費用対効果というようなところで考えますと、この三遠南信道路も中部横断自動車道も沿岸部と内陸部の大きな町を結ぶ道路というふうになりますので、経済効果で考えると、なかなか伊豆縦貫道のライバルとしてかなうものではないような気もしてしまうのですが、この各道路が通る自治体の住民への啓発活動というものを調べてみました。河津町でも、やり方が啓発活動に関してはあるように思うのですが、現状では、あまり積極的な伊豆縦貫自動車道の啓発活動というものをやっているようには感じません。

例えば三遠南信自動車道の沿線の自治体の取組で調べてみますと、役所のホームページの中に三遠南信道路のページというものが作られておりまして、その道路の役割ですとか、開通時にどういったメリットがあるのか、そういった取組が詳細に書かれております。

中部横断自動車道に関しましては、例えば静岡市なんかの取組を見ますと、ホームページの作成はもちろんなんですけれども、映像で分かるようにユーチューブを使って、中部横断道路はどのような道路だ、どのようなメリットがあるんだというのをとても分かりやすくPRを行っております。

また、啓発活動というところで考えますと、この道路に関連する自治体、そういったところを回って、産業祭りですとか防災イベント、フリーマーケット、官民のあらゆる場面を活用して年間10回以上の啓発活動、周知活動を行って、その道路の重要性、その道路の生活に与えるメリットなどを訴えております。また、詳細な説明をするために講演会活動なんというものも行っております。

河津町内で聞いてみますと、工事を行っているというのは目で見分けていると、しかし、河津インターがどのようなになるのか、逆川インターがどのようなになるのか、その先、道路はどこを通過していくのか、こういった部分を含めまして、縦貫道のことを知らないという

方がかなり多いのかなと。もしそれをインターネットで検索すると、下田市のホームページであったり土木事務所のホームページであったり、そういったところのホームページしかつなげられていないというような現状があると思います。

河津町に住む我々の未来にも大きな影響がある道だからこそ、河津町でも、町民に向けての啓発活動と早期完成を求める町全体としての雰囲気づくりが必要ではないかと思いますが、回答を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの質問は町民への啓発活動とか雰囲気づくりということでございます。お答えします。

今の遠藤議員のご質問の中で、啓発活動を2つに分ける必要があるのかなと思っております。一つは全体としての啓発活動、もう一つは町民に向けての啓発活動、そういうことが大事じゃないのかなと思っております。

全体の中での啓発活動につきましては、期成同盟会とかそういうところで一緒になってやるべきことではあるのかなと思っております。

もう一つは、私が先ほど遠藤議員の質問で思ったことは、今年の秋に、賀茂地区の首長さんたちと一緒に、町の首長さんですけれども、中部横断道路の視察といいますか、視察研修で山梨、長野方面へ行ってきました。その中で、中部横断道路は来年の夏完成すると言われているわけですけれども、1年延びて、そういうことで、賀茂郡の町長さんたちの考え方は、その中部横断道路でお客さんが向こうに行くのではなくて、逆に山梨、長野からお客を呼ぶような、そういう形で伊豆縦貫道を含めて考えていくことが必要じゃないかということで、関東地方整備局の甲府事務所まで行って実際の話をいろいろ聞いてきました。今後の状況ですとか。

そういう中で、関係市町と連携を取って相当やられているということで、あとは、完成が間近なものですからそういうこともあるのかもしれませんが、清水から双葉のサービスエリアの近くまでこの地区から行けるものですから、相当、利用することによって近くなると思います。

もう一つは、伊豆にとって有利なのは、今御殿場小山のバイパスも計画しておりますので、その2つのルートを使って、今後、関東だけではなくて長野とか山梨とか、そういうところを誘客としても使うこと、さらに、伊豆縦貫道をつなぐことによってさらに伊豆半島が活性化していくんじゃないかということで、取られるんじゃないかと逆にこっちに呼ぶようなこと

を想定して、これから山梨、長野方面をそういうエリアとして捉える必要があるんじゃないのかなど。

これについては知事も相当力を入れておりますので、県の施策とも一致してくるということで、実際、私どもが山梨の国道事務所に行きますと、山梨県のほうは静岡県を大いに利用しようとかかかっているといいますか、話を聞きますと、例えば富士山静岡空港ですとか清水港だとか、そういうルートを使った中で自分たちを呼び込もうとしているという、そんな動きもありますので、私どもとしては賀茂郡一緒になって、縦貫道も含めて、今後はそういう縦のルートも少し研究した中で取り組んでいくことが大事じゃないのかなということ、これについては私は、美しい伊豆創造センター、美伊豆のほうにも提案をして今進めている、そんな状況でありますので、伊豆縦貫道に関連がありますので一言述べさせていただきます。

次に、町民への啓発活動についてお答えしたいと思います。

本年度は、コロナの関係で町内の説明会も、国道事務所というか、現場の事務所をちょっと開けていない事情があります。しかし、これまでは、逆川トンネル工事に関しましても、町内の小学生ですとか一般の方々を対象に見学会を開いたり、町でも状況等について広報するように努めております。ただ、皆さんの関心がありますルートなどについては、国の正式な機関の決定を待たないとなかなか発表はできないという、そんな難しさもあります。

今後も、議員お尋ねのとおり、町民の協力がないと実現できない事業がありますので、啓蒙活動と早期完成に向けて雰囲気づくりに努めていきたいと思っております。

先日、こういう回覧が回ったと思うんですけども、各世帯配布で、これ実は該当の地区だけに当初は、国のほうで現場関係の事務所とか全部、工事の内容が入っております。こういうものを、当初は該当地区だけだったんですけども、全町民に配れということで担当課に指示をしまして、伊豆縦貫の説明会を開けないものですから、こういうものを回覧で周知してもらおうということでございます。

そういう中で、経済への波及効果もありまして、町内にはこの工事関係の事務所が今8つございます。そういうことで経済的な効果も相当あると思っておりますので、そういうことで、今後も伊豆縦貫道の早期実現に向けてPRも含めて対応していきたいなど、そんなふう思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長の説明にありましたが、今年、コロナの影響もありまして、なかなか町民に向けての説明会というのができない状況にあるというのはもう重々承知しております。

一般の方向け、また小学生向けに現場の見学会を行ったり、該当地域のみの説明ではなくて、回覧で資料を配布したりというようなことで啓蒙活動の取組を行っているということは少し分かるんですけども、できればホームページ、確かに、回覧で書面で渡すということで全てが町民の手に、各世帯に渡るんですけども、仕事に行っているお父さんだったりお母さんだったりというところ、そういうところに目を通すよりは、ちょっと気になったときに町のホームページで見られるというふうになると、自分の自由な時間に気になったことを調べるとするのは便利かなというふうに思いますので、そちらの取組もちょっと検討していただけたら、より一層、啓蒙・啓発につながるのかなというふうに思います。

それで、伊豆縦貫自動車道の早期完成というところで考えますと、先ほど町長のお話にあったようにかなり大きなお金がかかります。今年度は96億円、河津町の第2工区の中では予算がつけられているというようなお話でしたけれども、県や国の道路関係予算というのにはやっぱり限りがある中で、自動車関連の予算というのは、平成7年をピークに年々削られていった中で、現状ではピークの3割程度の予算しかないということを伺いました。

今年の令和2年度の県の道路関連予算というものを調べましたら、約490億円ございます。そのうち、維持管理ですとか防災対策、また長寿命化、こういったものに全体の4割が使われているようです。国道ですとか県道の改築とか整備、こういったものに3割程度の163億円が使われております。この3割程度のお金の中から伊豆縦貫道の整備の予算が出てくるということのようです。

当然、ほかの道路建設の予算というのもございますから、この3割の予算の取り合いが起きるものと考えられるんですけども、この中で、予算配分をしていくという部分に当たって判断基準というものを考えていきますと、もちろん費用対効果ですとかストック効果といったものはすごく重要になるんですけども、それと併せて、早期完成を求める地域住民の声というものがものすごく大きく影響するものだと考えます。

どうせ予算をつけて造るのであれば、その地域から一日も早く欲しいという声大きいところに、同じような道路であれば予算がつきやすいのかなと、それがまさに要望活動だというふうに考えております。町長ですとか議長が勝俣代議士や岩井衆議院議員と一緒に東京や名古屋、国土交通省や財務省などに頻繁に要望活動に行っているということは存じておりま

す。河津町議会でも、東京の国土交通省や財務省に要望に行ったこともございます。また、賀茂郡全体で見ますと、賀茂郡1市5町の有志の議員で要望活動に行ったりというようなことも毎年行っております。

今以上に縦貫道の建設を加速するというようなところを考えますと、民間も巻き込んでの要望活動を行っていく必要があるのではないかと思います。先ほど町長の説明にもありました期成同盟会なんかに関しては、市町を超えて、民間も巻き込んでというような取組かなというふうに思うんですけども、もう少し、一般の町民も上手に参加できるような、そういった官民連携した要望活動であったり、周辺の市町と連携をした要望活動であったりと、こういったものも必要ではないのかなというふうに思うんですけども、回答を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、官民と連携した要望活動の必要性、まさしく遠藤議員がおっしゃるとおりだと思っております。要望活動というのは大変大事だと思っておりますし、町民の声をやはり中央に届けるということも大変大事だと思っております。

その中でどんな方法があるのかということでございますけれども、当然、期成同盟会等もありまして、いろんな要望活動を行っているわけですが、その中に、年に1回ですけども、東京辺りで伊豆縦貫道のそういう大会も開いてございます。それが中央だけでいいのかということも私もちょっと思って、できれば地元でそういうものを期成同盟会としてもやってもいいのかなという、そんな思いもありますので、その辺も含めて今後検討していきたいなと思っております。

それから、来年度の予算要求についても要望活動を行っておりますけれども、大変厳しいという状況も聞いております。特にコロナの関係の予算配分もありますし、一方では、先ほど言ったように、国土強靱化ということで長寿命化ですとか延命化ということもありますし、また一方では、新たな道路建設という問題もあります。そういう中でどういう配分をされるのかなということが大変心配されるわけですが、それでも中央に行ったり名古屋に行ったりして要望活動を行っている、そんな状況でございます。

また、来週になりますけれども、沼津国道事務所あたりも、下田市と私と伊豆市長の3人でもう一度、事務所のほうに行っているいろいろお願い事とか状況等をもう一回確認しながら、今後のそういう活動のためのお話をしていきたいなと思っておりますので、そんな今予定をしております。

そういう中でまた、国との連携も大事だと思いますので、出先との連携の中で、先ほど議

員がおっしゃったような例えばホームページの共用といいますか共有といいますか、そんなこともできればいいのかなと今思いましたけれども、沼津の国道事務所でも大分そういうPRということをやっているものですから、そういうものをお互いに共有できたりすると、さらに町民にも見てもらえる機会が増えるかなと思いますので、そんなことを含めて、さらに連携を取ってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 地域 みんながイメージできて、できたらこんなに生活が便利になるんだというのを身近なものに感じてこそ初めて、早く造ってほしいという町民全体の声も出てくるかと思っておりますので、ぜひ河津町民へ向けた啓発活動といったようなものもしっかりとやっていただいて、ホームページに関しては、まさに町長がおっしゃったように、土木事務所のホームページにリンクを貼ったりというようなだけでもかなり情報は取りやすくなるのかなと思うので、積極的に取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

これが一年でも一日でも早くできることで大きく河津は変わってくるかと思っております。河津と天城を通過して向こうをつなぐという話なので、賀茂郡の中では河津が先頭に立ってアクションを起こしていかなきゃいけない場面に来ているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただけたらありがたいと思っております。

2問目の質問に移らせていただきます。

先進技術の導入についてということで質問をいたします。

首相が菅首相に代わりまして、デジタル庁という省庁を来年度中に新設するということで動きが加速しておるようです。また、河津町内でも進んでいるんですけども、教育現場においては、GIGAスクール構想ということで1人1台のパソコンが活用されると。周辺市町を見ますと、松崎町や下田市では無人運転の実証試験が、今現在、下田市でも行われております。数日前の伊豆新聞見ますと、伊豆高原でもやはり無人運転の実証試験が行われるというようなことが話題になっておりました。

松崎と下田に関しましては、この無人運転の実証試験取組のためのインフラ整備の一環ということで、第5世代通信技術と呼ばれる5G、こちらを周辺市町に先駆けて実装するというようなお話も聞いたことがございます。数年前に私が、政府の提唱しているSociety5.0というものの実現に向けた町の取組についてということで質問をしたときには、Society5.0なんて、そんな訳の分からんというような微妙な雰囲気があったような気がするんですけど

も、世の中全体を見てみますと、この数年間で5Gという第5世代通信技術が実装されて、AI、人工知能といったものもどんどん身近になってきている。一番身近なところで言いますと、スマートフォンとかにもそういう技術がどんどん取り込まれていくと。地方でも、やはりこういった先進技術の導入というものが急速に進んでいる、取り組まないところというのはやはり置いていかれてしまうというような状況だと感じております。

地方公共団体において、労働人口の減少や厳しい地方財政などの背景から、十分な職員数の確保ができないというような問題があると。行政サービスの継続的な提供に向けて、ICTを活用して業務の効率化、生産性の向上を図るということで、デジタルトランスフォーメーションの推進というものが喫緊の課題になっているというお話がございます。人口減少や少子高齢化の中でも暮らしやすい社会をつくっていくところを考えると、先進技術の導入というものは積極的に活用していく方法を見出していく、それが必要なのかなど。

総務省のICT地域活性化サポートデスクといったものがあったりとか、また、先進技術を持った民間企業、こういったものの活用や連携というものが重要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、デジタル庁の発足により、一層、先進技術の革新が各方面で進んでいくということが予想されますが、積極的な情報収集を行うことで国や県の助成なんかも受けやすくなると思いますが、所見を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま先進技術の導入ということで3つほどご質問がありましたので、順次お答えしたいと思います。

国では、菅政権に代わりまして、先ほど議員がおっしゃったように、行財政改革の改善、推進ですとかデジタル庁の新設などの新たな動きが活発化しております。今後の動きの中で、印鑑廃止に向けた事務処理の問題ですとか、議員お尋ねのデジタルを活用した取組などが行われてくると思っております。

その中で、議員がお尋ねのように、国や県の助成制度もいろいろなメニューが示されてくると思いますので、町の施策として取り組むことができるか、情報収集などを行っていきたいと思っております。

また、サポートデスクの活用については後ほど担当課長より答弁させます。

次に、情報収集の関係ですけれども、議員お尋ねのように、先ほどのお答えとも重なりますけれども、国や県の助成制度もいろいろなメニューが示されてくると思いますので、町の施策として取り組むことができるか情報収集などを行っていききたいと、そういうふうに思っ

ております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは、ICT地域活性化サポートデスクの活用検討についてお答えをさせていただきます。

このサポートデスクは、ICTを活用した地域活性化を支援するために、地方公共団体等からの問合せに一元的に対応するために、平成30年4月25日に開設をされております。

少子高齢化が急速に進む中、先ほど議員もおっしゃられておりましたように、ICT、IoT、ビッグデータやAI、シェアリングエコノミー等の新たな技術等の活用は、地域経済の活性化や地域課題の解決に大きく貢献し、生活の質の向上や新たな産業の創出につながるものと期待をされております。こうしたICT地域活性化の動きを加速させ、日本全国の各地域の隅々まで実装することを目指しております。具体的には、ICTを活用した地方公共団体の先進事例、国の支援制度、そのほか、法令等各種制度などの様々な問題の相談に対応していただけるということでございます。

今後、必要に応じて活用を図っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 情報収集を積極的に行っていくというところで、町長からアンテナを高くして、せっかく始まるデジタル庁とかデジタルトランスフォーメーションとかの話なので、情報をしっかりと取っていただいて活用していただきたいなと思うんです。地域活性化サポートデスクに関しては、町でICTをと言っても、一体何ができて、何ができないのかというのそもそも分からないというのが現実問題としてあるかと思うんですけれども、そういった部分も含めて相談に乗ってくれる政府の窓口というところがありますので、ぜひ積極的な活用をお願いして、先進技術、どこの自治体がどのように取り組んでいるのかというところも知っていただくとありがたいなというふうに思うんですけれども、町民の生活に身近な先進技術というところで考えますと、マイナンバーカード、こちらもICT先進技術活用の事例に入ろうかと思えます。

今年の3月の議会でも一般質問をさせていただいたんですけれども、町内のマイナンバーカードの発行というのは進んでいるのでしょうか。マイナンバーカードは、保険証の機能をのせるであったりとか、運転免許証の機能も統合する、そういったような計画が政府で検討

が進められているというようなところで考えると、これからかなり町内の事務作業にしても、そういったものをスマートにしていくためにはしっかりと活用していく必要があるのかなというふうに思うんですけども、マイナンバーカードの機能の中にコンビニ交付というものがございます。

これは、職員のいる窓口で書面を出したりとかというような作業をしなくても、コンビニで発行できるよというようなシステム、当然、費用が別途かなりかかってくる取組になりますので、費用対効果というのは十二分に検証していただいた上でやっていただいたほうがいいのかなというふうに思うんですけども、職員の窓口業務の負担軽減といったものも費用対効果の中に換算していただいて、なおかつ、利用者の町民は曜日や時間に関係なく資料を取ることができるというような利便性、こういったものも検討していただいた上で考えていただくとありがたいのかなというふうに思うんですけども、今後のマイナンバーカードの普及対策、活用についてどのようにお考えなのか回答を求めます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、マイナンバーカードの活用についてお答えします。

今、議員が申しましたコンビニ交付につきましては、何回も町として検討しております。当然、利便性は増すわけですけども、ただ、やっぱり費用対効果の問題で、今の発行件数とすると、現段階ではちょっと費用対効果が望めないのかなということがあるものですから、現状では難しいのかなという認識を持っております。

それから、お尋ねのマイナンバーカードの普及と活用につきましては、マイナポイントなど国の指導もありまして進めているところですが、議員のお尋ねのように、今後の活用について国のほうでも、先ほど議員がおっしゃったように、保険証などの活用も検討されていることは承知をしております。

そういう状況ですが、河津町の登録状況につきましては、現状について担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 企画調整課長。

○企画調整課長（木村吉弘君） それでは、私のほうからは登録状況等について答弁させていただきます。

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付が開始されておまして、本年で4年目を迎えております。令和2年11月1日時点で、全国では2,777万3,689枚、21.8%の交付率というふうに伺っております。ちなみに、本町でのカード保有者は12月1日時点で1,316人、交

付率にしまして18.7%となっております、若干、国の交付率よりも低い状況でございます。

普及のほうですが、7月から予約が開始され、9月から使用が始まったマイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及に向けた取組の一つとして実施されているものでございます。キャッシュレス決済で25%、上限5,000円分のポイントがもらえる制度で、来年3月31日までとなっておりますが、総理大臣のほうからは、半年間、延長するというような話も出ております。この制度によりまして、申請数が増加傾向にあり、効果が出てきつつあると思われま

す。本年10月には、総務大臣のほうから、マイナンバーカードの普及、拡大に向けてさらなる取組を進めていくというようなことで、申請サポートの積極的な実施、未取得者に対するQRコード付交付申請書の送付の協力、交付通知の早期発送の徹底、交付窓口や人員を増やすなどの協力依頼がありました。町としては、マイナンバーカードの普及を促進するため、会計年度任用職員を採用しまして、その事務に当たらせているところでございます。また、町職員に対しても、取得の協力を併せて依頼しているというような状況でございます。

町長の答弁にもありましたように、また議員からも話がありましたように、国の施策としての健康保険証や運転免許証など、身近なものの代替用としての活用が見込まれておりますので、そのような活用が実施されるのであれば普及にも拍車がかかるものと、そのように思っております。こうした中で、広報かわづなどでPR等を行いつつ普及及び活用を図っていきたく、このように考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） マイナポイント事業が半年間延長になるかもしれないというようなお話もある中で、ぜひ、職員の増強もしていただけて取り組んでいるということなんですけれども、町民の皆様にとっても有用なカードなんだというところをPRしていただけて、利用者の方を増やしていただけたらありがたいなというふうに思います。

先進技術の導入というところで質問をしているわけですが、せんだっての伊豆新聞の中で、伊東市で11月18日に、行政改革懇談会からの提言ということで、ICTの積極活用が提言されたと掲載がございました。行政事務におけるICTの積極的活用、専門知識を持った人材の登用、情報の電子化によるペーパーレス化、キャッシュレス決済による業務効率化などが提言をされているようです。

河津町においてですが、9月の定例会におきまして、河津町議会の先進技術の導入という

ところで考えますと、コロナの影響下に限定的ではあるんですけども、常任委員会のリモート出席と議決を認めるということで、県内初の議案が可決されております。

また、議会の議事録作成業務を効率化するというところで、AIを使った自動化のための検討も始まっているわけですけども、この議事録作成業務というところを考えますと、これ、議会事務局だけではなくて役場の各課、各会議、いろんなところでも作成する機会があるんじゃないかというふうに考えます。コロナの影響が顕著な昨今だからこそというところ、業務の効率化ですとか生産性の向上というものを考えて、ICT推進のための一環というところで、役場全体の取組としてこういったAIを使った議事録の自動化、そういったようなものに取り組んではいかがかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議事録の作成の関係のご質問にお答えしたいと思います。

お尋ねの議事録の自動化につきましては、今年度から積極的に取り組んでいるところでございます。特に事務の効率化の観点から、会議等における議事録作成については、AIを活用した音声認識装置を活用しまして対応できるのではないのかなど、そんなふうに考えております。

特に私が就任して以来、情報公開等、町民参加のまちづくりを推進する中で、各種会議ですとか審議会あるいは懇談会など、記録して公開に備えることが原則でありますから、大変、職員が議事録の作成等に苦勞している姿も見ております。このような現象を少しでも解消するためにも、やはり議事録作成についてはAIを活用できればと考えております。

まだまだ機械的に完全に認識できない部分ですとか、会議の発言方法など検討や工夫をしなければならぬところもございしますが、議会の議事録も含めて、町の会議等の議事録も含めて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 町長から回答いただきました。

やっぱりこういった道具を使っていくことによって業務の効率化というものをすることで、役場の少ない職員の方々が少しでも新しい取組にいけると。議事録作成、私もやったことあるんですけども、何度も何度も音を聞きながら起こしていくという作業はものすごく時間がかかる割に進んでいかないすごく大変な作業で、人手を食う作業なので、ぜひこういったところの作業にAIを導入するというようなことで効率化できると、役場の中でもパフォー

マンスが向上するんじゃないかなというふうに思います。

昨今だと、役場のネットワーク、L G W A Nや何かにも対応したA I ソフトなんというものもかなり開発されているというふうに聞きますので、なるだけそういったものを活用して業務の効率化に進んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

3問目に移らせていただきます。

災害ボランティアと災害ボランティア本部設置のタイミングについてということで質問をいたします。

近年では毎年、全国各地で大規模自然災害による被害が発生しているわけですが、大規模な災害が起きますと、必ず災害ボランティアが募集されて、メディアなどでも大きく取り扱われることが多いというふうに感じております。

それで、自然災害で被災したとき、災害ボランティアの協力があるのとないのでは、被災者が元の日常生活を取り戻すまでの時間にかかなり大きな差が出てきます。災害ボランティアの動員というのは、河津町においてはどのような状況で決まるのか。また、その判断をする明確な線引きといったものがあれば説明をお願いいたします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 災害ボランティアとボランティア本部の設置のタイミングについてのお尋ねだと思っております。

災害ボランティアにつきましては、阪神・淡路大震災のときに始まったと聞いております。その後、東日本大震災など、国内外から災害ボランティアの活動が報道されております。最近でも、熊本など九州の豪雨災害で活躍が報道されております。今年は、コロナの関係で県外からの受入れができなかったり、大変難しい対応がされたものと認識をしております。

私も、万が一の災害時における自衛隊、警察、各種団体などの応援部隊の対応につきましては、受入れ態勢についても大変な心配もございます。せっかく応援をいただいたのにそれを生かせないことは大変大きな問題でございます、その態勢づくりも大きな課題であると考えております。そのような意味でも事前の準備は重要であると考えております。

特に心配するのは、多くの支援団体やボランティアをどう受け入れて、どう活用していくかがとても重要であります。役場周辺でも現状では大混乱するものと考えられますので、将来的には、現在計画している防災公園を本部機能、サテライト基地として、災害物資の受入れですとか災害ごみの仮置き場ですとか、仮設住宅なども考えまして、併せて応援部隊の前進基地としても活用できるのではないかと、そんなふうに考えております。

また、ボランティア本部につきましては、現状のとおり、社会福祉協議会があります保健福祉センターが望ましいと考えております。

お尋ねの災害ボランティアの関係でございますけれども、町の防災計画の中でも、災害対策本部の設置に併せまして本部を設置することになっております。明確な判断基準や判断の線引きについては決まったものがございませんが、その都度の状況において災害対策本部の中で決定することとなります。設置する場合には、社会福祉協議会との連携など受入れ態勢も準備しなければなりませんので、ボランティア活動支援計画に沿って対応することになります。

詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 地域防災計画に書かれている内容につきましては先ほど町長が答弁したとおりでございますが、町の社会福祉協議会職員、あと、災害ボランティア連絡コーディネーター等と話をする中で、災害ボランティア募集に当たっては、2次災害の危険がある場所など安全が確保されていないところへは派遣できないということから、被害の状況や需要を把握し、資機材の調達等調整などを行い、本部を開設することとなるとの意見を聞いてございます。

災害の形態や規模等を考慮しまして、各地区の自主防災会の会長、町社会福祉協議会、県災害ボランティア本部の意見も聴取しながら、災害対策本部で災害ボランティア本部の開設を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 回答をいただきました。

受援力を高めるといのはものすごく難しい、助けるよという声はあるけれども、それを受け入れる態勢といのはものすごく整備するのが難しいのかなというふうに思うんですけども、そのような中で、外部から応援に来てくれるという災害ボランティアを受け入れるための最前線の窓口になるのが、やっぱり社会福祉協議会なのかなというふうに思います。

この社協との連携、社協がボランティア本部を運営するための支援体制の強化といのはものすごく重要なのかなと。紙の上での計画でこうですよというのがあっても、実際にそれを動かしてみようというふうになったときにどういうふうになるのかというのが把握できていないと、うまく連携が取れないのかなというふうに思います。

例えば災害ボランティア本部運営のための資機材、こういったものなんかを考えると、町のほうから資機材は用意してもらえるとというようなことになっているようですけれども、昨今のコロナの状況なんかを考えると、通常の活動の資機材に加えて、マスクであったりとか消毒であったりとかいった消耗品というのがものすごく多岐に渡るのかなと。こういった物的支援に関してどういうふうを考えているのか。また、やっぱり平時の協力体制というのがしっかりと確立されていないと、有事の際になかなか動かない仕組みなのかなというふうに思うんですけれども、回答をお願いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 社会福祉協議会との連携と支援体制の強化ということでございます。

議員がお尋ねのように、災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会が窓口となりますので、当然、連携ですとか支援は必要であると考えております。これにつきましては、年に一度ですが、社会福祉協議会ではボランティアの受入れ態勢の立ち上げ訓練を行っておりまして、今月も予定をされております。私も何回かその場面に参加させてもらっておりますが、今月についても参加いたしまして、それぞれの立場や手順などを確認しながら、役割などについて、実際の場면을想定した訓練を行っておりますので、私もその中で一緒に参加していろいろ考えてみたいと思っております。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） 社会福祉協議会との連携と支援体制の強化ということで答弁させていただきます。

町長の答弁のとおり、社会福祉協議会が主催いたしまして、町内の災害ボランティア連絡コーディネーターの協力を得ながら、毎年12月、1月に、災害ボランティア支援本部立ち上げ訓練を年1回実施しているところでございます。各自主防災会より災害ボランティア役の方を数名出していただいて、受付、派遣事務がスムーズに行えるよう訓練を行っているところでございます。

なお、今年度につきましては12月20日に、新型コロナウイルス感染症に考慮しまして、少人数での図上訓練を予定しているところでございます。

また、近隣市町で災害時には社会福祉協議会職員が応援派遣をしております、実際の本部運営事務を体験、視聴して災害時に備えているところでございます。

資機材や物資についてでございますけれども、共同募金資金を活用し整備を順次行ってお

りますが、数に限りがありますので、県災害ボランティアセンター本部の協力を仰ぎながら資機材を調達することとなっております。また、町の備蓄資機材の活用や町内に営業所がある民間企業との防災協定によりまして、災害時に資機材の優先確保を図るなど、町の社会福祉協議会と協力して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤議員。

○4番（遠藤嘉規君） 社協との連携というのはしっかりと考えて動いていただけているというようなことですが、先ほど質問いたしました、どのような状況で災害ボランティア本部が設置されるのかという線引きというのが、ある程度明確にされていると、例えば訓練をするにしても、大雨で一部地域で水害がというようなコンパクトな災害に対しても、数軒の家でも被災をしたら被災者で、100軒でもやっぱり被災をしたら被災者で、被害に遭われた方からすると規模ではなくてというところがあるかと思っておりますので、そういった意味でも、やはりどういう状況になったら設置するのかというある程度の線引きみたいなのを検討しておいていただけると、なおのこと、今後の活動がしやすくなるのかなというふうにも思っておりますので、ぜひ、実際のタイムラインに沿った形でこの間、防災訓練を役場の庁舎内でも行ったというお話を伺いましたが、実際のタイムラインに沿った形でボランティア本部の協力関係というのを検討していただけると、よりよく受援力が発揮できるのかなというふうに思います。今後、積極的に取り組んでいただけたらありがたいと思います。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（上村和正君） 4番、遠藤嘉規議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（上村和正君） それでは、2番、桑原猛議員の一般質問を許します。

2番、桑原議員。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。

令和2年第4回河津町定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の質問は、1件目、民間温泉事業者供給撤退について、2件目、若者と行政の関わりについて、3件目、交通事故防止対策について、以上3件です。町長はじめ関係課長の答弁を願います。

まず、1件目、民間温泉事業者供給撤退についてです。

温泉は、河津町において河津桜とともに大切な資源です。観光はもちろんのこと、温泉の集中管理によって、家庭の蛇口から温泉が出るという特別なライフラインでもあります。長きにわたり町の温泉が身近に使えているのは、町をはじめ民間事業者の温泉供給事業による管理体制があつてこそと言えます。

しかしながら、残念なことに、今井浜地区へ給湯している元今井荘、現アゴーラさんの民間温泉供給事業が1月末をもって終了するという、突然の通知が利用者の方に届きました。これにより、今井浜地区の温泉供給が一部断たれるということになります。

私は、平成30年12月の一般質問でも、河津町の温泉給湯についてと町の温泉利用計画について質問いたしました。その中で、見高地区で給湯していたウォーターワールドが施設老朽化によって維持管理できなくなり廃業し、その際には給湯を受けていた民宿なども大変苦勞したこと、また、今回事業をやめるアゴーラさんの施設・設備の老朽化が進んでおり、今後の給湯も懸念されること、このような背景を、後発である町の温泉給湯事業においても老朽化が進んでおり、現在の2次給湯後の温泉事業については困難なのではないかと指摘をさせていただきました。

ウォーターワールドに続きアゴーラの撤退、こうした懸念の一つが現実となったわけです。2社の民間事業者の給湯停止となると、その影響も心配されます。今井浜の宿泊業などの方々や町民の方に少なからず影響があると思います。町としては今回の件をどのように把握しているのでしょうか、得ている情報を含め答弁願います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の民間温泉事業者供給撤退について、現状の把握についてご質問ですので、お答えします。

事業撤退ということで11月9日に民間事業者の役員が見えまして、1月末で温泉供給事業を撤退をするため、10月末に契約者の方々に通知したということ、コロナの影響によるところが大きいとお話は聞きました。私を知る限りでは、民間の事業者のため個別の契約状況のあること、あるいはその影響など、詳細については分からない状況があります。

状況等につきましては、担当課長より聞いている範囲で答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、状況等について私の知っている限りでお話しさせていただきます。

先ほど町長が言われましたように、11月9日にアゴーラの役員さんが見えまして、1月末で温泉供給事業の撤退の通知を契約者の方々に出したということの報告を受けました。事業の撤退につきましては、方針として決定したものであるということで聞いております。老朽化した温泉給湯事業の損失を、これ以上、他の事業では補填できないためと伺っております。

アゴーラさんの対応としましては、給湯における個々の契約がございます。その契約形態に応じて対処していくと伺っております。その後の状況につきましては、アゴーラさんのほうから今のところ連絡がないという状況です。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 契約内容が個々にあって、その対応をアゴーラさんのほうでしていただくということなんですけれども、何分、内容が分からないところでもありますけれども、町の今まで給湯していた方々への助け等、何かないかなと思ひまして、次の2問目で質問させていただきたいと思ひます。

南伊豆町や他の温泉郷でも問題となっているように、温泉給湯の撤退については宿泊業等に多くの影響を与え、観光資源としての役目を失えばその地域の衰退を生みます。海水浴場と温泉、桜と温泉、文学と温泉といった観光資源とした一面がなくなっていくのです。

今回のアゴーラさんの温泉事業撤退を機に、当たり前のように身近にある温泉という資源について、その大切さを考えるべきではないでしょうか。経済的な背景も観光には大きく影響しますが、その源となる海や山や、そして温泉、こうしたものがなければ河津の魅力の発

信はできないのではないのでしょうか。

今井浜地区には町の温泉も給湯されておりますが、今回撤退するアゴーラさんの給湯エリアを全て補えるものではありません。また、新たに投資しエリアを広げることも、高齢化、人口減少からできる状態にないのも現実でしょう。しかし、町として、湯の町河津が断たれることのないような施策を取る必要があると思います。温泉は安易に利用できるものでないことは今回のようなことが示しています。これまで温泉を利用し、湯の町河津の一端を担っていた宿など、温泉供給が中断され、ましてコロナ禍の中、対応に苦慮されていることと思いますが、町として、何かしら対応できるようなことなど検討されているのでしょうか、答弁願います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の対応についてどう考えるかということでございます。

議員の質問の中でも出ておりますけれども、観光に対する影響等についても、先ほどもお答えしましたが、詳細には把握できておりませんので、観光業の方、どの程度、給湯を受けているかも分かりませんし、町の温泉管も見高地区に行っておりまして、供給事業を実施しては現在はおります。仮に給湯量や地理的条件を整えば町からの供給ができる場合も考えられますが、いろいろな状況把握や検討がなされた中で決まってくるものだと思っております。

先ほど議員のお話にも出ましたけれども、議員、以前、この件とは少し違いますが、南伊豆の湊地区で民間事業者さんの給湯管が細くなり、温泉事業に支障を来しているとの話を新聞等で私も知りました。その対応策として、給湯者の皆さんで資金を出し合って、管を一部入れ替えて現在に至っているという話を聞いております。南伊豆の例は議員お尋ねの件とは違いますが、この問題については、現在の給湯を受けている皆さんが今後どうするのか、あるいは個人で解決するのか、あるいは全体で何をされて対応するのか、民間事業者さんとの対応を含め、現在は見守っている状況でございます。

状況につきましては担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、アゴーラさん撤退に対する対応についてということですが、アゴーラさんの温泉給湯撤退に関して、アゴーラさんの今給湯している方々からの問合せにつきましては個別に何件かいただいております。

まず、契約内容についてそれぞれお聞きした上で、アゴーラさんがどのような説明をしているか、どのような対応をするかということも私どもも分かっておりませんが、まず、内容を確認した上でお話ししております。また、町の温泉が引ける条件、引けるエリアも限られておりますので、そういったことも個々に説明させていただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 住民の方に対応していただいているということは分かりました。ですけど、給湯エリアも、もちろん管があるところの近くにしか引けないというのは十分分かるところではあります。ただ、これは給湯無理だよと、エリアが離れているから無理だよということではなくて、先ほども町長もおっしゃいましたけれども、住民から声が上がれば何とか。町長言っていないね。すみません。住民から声がかかった場合、町のほうでリードしていただいて、こういうふうにすれば給湯ができるよ、こういうふうにすれば給湯ができないよ、そういうことを詳細に、技術的なこと、費用面、湯量などの細かいことをちゃんと説明してあげて、総額幾らかかる、これだからできないよ、そういう細かい説明もしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、河津温泉郷のトータルのことでお伺いしたいんですけども、河津温泉郷は、七滝、湯ヶ野、峰、谷津と多くの源泉があり、利用方法や管理等、様々な形態で利用されていると思います。保健所や温泉組合、源泉所有者、事業者、温泉をメンテする事業者等、多くの方々が携わって利用できております。町の大事な観光資源であればこそ、温泉に関するデータや関係者などを把握し、温泉に関する情報交換の場を町が主導してはいかがでしょうか。そのような積み重ねが必要な時期だと感じます。既存の温泉組合が撤退した2社と同じようにならないように、もっと包括的に、町が温泉関係者を集め情報交換や意見交換をできる場をつくり、温泉資源を守っていく基礎づくりが必要ではないでしょうか。

繰り返しになりますが、温泉はあって当たり前のように思っていました。見高にも共同湯があり、民宿にもそれぞれ給湯しておりました。サンシップができ、そしてなくなりというように、生活の中に温泉を感じておりました。しかしながら、施設の老朽化、経済状況から温泉給湯が終わっていく、そして、今ある様々な温泉利用が継続できるのかとても不安に思います。

今、町で行っている温泉給湯についても、公営企業として経営戦略を立て運営していると

ころですが、以前の質問では温泉会館など含めた計画について伺いました。具体的な内容はないものの、計画を立てる必要性を答弁いただきました。現在、町の温泉関連の施設の運用を含め、策定中の第5次総合計画にも温泉資源についての方向を示していただきたい。

町の温泉供給もあと10年、10年後には供給開始より40年がたち、設備の老朽化は否めないところです。人口減少に伴う供給先の減など諸問題ありますが、具体的な計画をここ数年で立てていかないと、継続するにしろ終了するにしろ具体的に予算づけをして、事業をするのなら何らかの方針が必要と考えます。湯の町河津を保つには、町全体の温泉事業の見直しを図る時期になっていると考えます。各温泉組合も巻き込み、包括的な取組や、10年後の町の温泉給湯事業について継続するのか否かの判断をどのようにしていくのか伺います。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町の温泉供給につきましての今後の計画についてのお尋ねだと思います。

その前に、前問について私のお答えした件でちょっと補足説明をいたします。

町が受けるかどうかということではなくて、まず現在の給湯を受けている皆さんが今後どうするのか。人によっては個人で解決している方もいるかもしれませんし、あるいは全体で何をされて対応するのか、そういうことで、民間事業者さんとの対応についても町としては今のところは見守っているということで、町が関与してすぐやるということではなくて、皆さんがまず意思としてどんなことをしたいのかというのがよく分からないので、見守っているという、そういう状況でありますので、その辺、誤解のないようお願いしたいと思っております。

それから、温泉供給の関係ですけれども、温泉についても、議員のお尋ねの中では、町内にも源泉所有者さんですとか事業をやっている方も、いろんな方もおりますし、地域事情もあるかと思えます。当然、町として温泉というのは重要な資源でありますし、特に観光面の中では一つの魅力的なものでもあります。それを町が全体としてということではなくて、それぞれの事業者さんの考え方もあるものですから、町としては、現状では町が持っている、事業をやっている給湯事業についてお答えをしたいと思っております。

現在の町の給湯事業につきましては順調に経営しているものと思っております。今年度につきましても、源泉所有者の協力、ご理解いただきまして管理方法を見直しまして、契約についても内容変更をさせていただきました。今後の経営状態ですとか、あるいは利用者、あるいは源泉所有者の関係など検討する課題が多くありますが、契約期限もありますので、将

来に向けて早めに検討を進めることは大事であると思っております。現在の町の状況を考えたときに、高齢化ですとか人口減少などに起因する給湯者の課題もあると思っております。町として、観光政策も含めた新たな温泉施設事業ですとか、あるいは住民福祉の向上を検討した上で、事業形態などを含めて、今後は総合的な判断も必要かと思えます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 先ほど、すみません、私もちょっと勘違いしたところがありますが、先ほど私の言いたかったことは、もし住民から声が上がった場合、町のほうで取りまとめと、もし要望があればそれにしっかり対応していただきたいという旨をお伝えしたかったんです。

前段で質問させていただいたように、趣旨としては、資源である温泉を使えるものとして支える体制を町がリードしていただき、町の温泉関連の事業についても、これまでの実績やノウハウがあるわけですからそれらを生かし、リニューアルした温泉利用についてしっかり計画をスタートさせていただきたいと思えます。

もう一つは、温泉管が総計17キロあるということで、今、簡単に考えると、もし布設替えの工事をするなんということになれば、1日10メートルやっただとして1,700日かかるんです。6年、7年の工事になりますね。それを2次計画が終わってから始めるとなるとまた、15年先の温泉管の刷新とかそういうことがありますので、よくそういうところも加味していただいて計画のほうをつくっていただけたらと思えます。

続きまして、2件目に入らせていただきます。

若者と行政の関わりについて。

議員となって、町民の方々や、地元において様々な方からご意見を伺う機会が多くあります。議員という立場であり当然のことではあります。しかしながら、相対的に若い現役世代から声をかけられることはまれであり、地元において祭りの際や消防団員等に、機会があるたび、こちらから声をかけて聞いてみると、個々に思うことがあったり、疑問に思いながらも無関心だったり、まちづくり、行政に関わる機会や場面が少ないということ。自分自身の生活に関連しなければ無関心で過ごし、個々には思うこともあるものの、鬱積した不満を無関心で流すというようなパターンができてしまっています。

町の将来、これは住民誰もが関心を持ってほしいことです。町長の言われる「オール河津のまちづくり」が根源になれば、無関心となった者は、まちづくり、行政から離れていきます。もうそれは既に起こっているのだと考えます。現役世代、若い世代は大半は就労し

ております。日常において意見を述べる機会も立場にもなれないわけです。それはそれで問題なく、行政や制度に従っている、多少のことは自己解決できる大切な町民であり、要求はあっても声にはしない。一般的に言うサイレントマジョリティー、いわゆる物を言わぬ多数派です。

行政側は、広聴などで意見を拾うといえます。当たり前のように、アンケート調査、諮問委員会、パブリックコメント、公聴会などの手法を使います。これでよいのでしょうか。国や大きな都市における手法が河津町において必要で適しているのでしょうか。住民参加は、議会对策や役所の言い分を伝える手段であったり、町民の意見としてかこつけて目的化していないのでしょうか。

町長は、こうした行政手法で、自分自身の公約を進めるに当たり町民に伝わっていると感じているのでしょうか。先ほど言ったように、「オール河津のまちづくり」が冷めてしまっていないのでしょうか。町長も各地区を回り説明会など開いておりますが、参加される方も限られていますし、やはり関心が低くなっているのではないのでしょうか。特に将来を担う若者世代の物言わぬ町民にどのように行政に参加してもらいたいののでしょうか、ご意見をお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの桑原議員の質問、若者と行政との関わりについてのご質問だと思います。

行政と町民の関わりにつきましては、町でも、私の政治姿勢により以前より多くの町民へ、以前にも増して情報を提供して意見を聞いているとの認識を持っております。確かにいろんな方法があるかもしれませんが、町でも知らせる努力をこれからもしますが、町からの情報だけを待つのではなくて、自ら町民の皆さんも知る努力をすることが、一つの、行政と住民の責任と役割であると私は思っております。

ぜひとも、いろんな場面で意見を言うことはできると思いますし、ホームページ等でも意見を知らせることもできますので、行政情報を含めてご活用願えたらと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 昨日から今日にかけて、町長のおっしゃる情報提供、よく町のほうは、町長も含めてやっていただいているとは感じております。

そこで、若者のいろいろ参加が少ないというところで今回はちょっと提言させていただいております。何も言わないから関心がないというわけではありません。私も若い頃には様々な思いを持っていました。しかし、そういうことをどのように行政に伝えればいいのか、行政を通すこと、学校を通して、子供を通してなど、関わりのある部分ではそうした機会もありました。

しかしながら、関わる機会や組織がなければ無関心を生みます。せつかくの若い活力を生かせるような機会の必要性を感じています。他の市町村でも、若い世代が活力となっている事例なども多々あります。例えば愛知県新城市では、若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合うとともに、若者の力を生かすまちづくりを目指して、若者政策を推進する目的で若者議会を立ち上げた経緯があります。そこでは、SNSを多用し、同年代ならではの問題の集約も図られていました。若者ならではの発想が行政に生かされている事例の一つです。市と町とでは規模が違いますが、時代に即した情報収集、意見交換の方法、新たな手法を取り入れることも大事だと感じます。

昨日、今日の町長のお話ですと情報発信をしているところではありますが、やはりアウトリーチ、そこが大事なところじゃないかと思います。近寄って救いあげる、そういうことが現実になってくれるといいと感じます。若い人が減少しているのも事実ですが、以前あった青年団や踊り子の風など、団体が生まれ、解散した経緯や反省を踏まえて、再度、若者の団体を町がリードして結成し、まちづくりの人材育成のような場をつくっていただけないでしょうか。人が少なくなればこそ、若い人の組織をつくっておくことが「オール河津のまちづくり」には必要で、今、欠けてしまっているのではないのでしょうか。

若者の懸念することは、子育て、学校ではありません。もっと重要に考えているのは、町の継続、持続です。施策ではなく意見を交わす場として、まちづくりとして必要ではないでしょうか。町長のご意見をお伺いします。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 新しい組織とは、若い人たちの意見をどう取り入れるかということのご質問だったと思います。

私も、次の段階として、大きい場面で意見を言うこともあれなんですけど、まず小さい集まりの中で意見を言う、そして拾っていくことも大事じゃないかなと思っておりました。言い訳ではないんですけど、今年度から、できるだけ町民の声を聞く方法として、新たに出前講座、町長とトークとして、一定の人数が集まればこちらから出かけていき、話し合う、

そんな講座の予定をしておりましたが、コロナウイルスの関係で今年度実施を見合わせました。

そういうことで今年度は見送りしましたが、一定の人数が集まればこちらから出ていって皆さんの声を聞く、そんなきめ細かい意見を聞く場を設けたいと思っております。現在はつくってございますので、内容を詰めておりますので、次年度以降に実施をしていきますので、その辺についても活用していただき、若い人たちが一定の人数、例えば10人とか集まれば、そこへ行くような形もこれから制度としてやっていきたいなと思っておりますので、ぜひともご活用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 町長も考えてくださっていたということは大変心強いところであります。町長も出向いてくださるといところでまたなんなんですけども、もっと広く拾い上げるには、やはり今、時代の流れというか、SNSを多用して年代別にも意見の集約とか、そういうところもできるとは思いますので、よろしくお願いします。

それでは3件目に移らせていただきます。

3件目、交通事故防止対策について。

警察庁が発表した資料によると、2019年の全国の交通事故死者数は3,215人、2018年と比較すると317人減少し、2016年から4年連続で4,000人を下回っております。しかし、政府が今年度までの目標とする交通事故死者数2,500人以下を達成するには、あと700人以上、減少させることが必要であるとのことでした。

交通事故死者数減少のための課題はどこにあるのだろうか。まず、交通事故死者数の推移を状態別に見てみると、死者数が最も多いのは歩行中で1,176人、36.6%、ついで自動車乗車中が1,083人、33.7%、二輪車乗車中が510人、15.9%となっております。

歩行中の死者数と自動車乗車中の死者数は近い値ではありますが、ここ10年間において歩行中の死者が下回ったことはありません。車同士の事故による死者も少なくないですが、それよりも自動車との事故で亡くなる歩行者の数が多いのです。ドライバーと歩行者の両者がより交通安全を意識して交通ルールを守らなければ、交通事故を減らすことはできません。歩行者にとっては自分自身の生命に直接関わっていることもあり、交通ルールの重視を徹底していくことは大切だと感じます。

そこで、町内の自動車と歩行者の接触事故の件数、また発生場所など、詳細を把握してい

る範囲で教えていただきたいです。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の交通事故の防止対策につきまして、町内の交通事故の件数及び詳細はということでございます。

今月にも年末年始の交通安全県民運動の中で、議員の皆さんに協力いただいて街頭啓発等もありますので、そういう中で、町としても年間を通して進めているわけでございますけれども、本年度になりまして私なりに感じているところでは、全県下を見てもお年寄りの交通事故が特に多いなど、そんなふうには感じております。そして、特に夕方から夜間にかけての薄暮の事故も多いような私は気がしております。河津町でもお年寄りの割合が約4割強で、交通事故もそうですが、運転者としてもお年寄りがあったりとか、歩行者も高齢者の事故が大変心配されるわけでございます。

車がこの地区でも欠かせないものとなっておりますので、なかなか手放せないことも分かりますが、お年寄りだけではなく町民の皆様にも、交通事故を一件でも減らすように気をつけていただけたらと思います。年末年始あるいは冬の時期ですので、特に気を付けていただきたいなどこの場をお借りしてお願いしたいと思います。

なお、詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） ただいまの交通安全事故の件数を詳細にということでございます。

なかなか詳細については情報がないものですから、大枠でお話をさせていただきます。

河津町内におきましては、令和元年の事故件数は52件、負傷者が90名、死者1名と、賀茂地区内では2番目に多くなっています。昨年と今年の9月末現在においては、昨年は44件、負傷者が78名、今年については33件、負傷者が47名、亡くなられた方が1名ということで、発生件数については減少しているというような状況でございます。

また、事故の発生箇所につきましては、毎年になりますが、国道135号や国道414号に多いということを伺っております。これ以上の詳細につきましては把握が町としてはできていませんので、ちょっとご説明はできない状況でございます。

一方、高齢者に関する事故につきましては、項目別で重複する数値になるわけでございますけれども、昨年9月までの昨年については高齢ドライバーが起因する事故が11件、今年の9月までは8件、高齢者事故については、同じ条件で昨年は15件で今年が16件と、全体の事故件数は減少しているわけですが、高齢者が関わる事故は増えているといたしますか、

多くを占めているというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 町内においても少なからず事故がやはりあるということで、これをなるべくゼロに近いものにしていただきたいという思いで、それで今回ぜひ取り入れてもらいたい事業がありまして、それが昼間点灯です。よく広まっているのがデイライト運動といいまして、日中、点灯して自分の車両の在りかななどを注意喚起する運動なんですけど、既に最新車等では標準的についている車両があります。

デイライト運動は、自動車運転中、昼間からライトを点灯させることで交通事故防止を図ろうとする運動です。デイライト運動の効果として、自らの意思でライトのスイッチを入れる行動を行うことにより、安全運転の実践と交通安全運動への参加意識が高まります。他の運転者や、先ほど町長から、総務課長からも話がありましたが、高齢者にも注意がいくように、早めの発見をしていただくようにデイライト運動に参画をしていただくとありがたいかと感じております。

他の運転者や歩行者などへの自車の存在、位置を知らせることにより、交通事故防止に大きな効果が期待できます。私自身、別荘地などの仕事をしている際、デイライトを走行条件としているところもあり、実際、早めの気づきがあり、未然に事故を防げた経験があります。ぜひデイライト運動を広く広報し、取り入れられないかと考えますが、ご意見をお聞かせください。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問は、交通事故防止のためのデイライト運動、それについてどう思うかということだと思います。

先ほども答弁で答えておりますけれども、年2回、交通安全対策委員会等も町として行っております。その中で交通安全について協議をしております。その都度、目標ですとか対応などについても皆さんからご意見を伺って、対策委員会でいろんな対策を行っております。お尋ねの件につきましても、今後、対策委員会の協議の中で話をしてみたいと思っております。

詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 交通事故防止に向けての意識向上のためのデイライト運動という

ことでございます。

これにつきましては、静岡県ではなく、他県でそのような取組をしているというふうにも伺っております。現状、静岡県内ではそのような取組はしていないというふうにも伺っているところでございます。

現状、県内の取組としましては、静岡県警が早めのライトオン運動「ピカッと作戦！」ということを展開しております。これは、夕暮れ時に、秋季、冬季については午後4時から、春季については午後5時から、夏季については午後6時から、早めにライトを点灯するようというふうな、交通安全対策として推進をしているということでございます。

議員からご提案のありました安全対策として日中のライトを点灯するデイライト運動ですか、これについては、町長が先ほど申し上げましたように、町の交通安全対策委員会がまた開かれますので、その中で話題として出して検討してみようかというふうには思っておりますので、そのようなことで今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原議員。

○2番（桑原 猛君） 今、トワイライトのライト点灯の運動が県でも推進されているといったことですが、やはりこれにも、先ほど言ったデイライトを夕方つけ忘れるということのないように、一日中つけていけばもうそれも忘れないことですので、先ほど課長からお話ありましたとおり他県ではやっております、実績として交通事故3割減というところもありました。ですので、ゼロに限りなく近い交通事故を目指すために、ぜひデイライト運動の推進のほうを図っていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終了させていただきます。

○議長（上村和正君） 2番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

午後1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）
第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、河津町見高2297番地の109。氏名、三村正美。昭和25年2月16日生。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

三村氏は現在70歳でございます。今、1期目を務めておられまして、令和3年、来年3月
31日で1期目の任期が切れます。継続して2期目をお願いするものでございます。2期目に
ついては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年でございます。

三村氏は、この間、人権擁護活動に積極的に務められまして、広く社会の実情に通じてお
り、町民の信頼も厚く適任でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することについて適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり推薦について適任とすることに決定されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第3、同意3号 監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第3号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、河津町田中120番地の3。氏名、岡崎長治。昭和27年3月2日生。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

岡崎氏は現在68歳でございます。今、1期目の監査委員を務められまして、任期は来年の3月9日でございます。継続して2期目をお願いするものでございます。2期目につきましては、令和3年3月10日から令和7年3月9日で4か年でございます。

岡崎氏は、この間、監査委員の代表として町の監査事務に携わられまして、監査を通して町の事業の適正な運営に努められまして、信頼も厚く適任でございます。引き続き監査委員としてお願いするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第3号 監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第4、議案第56号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第56号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第56号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運

動の公費負担に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございます。

令和2年6月12日に公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部が改正されたことにより、選挙運動の公費負担について町村でも適用されることになり、その公費負担を実施する条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

条例第 号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例となっております。

恐れ入ります、定例会資料の1ページをお開きください。

本条例の概要でございます。

公費負担の対象及び上限金額でございます。

①選挙運動用自動車の使用料、ハイヤー契約か個人契約かどちらかでございます。

aとしまして、ハイヤー契約、車、燃料、運転手をまとめた一括契約でございます。2万3,360円の5日分、11万6,800円につきまして1台限りでございます。

次に、bでございます。個別契約としまして、自動車レンタル代、燃料供給契約、運転手契約につきまして対象となるものでございます。自動車レンタル代につきましては1万5,800円の5日間、7万9,000円、1台限りでございます。燃料供給契約につきましては7,560円の5日間で3万7,800円、運転手雇用契約につきましては公費負担はないものでございます。

最大5日間ということで、告示日から投票日の前日までの期間とさせていただきます。

②でございます。選挙運動用ビラの作成料です。

町長選におきましては、法定の5,000枚を7円51銭以内で3万7,550円、町議選におきましては、1,600枚を同額の金額以内で1万2,016円となっております。法改正に合わせて配布行為が解禁となったことによるものでございます。これ以上の枚数については公費負担の対象外となるものでございます。

③です。選挙運動用ポスターの作成料です。

900円掛ける町内50か所ということでございますが、4万5,000円でございます。上限に満たない金額は実費分を公費負担するというものでございます。この内容によりまして、1人当たりの限度額としまして、町長につきましては19万9,350円、議員につきましては17万

3,816円となります。

その他の備考でございますが、無投票の場合の公費負担でございます。自動車、告示日のみの分について対象ということでございます。ビラ、ポスターについては全て対象ということでございます。

次のページにつきましては、手続について掲載しておりますので、省略をさせていただきます。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思えます。

本条例の第1条は、条例の趣旨でございます。

第2条から第5条までは、選挙運動用自動車の使用の公費負担関係についてでございます。

第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担についてでございます。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について規定しているものでございます。

最後に附則でございます。施行期日でございます。

次のページをお願いします。

第1項、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日から適用する。

適用区分、第2項、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第56号 河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第5、議案第57号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第57号 河津町消防団条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団条例（平成24年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第57号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。河津町消防団定員削減計画により、定員の削減と持続可能な消防組織運営のため、現消防体制の見直しを行うことによる改正条例の提案をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町消防団条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料の3ページをお願いいたします。

河津町消防団条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1の趣旨でございます。

消防団員は、平成18年4月から285名の定員で町民の生命、財産をあらゆる災害から守るべく活動を行ってきた。しかしながら、近年においては地区の過疎化による若年層の減少や団員の高齢化等により、今後の消防団の組織運営が困難になることが見込まれている。そのため、各地区の人口や現在の定員数などを勘案し、現定員の285名から各分団1名から2名を減員して新定員265名とする。

定員削減により見込まれる消防力の低下を最小限に抑え、現団員の負担軽減のため、現在の消防団体制の見直しを行い、消防力の維持を図るというものでございます。

2でございます。河津町消防団条例の改正内容でございます。

消防団員の定員削減については、現行285名を令和3年度4月から265名にするというものでございます。この265名のうち20名は、機能別消防団員ということになるわけでございます。消防体制の見直しにつきましては、河津町消防団機能別団員を設けるもので、定員は各分団定員の中から2名、消防団定員の、今申し上げましたように265名のうち20名がこの団員となるものでございます。

活動につきましては、自分団管轄地区での火災出動、大規模災害時の出動、防災訓練への参加、分団訓練の参加は年に一、二回程度ということで、通常の水出し訓練、式典等には参加をしないというような活動の内容となっております。

報酬等につきましては、年報酬として1万円を予定しており、手当、公務災害等については、現状の団員の階級に準じたものとして対応させていただくというものでございます。

このほかに出動区分の再編を行います。出動区分の再編を行い円滑な消火活動の実現を図るもので、令和3年4月より、現在、第1出動は近隣からの3つの分団であったものを4つの分団とし、第2出動は、下地区全分団出動は現行のままとしますが、上地区の場合は、上地区全分団に加え第3分団と第11分団が出動し、消防力の確保をするものでございます。

次の定例会資料の4ページは、改正後の基本消防団員と機能別消防団員等についての河津町消防団の概要として掲載をさせていただいております。

次の5ページ、6ページにつきましては、本条例の改正に伴います新旧対照表となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、議案にお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第57号 河津町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第6、議案第58号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第58号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町消防団の報酬等に関する条例（昭和44年河津町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第58号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

さきの議案第57号 河津町消防団条例の一部改正に伴いまして河津町消防団員の報酬等に関する改正条例の提案をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町消防団員の報酬等に関する条例（昭和44年河津町条例第9号）一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

恐れ入ります。定例会資料の7ページをお開きください。

河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

対照表左側の最下段、別表第1でございますが、階級別報酬表の「機能別消防団員」の項目を「基本消防団員」の次に新たに追加したものに改めるものでございます。

議案にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第58号 河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第7、議案第59号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第59号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町税外収入督促等に関する条例（昭和39年河津町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 町民生活課長。

○町民生活課長（土屋典子君） 議案第59号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本改正提案理由は、令和2年度の税制改正により、租税特別措置法の延滞金の特例規定が改正されたことに伴い、同法を引用して定めている税外収入金の延滞金の割合の特例について所要の整備を行うため、必要な箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、内容につきましては定例会資料で説明させていただきます。

資料の 8 ページをお開きください。

河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、同法を引用して定めている税外収入金の延滞金の割合の特例について所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容でございます。

引用する租税特別措置法の改正に伴い、附則にて規定する「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」と名称変更するなど、必要な字句の整理を行うものでございます。

中段より、参考として税制改正の内容について記載してございます。

表の一番右が改正後となります。下線部分に示したように、延滞金等の計算に用いる割合の名称が変更されております。これらの改正と同様に、河津町税外収入督促等に関する条例の附則にて規定してある割合の名称、必要な字句等の整理をするものでございます。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

経過措置、第 2 項、この条例による改正後の附則第 5 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

また、定例会資料の 9 ページに新旧対照表をお示ししてございますので、参考にしていただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第59号 河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第8、議案第60号 河津町指定金融機関の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第60号 河津町指定金融機関の指定について。

地方自治法（昭和22年法律67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、三島信用金庫を河津町指定金融機関として指定する。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） それでは、議案第60号の河津町指定金融機関を三島信用金庫とする理由についてご説明いたします。

これまで3年間の業務をお願いしてまいりましたが、候補となる3金融機関のうち、三島信用金庫と協議・調整が調いましたので、2年間の契約期間としているものでございます。

なお、本定例会で後ほどご説明いたしますが、一般会計補正予算として、指定金融機関が発出する手数料660万円を、令和3年度から令和4年度までの2か年間の債務負担行為補正として計上させていただいているものでございます。

なお、現在の指定金融機関は伊豆太陽農業協同組合です。

ご説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第60号 河津町指定金融機関の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第9、議案第61号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第61号 町道路線の変更について。

以下、担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 議案第61号 町道路線の変更について説明をさせていただきます。

提案理由です。

令和元年度の台風15号によりまして、町道大堰・峰線の峰橋が被災いたしました。河川管理者の静岡県とも撤去の方向で話し合いを行っているところであり、橋として復旧の見込みがありませんので、町道路線の変更を行うものです。

なお、町道名は、起終点部の字名を基本的に使用しているため、起点の変更に伴い、併せて変更いたします。

本文にお戻りください。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、道路の路線を次のように変更する。

旧路線名、大堰峰線。起点、川津筏場字大堰1160番号5先、終点、峰字堰下6番2地先。

新路線名、峰堰下2号線。起点、峰字堰下6番5地先、終点、峰字堰下6番2地先。

備考としまして、路線名・起点の変更となります。

令和2月12月10日提出。河津町、岸重宏。

内容につきまして、資料の10ページをご覧ください。

こちらにその平面図を添付してございます。右側に町道の大堰・笹原線、左側は県道の下佐ヶ野・谷津線になります。その間、点線になっている部分ですけれども、そちらが落下した橋梁という形になります。起点部は、今度は全て峰地区に起点、終点も峰地区という形になります。橋梁部分がなくなったことによりまして町道の路線の変更という形になります。

説明については以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第61号 町道路線の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第10、議案第62号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第62号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第62号 静岡縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。相寿園管理組合につきまして、令和3年3月31日付にて解散することに伴い、静岡県総合事務組合から脱退するため、規約の一部を変更するものでございます。

議案でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって相寿園管理組合が静岡縣市町総合事務組合から脱退し、及び静岡縣市町総合事務組合理約（平成18年市行第581号）の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

定例会資料の11ページ、12ページをお願いいたします。

新旧対照表、改正前、改正後になりますが、11ページ、改正前のところにつきましてアンダーラインをもって掲載しておりますが、脱退によりまして削除となっていることにより、左側の改正後となっているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第62号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第11、議案第63号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第63号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第9号）。

令和2年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,190万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 議案第63号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

人事院勧告によります一般職員及び常勤特別職員を対象とした期末勤勉手当分の減額、上半期が経過し、下半期に向けての時間外手当の見込みなどによる増減、新型コロナウイルス感染の影響による地方創生臨時交付金事業の計上及び同感染症の影響による事業中止に伴う減額等でございます。

また、令和3年度以降の円滑な事業執行のため、債務負担行為補正の追加及び変更、河津町子育て支援施設整備事業の継続的推進のための繰越明許費など、必要な費用を補正予算として計上させていただいております。

それでは、1ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

単位は千円です。

款、項、補正額の順で朗読説明をさせていただきます。

12款分担金及び負担金△36万円 1項負担金、同額でございます。

14款国庫支出金2,885万9,000円 1項国庫負担金931万4,000円、2項国庫補助金1,954万5,000円。

15款県支出金501万9,000円 1項県負担金519万9,000円、2項県補助金△18万円。

17款寄附金△835万7,000円 1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金2,998万7,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

20款諸収入△240万円 5項雑入、同額でございます。

歳入合計5,274万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明をさせていただきます。

1款議会費△8万円 1項議会費、同額でございます。

2款総務費△276万3,000円 1項総務管理費△360万3,000円、2項徴税費118万円、3項戸籍住民基本台帳費△37万円、4項選挙費3万円。

3款民生費4,040万7,000円 1項社会福祉費2,245万1,000円、2項児童福祉費1,795万6,000円。

4款衛生費△25万3,000円 1項保健衛生費、同額でございます。

5款農林水産業費△12万7,000円 1項農業費、同額でございます。

6款商工費1,584万3,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費719万6,000円 1項土木管理費△6万円、2項道路橋梁費657万1,000円、3項河川費30万9,000円、4項都市計画費37万6,000円。

9款教育費△747万5,000円 1項教育総務費87万5,000円、2項小学校費54万2,000円、4項幼稚園費△60万円、5項社会教育費△868万2,000円。

3ページをお願いいたします。

6項保健体育費39万円。

歳出合計5,274万円8,000円でございます。

次の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

款、項、事業名、金額の順で朗読説明させていただきます。

3款民生費 2項児童福祉費、事業名（仮称）河津町子育て支援施設建設事業、2,200万円

でございます。

次の5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。追加でございます。

単位は千円でございます。

事項、期間、限度額の順で説明させていただきます。

庁舎夜間警備委託料、令和3年度から令和5年度、1,772万5,000円。

可燃ごみ・資源ごみ等収集業務委託料、令和3年度、5,428万7,000円。

指定金融機関業務手数料、令和3年度から令和4年度、660万円。

合計で7,861万2,000円でございます。

次に変更です。

経済変動対策貸付金利子補給金の項目でございます。従前が令和3年度から令和5年度におきまして2,200万円の限度額でしたが、変更後は金額の変更のみとなりまして、1,305万5,000円となるものでございます。

次の6ページ、7ページの事項別明細書、総括につきましては割愛をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で説明をさせていただきます。

単位は千円でございます。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金△36万円、2節老人福祉費負担金△36万円、老人ホーム入所者徴収金でございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金931万4,000円4節障害者自立支援給付費負担金931万4,000円、障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、2項国庫補助金1目民生費国庫補助金△29万5,000円1節社会福祉費補助金△29万5,000円、地域生活支援事業費補助金△36万1,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金としまして6万6,000円でございます。

5目総務費国庫補助金1,984万円3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,984万円、これにつきましては補正財源となるものでございます。

合計で1,954万5,000円となります。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金519万9,000円1節社会福祉費負担金3万9,000円、特別弔慰金支給事務市町交付金でございます。4節母子医療費負担金12万6,000円、

ひとり親家庭等医療費負担金12万6,000でございます。7節障害者自立支援給付費負担金503万4,000円、障害者自立支援給付費負担金でございます。

合計で519万9,000円でございます。

次のページをお願いします。

2項県補助金2目民生費県補助金△18万円1節社会福祉補助金△18万円、地域生活支援事業費補助金となっております。

17款寄附金1項寄附金3目教育費寄附金△835万7,000円1節社会教育費寄附金△835万7,000円、遺跡調査寄附金でございます。

次に、18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金2,998万7,000円1節基金繰入金2,998万7,000円、いきいき福祉基金繰入金△60万8,000円、財政調整基金繰入金1,252万7,000円、公共施設整備基金繰入金1,806万8,000円でございます。

20款諸収入5項雑入1目雑入△240万円2節雑入△240万円、公益社団法人静岡県市町村振興協会交付金地域づくり推進事業助成金でございます。第30回桜まつりの記念大会の事業が中止になったことによります減額となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様に説明をさせていただきます。

1款議会費1項議会費1目議会費△8万円3節職員手当等△8万円、時間外勤務手当△5万円、期末勤勉手当△3万円でございます。

以下、時間外勤務手当、期末勤勉手当等につきましては説明を省略をさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費△286万円3節職員手当等△286万円、これには、2つ目となりますが、特別職の期末手当の減額について△6万円として計上させていただいております。

5目電算費14万9,000円12節委託料11万円、総合行政情報システム導入委託料でございます。13節使用料及び賃借料3万9,000円、総合行政情報システムソフト使用料6,000円、地方税電子申告申請支援サービス使用料としまして3万3,000円でございます。

8目地域づくり推進費△10万7,000円17節備品購入費△10万7,000円、コミュニティセンター備品でございます。コミュニティセンターの当初予算で計上しておりましたが、安価による購入ができることが分かったことによります減額でございます。

9目姉妹都市提携費△78万5,000円8節旅費△5万8,000円、普通旅費5万8,000円ござ

います。東小のスキー交流の中止によって来年度に代わることによる減額でございます。13節使用料及び賃借料△49万円、自動車借り上げ料でございます。同様の理由でございます。18節負担金、補助及び交付金△23万7,000円、児童交流参加引率負担金△8万7,000円、姉妹都市交流事業補助金で△15万円となっております。

合計で△360万3,000円でございます。

2項徴税費1目税務総務費118万円3節職員手当等△2万円、22節償還金、利子及び割引料120万円、町税等還付金120万円でございます。見込み増による増額でございます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費△37万円3節職員手当等△37万円でございます。

次に、4項選挙費1目選挙管理委員会費3万円3節職員手当等3万円、時間外勤務手当を当初予算で計上していなかったことによる計上でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費88万円3節職員手当等△12万円、7節報償費50万円、結婚祝金が見込みによる増額でございます。18節負担金、補助及び交付金50万円、新型コロナウイルス感染症対策の公的福祉法人等持続化給付金につきまして1件追加があったことによる増額でございます。

12ページをお願いいたします。

2目老人福祉費△242万4,000円3節職員手当等△24万円、19節扶助費△218万4,000円、老人保護措置費で△218万4,000円となっております。

次に、3目障害者福祉費1,769万4,000円1節報酬△20万円、手話通訳者の減額でございます。8節旅費△1万円、手話通訳者費用弁償の減額となっております。12節委託料△72万3,000円、日中一時支援事業委託料△40万8,000円、訪問入浴サービス事業委託料△31万5,000円、コロナによる利用者減によります実績による減額でございます。19節扶助費1,862万7,000円、補装具等給付金150万円、障害者支援費1,712万7,000円でございます。

5目国民健康保険費△11万円3節職員手当等△11万円。

6目介護保険費543万4,000円27節繰出金543万4,000円、介護保険特別会計繰出金となっております。

7目後期高齢者医療費97万7,000円3節職員手当等△5万円、12節委託料33万円、後期高齢者医療システム改修業務委託料でございます。18節負担金、補助及び交付金69万7,000円、後期高齢者医療負担金でございます。

合計で2,245万1,000円でございます。

次の13ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉費1,770万6,000円10節需用費6万2,000円、施設修繕料でございます。児童公園の水道の修繕に伴います費用でございます。11節役務費37万円、建築確認申請手数料でございます。子育て支援施設の建設に伴う費用でございます。12節委託料△20万円、子育てサロン委託料のコロナによる一時閉鎖に伴う減額となっております。13節使用料及び賃借料10万2,000円、土地賃借料でございます。職員代替駐車場の一部につきまして土地賃借を行うことによります今年度分の賃借料となっております。

14節工事請負費4,300万円、(仮称)河津町子育て支援施設に伴う職員駐車場の整備工事です。これにつきましては、舗装工事は行わないまでの分としての工事費として計上をしているものでございます。次に、16節公有財産購入費△2,540万4,000円、同子育て施設建設に伴う土地購入費につきまして、確定したことによります減額となります。18節負担金、補助及び交付金△22万4,000円、認可外保育園利用者補助金でございます。実績による減となっております。

2目母子福祉費25万円19節扶助費25万円、ひとり親家庭等医療費扶助費でございます。実績による増でございます。

合計で1,795万6,000円です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費△7万円3節職員手当等△7万円。

2目予防費△18万3,000円12節委託料△18万3,000円、骨粗鬆症検診委託料、事業完了による減額で△13万円、生活保護対象の健診委託料、コロナによる中止による△5万3,000円となっております。

合計で△25万3,000円でございます。

次の14ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費△6万円3節職員手当等△6万円。

2目農業総務費△40万円3節職員手当等△40万円。

3目農業振興費28万7,000円18節負担金、補助及び交付金28万7,000円、鳥獣害対策事業補助金でございます。依頼件数増加によります増額となっております。

5目農業施設費4万6,000円3節職員手当等4万6,000円、扶養手当1件分の増額となっております。

合計△12万7,000円でございます。

6款商工費1項商工費1目商工総務費75万円3節職員手当等75万円でございます。

2目商工振興費1,599万3,000円18節負担金、補助及び交付金△353万1,000円、経済変動対策貸付金利子補給金の確定によります減額でございます。24節積立金1,952万4,000円、経済変動対策貸付資金利子補給基金積立金となっております。

3目観光費△240万円12節委託料△240万円、河津桜まつり記念大会事業委託料、中止に伴う減額です。

4目踊り子温泉会館運営費10万円17節備品購入費10万円、新型コロナウイルス感染症対策施設備品として、キャッシュレス機器の導入1台でございます。

次の15ページをお願いいたします。

6目河津バガテル公園管理費140万円11節役務費100万円、先ほどの温泉会館に係るキャッシュレス導入ということで、回線導入手数料として100万円でございます。17節備品購入費40万円、キャッシュレス機器導入4台分でございます。

合計で1,584万3,000円です。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費△6万円3節職員手当等△6万円です。

次に、2項道路橋梁費1目道路維持費140万1,000円10節需用費38万8,000円、施設修繕料でございます。次に、11節役務費52万1,000円、草刈り等作業手数料です。13節使用料及び賃借料49万2,000円、重機借り上げ料でございます。

2目道路新設改良費△13万円3節職員手当等△13万円。

3目橋梁維持費530万円12節委託料530万円、峰橋撤去に伴う予備検討調査業務委託料でございます。撤去におけます予備調査を行う委託料として計上しました。

合計で657万1,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

3項河川費1目河川維持費30万9,000円10節需用費30万9,000円、施設修繕料でございます。普通河川、小縄地川の護岸の修繕となっております。

次に、4項都市計画費2目都市公園管理費37万6,000円10節需用費37万6,000円、施設修繕料でございます。笹原公園の浄化槽の隔壁修繕のためのものがございます。

9款教育費1項教育総務費1目36万5,000円教育委員会費1節報酬32万7,000円、学校統合準備委員の報酬となっております。次に、8節旅費3万8,000円、同委員に伴う費用弁償となっております。

2目事務局費18万円3節職員手当等18万円でございます。

3目学校教育振興費34万円18節負担金、補助及び交付金34万円、リモート学習支援等補助

金でございます。34世帯を対象に補助するものでございます。

4目学校管理費△1万円3節職員手当等△1万円です。

合計で87万5,000円でございます。

次の17ページをお願いいたします。

2項小学校費1目東小学校管理費13万8,000円17節備品購入費13万8,000円、施設備品でございます。複式学級が見込まれることによります黑板等の購入費でございます。

3目西小学校管理費40万4,000円10節需用費40万4,000円、施設修繕料でございます。鉄棒等の修繕料でございます。

合計54万2,000円でございます。

4項幼稚園費1目幼稚園費△60万円3節職員手当等△60万円でございます。

5項社会教育費1目社会教育総務費△32万5,000円3節職員手当等△32万5,000円でございます。そのうち、扶養手当につきまして1件分増で5万円となっております。そのほか、童手当につきまして1件分増で4万5,000円が計上されております。

2目文化財保護費△835万7,000円1節報酬△448万4,000円、会計年度任用職員でございます。4節共済費△78万6,000円、8節旅費△37万5,000円、10節需用費△92万7,000円。

次のページをお願いいたします。

11節役務費△50万円、13節使用料及び賃借料△128万5,000円、これら全てにつきましては、遺跡の本調査を予定しておりました予算でございましたが、本調査の必要がなくなったことによります全額の減額となっております。

6項保健体育費1目保健体育総務費40万円、18節負担金、補助及び交付金40万円、下田河津間駅伝競走大会負担金としての追加分でございます。コロナ対応によりますバスの借り上げ等によります増額となっております。

次に、3目学校給食費△1万円3節職員手当等△1万円でございます。

合計で39万円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

15時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

○議長（上村和正君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 11番、宮崎です。質疑をします。

15ページ、7款土木費2項道路橋梁費の橋梁維持費というところですが、今回、峰橋撤去に伴う予備検討調査業務委託料、これ上がっていますけれども、私、昨年12月の議会だったと思うんですが、峰橋のところの護岸の整備について質問させていただきまして、県と協議して進めるよという話でした。その進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（上村和正君） 建設課長。

○建設課長（山本博雄君） 現在、町と下田土木事務所のほうと、あそこの橋梁、今、上部工が水中に沈んでいる状態になっているということで、財政的にもかなりかかるというのもありまして、どのようにしていったらいいのかと。県のほうも、なるべくできることは協力していただけるというお話を伺っておりまして、現在、協議をしている状況になっております。

ただ、町のほうが、町道として県の河川の上に占用という形の、橋梁というのは占用という形で成っておるものですから、町のほうで撤去するということはもう間違いないところになっております。

ただ、現状、どのような形で撤去をしていったら一番経済的なのか、有利なのかということもありまして、それに対して細かいところが分からないと県のほうも、協力する部位ですね、どの部分が協力できて、どの部分ができないのかというのが分からないものですから、まず、今回、上げさせていただきました予備調査、あと設計の検討、こちらを行って、中の項目を見させていただいた中で、県のほうにどの部分の協力ができるのかというのをもう一度また協議をさせていただいて検討していただくと。

できる限りのところは協力をできればお願いしたいという形で思っておりますので、今回、上げさせていただいています。

以上です。

○議長（上村和正君） 総務課長。

○総務課長（後藤幹樹君） 今、建設課長が言ったとおりでございますけれども、今回は、県のほうと一度協議をした中で、具体的にはどうすれば県としても関われるかというようなこともありまして、早急に現状を把握する必要があるということでございましたので、この件につきましては町が独自に、町の物件でありますので先行して今回の補正でなるべく早く調査を行って、今後どういうふうに県と分担を、やってもらえることはやってもらいたいということで、その基礎資料とするためのものとしての調査費を上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 県のほうもそのとおりだと思うんです。町がどうしたいのか、町のほうでこうしたいということを出さない。県のほうも、どういうふうな形で協力できるかというところ出てくると思っていますので。

その辺でちょっとお伺いしたいんですが、町長としては、あそこのところをどういうふうにしようかという腹案といたしますか、ビジョン的なものあるかどうか、その辺を伺っておきます。

○議長（上村和正君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 台風15号のとき流出したわけですが、それ以前については、今後どうするか検討するという段階で、ただ、現状としては、あの橋についてはなかなか維持するのは難しいだろうという方向性を持っておりましたけれども、実際、流れたときにはまだ結論が出ていない状況でありました。現実的には、その前にもう通行止めにして地区とのいろんな話も進めておりました。そのときに利用者があまり多くないといったこともあったものですから、現状では、見積りといいますか、試算の段階では相当のお金がかかるという、元の橋のままに直すということは考えておりましたので、そういうことで撤去したいという方向は思っておりましたけれども、実際、落下してしまっただと。

そういうことで、撤去するにしても、災害復旧の関係ですと、元の形に直さないで災害復旧にならないということもあったものですから、落下したままになっていたわけです。

そういう中で、町のローリング計画の中で、じゃ実際、撤去するのに幾らかかるかという試算を若干してみました。そうしたらやっぱり相当大きなお金が、例えば撤去だけでも5,000万とか上をやると3,000万とか相当お金がかかったものですから、先ほどそれぞれの課長が答弁したように、とても町でできないという話になって、私が土木事務所に何とか協力できないかというお願いをしまして、そういう中で土木事務所から、協力できることは

するよという返事をもらったものですから、今回、調査費をつけてお願いするような形になりました。

実際、その後も県の河川砂防局長のところ行ってお願いしてきたり、一応、上部のほうもお願いしてきた。ルートはつくってあるものですから、多分、協力していただけるものと思っておりますけれども、その前とにかく町で調査をなさいという指示が出たものですから、今回、上げさせてもらったということでございます。

いずれにしても、町の責任で取らなきゃならないという原則は県のほうは言っております。以上でございます。

○議長（上村和正君） 11番、宮崎議員。

○11番（宮崎啓次君） 私も昨年ちょっと言った覚えがあるんですが、あそこはやっぱり河童橋ということで観光的にも若い人たちの人気スポットになって、飛び込みをしていたということで、護岸を整備するときに飛び込みできるような、そういう案を提案したと思うんですが、もう一つ、もし県のほうに要望するんであればもう一步進んで、あそこにつり橋を架けたらどうか。峰側へ駐車できるスペースありますので、あそこへ観光客に駐車してもらって、それで大堰側で飛び込んでいただくような、そういった、観光スポットを町内につくることによって、今後、伊豆縦貫道できた折に、仮の名前ですけれども、河津インターから河津へ下りて、そのまま海岸へ。とにかく海を見ていただくという形で引っ張る方向に持っていったらどうかと思っております。

私の考えですけれども、あまり道の駅をインターのそばに造るべきではないと。道の駅をそこへ造ってしまうと、そこへ寄ってそのまま南伊豆、下田へ行ってしまうので、いかに七滝を見て、海のほうへ誘導するかということを考えていただけたらと思います。

極端な話ですけれども、あそこのインターの名称を河津七滝インターぐらいにして、七滝への下り道だよという形にして、逆に逆川を河津逆川インターという形で、こちらの平野部に行く場合はそちらから下ろして、桜まつりのときは防災公園を利用してあそこを大規模な駐車場にして、そこからバスを降ろすような方策もあるので、そのような考え方で、話はそれましたけれども、護岸の整備については、そういった前向きに観光整備の方向で県の予算をいただくような形で進めていただけたらと思いますので、もし取り上げていただけるんならば、そういった形でお願いします。

以上で結構です。

○議長（上村和正君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第63号 令和2年度河津町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第12、議案第64号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第64号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,825万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細は担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第64号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、国民健康保険税システム改修費用の増額補正並びにその財源となります県費特別調整交付金の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

5款県支出金55万円1項県負担金・補助金、同額でございます。

歳入合計55万円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費55万円1項徴税费、同額でございます。

歳出合計55万円。

恐れ入ります。3ページ、4ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

5款県支出金1項県負担金・補助金1目保険給付費等交付金55万円2節特別交付金55万円、特別調整交付金でございます。歳出の国民健康保険税システム改修費の補助金でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費2項徴税费1目賦課徴收费55万円12節委託料55万円、国民健康保険税システム改修委託料でございます。税制改正対応に伴いますシステム改修費でございます。

説明は以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第64号 令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第13、議案第65号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算
（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第65号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,067万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,129万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○議長（上村和正君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉吉一君） それでは、議案第65号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

本議案の主な提案理由でございますが、歳入は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います保険料減免額確定によります保険料の減額補正、介護サービス給付費増に伴います各法定財源の増額補正でございます。

歳出につきましては、介護報酬改正に伴いますシステム改修費並びに施設介護サービス給付費、高額介護サービス費の増額補正、人事院勧告に伴います人件費等の減額補正でございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款保険料△56万3,000円 1 項介護保険料、同額でございます。

3 款国庫支出金1,096万7,000円 1 項国庫負担金622万5,000円、2 項国庫補助金474万2,000円。

4 款支払基金交付金1,080万円 1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金671万4,000円 1 項県負担金677万4,000円、2 項県補助金△6万円。

6 款繰入金543万4,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

9 款繰越金732万3,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計4,067万5,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費98万9,000円 1 項総務管理費、同額でございます。

2 款保険給付費4,000万円 1 項介護サービス等諸費3,550万円、4 項高額介護サービス等費450万円。

4 款地域支援事業費△31万4,000円 3 項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計4,067万5,000円。

恐れ入ります。3 ページ、4 ページの事項別明細書、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

また、法定割合によります給付費につきましては説明を省略させていただきます。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料△56万3,000円 1 節現年度分保険料△56万3,000円、特別徴収保険料△47万円、普通徴収保険料△9万3,000円、新型コロナウイルス感染症によります保険料減免分の減額でございます。7 名分でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金622万5,000円 1 節現年度分622万5,000円、介護給付費負担金でございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金243万9,000円 1 節現年度分243万9,000円、調整交付金でございます。

3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△12万円 1 節現年度分△12万円、その他地域支援事業交付金でございます。

5 目介護保険システム改修事業補助金49万4,000円 1 節介護保険システム改修事業補助金49万4,000円、介護保険システム改修事業の補助金です。事業費の2分の1の補助でございます。

6 目保険者努力支援交付金152万9,000円 1 節保険者努力支援交付金152万9,000円、保険者努力支援交付金でございます。介護予防・日常生活支援事業等の費用の助成でございます。県の確定額でございます。

7 目介護保険災害等臨時特例補助金40万円 1 節介護保険災害等臨時特例補助金40万円、介護保険災害等臨時特例補助金でございます。新型コロナウイルス感染症に伴います保険料の減額分の10分の6の補助をいただくものでございます。残りは特別調整交付金にて補填され

る予定でございます。

計474万2,000円。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金1,080万円 1 節現年度分1,080万円、介護給付費交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金677万4,000円 1 節現年度分677万4,000円、介護給付費負担金でございます。

2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）△6万円 1 節現年度分△6万円、その他地域支援事業交付金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金499万9,000円 1 節現年度分499万9,000円、介護給付費繰入金でございます。

2 目その他一般会計繰入金49万5,000円 1 節事務費等繰入金49万5,000円、事務費等繰入金でございます。こちらにつきましては、介護保険システム改修費の2分の1分を一般会計から繰り入れるものでございます。

5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）△6万円 1 節現年度分△6万円、その他地域支援事業繰入金でございます。

計543万4,000円。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金732万3,000円 1 節繰越金732万3,000円、繰越金でございます。今補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費98万9,000円13節委託料98万9,000円、介護保険システム改修業務委託料でございます。介護報酬改定に伴いますシステム改修費でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 5 目施設介護サービス給付費3,550万円18節負担金、補助及び交付金3,550万円、施設介護サービス給付費でございます。施設介護サービス給付費の増に伴います増額でございます。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス等費450万円18節負担金、補助及び交付金450万円、高額介護サービス費でございます。施設介護サービス費の増額に伴います高額

介護サービス費の増額でございます。

4款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費△31万4,000円3節職員手当等△2万2,000円、期末勤勉手当の減額でございます。こちらは人事院勧告によります減額でございます。8節旅費△24万2,000円、普通旅費でございます。18節負担金、補助及び交付金△5万円、各種研修会等負担金。普通旅費とこちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴います研修会等が中止になりました関係の減額でございます。

説明は以上となります。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第65号 令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第14、議案第66号 令和2年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第66号 令和2年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、担当課長より詳細について説明いたします。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第66号について説明させていただきます。

議案第66号 令和2年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和2年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款水道事業費1,016万8,000円第1項営業費用、同額でございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「3,213万7,000円」を「2,947万1,000円」に改める。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

恐れ入ります。次の実施計画は省略させていただきます。3ページ目をお願いいたします。

令和2年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細の節と金額で説明させていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費1,016万8,000円第1項営業費用、同額でございます。第4目総経費、同額でございます。節の説明といたしましては、人事異動と給与改定に伴う補正としまして、第1節給与費△245万9,000円、第2節手当75万3,000円、第6節法定福利費△96万円、第9節退職給与費△36万6,000円でございます。水道台帳の電子化に係る経費といたしまして、

第16節委託料、水道台帳電子化委託料1,320万円。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第66号 令和2年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第15、議案第67号 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第67号 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）については担当課長より説明させます。

○議長（上村和正君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第67号について説明させていただきます。

議案第67号 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款温泉事業費△162万4,000円第1項営業費用、同額でございます。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「1,411万9,000円」を「1,269万6,000円」に改める。

令和2年12月10日提出。河津町長、岸重宏。

次の実施計画は省略させていただきます、3ページ目をお願いいたします。

令和2年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細の節、金額で説明させていただきます。

第1款温泉事業費△162万4,000円第1項営業費用、同額でございます。第4目総経費、同額でございます。節の説明につきましては、人事異動と給与改定に伴う更正でございます。

第1節給料△137万7,000円、第2節手当21万3,000円、第6節法定福利費△25万9,000円、第9節退職給与費△20万1,000円でございます。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第67号 令和2年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選挙第6号

○議長（上村和正君） 日程第16、選挙第6号 河津町選挙管理委員選挙を議題とします。

本件につきましては、それぞれの委員の任期満了を控え行われるものであります。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

選挙管理委員は議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、地方自治法第182条第1項の規定による選挙管理委員に、河津町湯ヶ野46番地の6、板垣保君、河津町川津筏場1125番地、飯田ゆみ子君、河津町見高2255番地の51、土屋常平君、河津町沢田232番地の8、田中修君、以上の方を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました板垣保君、飯田ゆみ子君、土屋常平君、田中修君を河津町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました河津町湯ヶ野46番地の6、板垣保君、河津町川津筏場1125番地、飯田ゆみ子君、河津町見高2255番地の51、土屋常平君、河津町沢田232番地の8、田中修君、以上の4名の方が河津町選挙管理委員に当選されました。

なお、当選人には文書にて告知いたします。

◎選挙第7号

○議長（上村和正君） 日程第17、選挙第7号 河津町選挙管理委員補充員選挙を議題とします。

本件につきましては、それぞれの補充員の任期満了を控え行われるものであります。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

選挙管理委員補充員は議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、地方自治法第182条第2項の規定による選挙管理委員補充員に、第1順位、河津町見高472番地、谷澤誠君、第2順位、河津町梨本26番地、相馬和男君、第3順位、河津町峰359番地の8、鈴木津根子君、第4順位、河津町峰711番地、鳥澤俊光君、以上の方を指

名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました第1順位、谷澤誠君、第2順位、相馬和男君、第3順位、鈴木津根子君、第4順位、鳥澤俊光君を河津町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました第1順位、河津町見高472番地、谷澤誠君、第2順位、河津町梨本26番地、相馬和男君、第3順位、河津町峰359番地の8、鈴木津根子君、第4順位、河津町峰711番地、鳥澤俊光君、以上の4名の方が河津町選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、当選人には文書にて告知いたします。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第18、発議第4号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

1番、大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹です。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第4号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出。河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。賛同者、河津町議会議員、土屋貴、同じく渡邊昌昭、

同じく桑原猛、同じく仲里司、同じく稲葉静、同じく渡邊弘、同じく宮崎啓次、同じく遠藤嘉規、同じく塩田正治。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書。

ドクターヘリは、交通事情の影響を受けず、医師や看護師を乗せて現場に急行し、機内で患者を治療しながら医療機関に搬送されるため、救急医療の一端を担う「空飛ぶ治療室」の役割を十分に果たしている。

私たち伊豆南部地域から、三次救急病院である伊豆の国市の順天堂大学医学部附属静岡病院までは、遠隔地であり、救急車でも約1時間はかかり、また急峻で曲がりくねった峠道を通行しなければならず、交通事故や心臓、脳疾患の場合など1分1秒を争う救急搬送にとって、ドクターヘリは、50キロメートル圏内で15分以内に到達でき、正しく命の綱である。

東部地域でも平成15年から運航を開始し、令和元年には全出動回数の1,196回の内、賀茂地区からは約25%の297件が搬送され、救命措置の恩恵を受けている。

しかしながら、搬送回数は当初の約400人に比べると倍以上の人数となっており、ここ10年間においても増加傾向にあり、今後の運航経費や維持経費、医療従事者の確保など人的、経済的負担が大きくなっていくことが予想される。

については、ドクターヘリが救命救急の重役を担い、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、ドクターヘリの安定・持続的運用の支援強化について、強く要望する。

1、ドクターヘリの年間出動件数や出動時間など実態を把握し、かつ安全基準に基づいた代替機提供の適正化を図るための経費についても補助対象とし、実際の運用に見合う補助金額を設定して予算措置すること。

2、ドクターヘリの安全運航のために、待機時間や機体の点検時間を含めた操縦士等のスタッフの勤務実態を的確に把握すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先。

内閣総理大臣 菅義偉殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 武田良太殿、厚生労働大臣 田村憲久殿、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 山東昭子殿、静岡県知事 川勝平太殿。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第4号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第19、発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、渡邊昌昭君。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出。河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、渡邊昌昭。賛同者、河津町議会議員、大川良樹、同じく土屋貴、同じく桑原猛、同じく稲葉静、同じく仲里司、同じく渡邊弘、同じく宮崎啓次、同じく遠藤嘉規、同じく塩田正治。

内容です。

防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書。

現在、令和2年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施しているが、対策が必要な個所は未だ多数存在するため、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

河津町でも防災・減災に向けた対策を進めてきたところであるが、想定される大規模自然災害に対して防災・減災の取組を引続き推し進め、町内の脆弱な社会インフラを整備し、機能を維持する必要性は依然として高い。

よって、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く求める。

記。

1、令和2年度で終了とされている3か年緊急対策の更なる延長と拡充を行うこと。

2、令和3年度以降も国土強靱化対策の対象事業を拡大するとともに、別枠による必要かつ十分な予算確保など、対策の抜本的強化を図ること。

なお、予算の配分にあたっては、社会資本整備の遅れが見られる地方に十分配慮すること。

3、地方公共団体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

4、老朽化対策が確実に進められるよう新たな財源を創設するとともに、長期安定的に必要なかつ十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日。静岡県賀茂郡河津町議会。

次ページに意見書の送付先がございます。

意見書提出先。

内閣総理大臣 菅義偉殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 武田良太殿、内閣官房長官 加藤勝信殿、国土交通大臣 赤羽一嘉殿、国土強靱化担当大臣 小此木八郎殿、内閣府特命

担当大臣（防災） 小此木八郎殿、農林水産大臣 野上浩太郎殿、衆議院議長 大島理森殿、
参議院議長 山東昭子殿。

以上です。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第5号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（上村和正君） 日程第20、発議第6号 コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしてい
ける町であり続けるための決議についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

1番、大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川です。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第6号 コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしていける町であり続けるための決議について。

上記の決議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月11日提出。河津町議会議長、上村和正様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。賛同者、河津町議会議員、土屋貴、同じく渡邊昌昭、同じく桑原猛、同じく稲葉静、同じく仲里司、同じく渡邊弘、同じく宮崎啓次、同じく遠藤嘉規、同じく塩田正治。

コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしていける町であり続けるための決議。

新型コロナウイルス感染症は、近隣市町でもクラスターが発生するなど感染拡大が続いており、河津町でも不安を抱えた生活を余儀なくされている。

全国的には、感染者やその家族、最前線で治療に当たる医療・介護関係者などに対する誹謗中傷、インターネット上での悪質な書き込みや差別・偏見、いじめ等が社会問題となっている。心無い言動は、刃物と同じで人の心に深い傷を残し、時には命を奪う事もある。私たちが立ち向かう相手は、新型コロナウイルスという「ウイルス」であって、「人」ではない。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し、誰もが気づかぬうちに他に感染させる可能性があることを念頭に置いて、町民の意識をひとつにして、思いやりを持って行動することが求められる。

よって、河津町議会は、以下の事項を決議する。

1、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や不当な差別、いじめは決してあってはならない。町民、経済関連各種団体、行政、教育機関などと連携し正しい理解を持ち、互いに支え合い、励まし合えるよう行動すること。

2、感染リスクと向き合い、最前線で献身的に業務にあたっている医療従事者をはじめとする関係各位、そしてその家族に心からの敬意と感謝を表明する。

3、新型コロナウイルスによる感染が終息した後、河津町をより一層希望あふれる町とするため、力を合わせ、ともに今を乗り越えること。

令和2年12月11日。静岡県賀茂郡河津町議会。

提出先。

静岡県知事 川勝平太殿。

以上でございます。

○議長（上村和正君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第6号 コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしていける町であり続けるための決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係行政庁に提出することに決定しました。

◎委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（上村和正君） 日程第21、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（上村和正君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日これをもって令和2年河津町議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（上村和正君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和2年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	2. 12. 11	適任 三村正美
同意第3号	監査委員の選任について	〃	同意 岡崎長治
議案第56号	河津町議会議員及び河津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	〃	原案可決
議案第57号	河津町消防団条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第58号	河津町消防団員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第59号	河津町税外収入督促等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第60号	河津町指定金融機関の指定について	〃	〃
議案第61号	町道路線の変更について	〃	〃
議案第62号	静岡県市町総合事務組合规約の一部を変更する規約について	〃	〃
議案第63号	令和2年度河津町一般会計補正予算(第9号)	〃	〃
議案第64号	令和2年度河津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
議案第65号	令和2年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第66号	令和2年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)	2. 12. 11	原案可決
議案第67号	令和2年度河津町温泉事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
選挙第6号	河津町選挙管理委員選挙	〃	当選 板垣保 飯田ゆみ子 土屋常平 田中修
選挙第7号	河津町選挙管理委員補充員選挙	〃	当選 谷澤誠 相馬和男 鈴木津根子 鳥澤俊光
発議第4号	ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書の提出について	〃	採択
発議第5号	防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について	〃	〃
発議第6号	コロナ禍の不安に負けず安心して暮らしていける町であり続けるための決議について	〃	〃
	委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	決定